

平成26年度文部科学省受託事業
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築

事業成果報告書

平成27年3月

柔道整復師養成分野における第三者評価システム構築コンソーシアム
代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

はじめに

平成 25 年 8 月、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程が公布施行されました。職業実践専門課程とは、職業実践的な教育のための新たな枠組の趣旨を専門課程に生かしていく先導的試行として位置づけられています。具体的には、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の保証の組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が認定し、奨励する制度です。(以下「本制度」という。)本制度の施行に当たっては、職業実践専門課程の取組を通じて、課題や成果などを十分に検証するとともに新たな枠組みのイメージに対する社会的な認知・共有を進めていくことが必要であるとされ、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」(以下「協力者会議」という。)において、検証の方向性が議論され、検証のための事業についての公募が行われました。当機構では、平成 16 年から会員校とともに実施してきた「専修学校等の学校評価システム開発」及び「第三者評価のモデル実施から本格的事業化」の実績を活かし、柔道整復師関係団体、柔道整復師養成指定施設の専門学校、大学評価等の有識者、行政関係者等とコンソーシアムを構築し、代表機関として柔道整復師養成分野の第三者評価システム事業を受託し、これまで、事業実施に取り組んでまいりました。

このたび、本年度の事業終了にあたり、事業成果について取りまとめ刊行いたします。この報告書が職業実践専門課程の第三評価システムの構築ばかりでなく、専修学校における学校評価の進展に寄与することができれば幸いです。

本事業の実施にあたり事業実施委員会及び分野別基準等策定部会等の各部会委員の皆様方にはお忙しい中、ご指導・ご協力をいただきましてありがとうございました。また、当機構では、今回取組まれた 8 つの分野の第三者評価事業について、連絡調整会議、共同発表として東京、大阪で開催した第三者評価フォーラムの開催における事務局を務めました。会議等についてご協力いただいた各コンソーシアムの皆様、ご指導・ご助言いただいた協力者会議委員の川口昭彦先生、前田早苗先生ありがとうございました。また、第三者評価フォーラム開催についてご支援・ご協力いただいた全国専修学校各種学校総連合会、大阪府専修学校各種学校連合会、東京都専修学校各種学校協会の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

柔道整復師養成分野における第三者評価システム構築コンソーシアム
代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
理事長 茅 野 祐 子

目 次

はじめに

1	事業の概要	1
	(1) 事業のテーマ	
	(2) 事業の目的	
	(3) 事業の内容	
	(4) 事業の推進体制	
	(5) 事業の成果物	
	(6) 実施スケジュール	
	(7) 事業実施委員会・各部会及び連絡調整会議の活動状況	
2	柔道整復師養成校における学校評価の現状と課題	9
	(1) 柔道整復師養成校の概要	
	(2) 柔道整復師養成校における学校評価の現状	
	(3) 柔道整復師養成校（職業実践専門課程）の現状	
	(4) 柔道整復師養成校における学校評価の課題と解決の方向性	
3	柔道整復師養成校のための第三者評価基準の構築	18
	(1) 評価研究機構におけるこれまでの取組	
	(2) 柔道整復師養成分野の第三者評価基準のイメージ構築	
	(3) 第三者評価基準項目の設定等	
	(4) 第三者評価基準書（素案 Ver. 2.0）	
4	柔道整復師養成校のための第三者評価システムの構築	29
	(1) 機構の第三者評価システムの概要	
	(2) 実施体制に関する検討事項	
	(3) 第三者評価のステップに関する検討事項	
	(4) 評価の最終表現に関する検討事項	
5	コンソーシアム連絡調整会議	33
	(1) 連絡調整会議の運営状況	
	(2) 職業実践専門課程の第三者評価フォーラムの開催状況	

6 まとめ 36

- (1) 今年度事業のまとめ
- (2) 来年度事業計画

【資料1：第三者評価に関する講演資料集】 39

- 1 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について
(文部科学省・専修学校教育振興室・白鳥綱重室長)
- 2 第三者による高等教育の質保証 (川口昭彦委員)
- 3 分野別質保証の考え方 (福島統委員)
- 4 専門学校の第三者評価 (関口正雄委員)

【資料2：柔道整復師養成校に関するアンケート調査】 112

- 1 柔道整復師養成校アンケート調査
- 2 職業実践専門課程認定校(柔道整復師養成学科)アンケート調査

1 事業の概要

(1) 事業のテーマ

柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築及び「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進事業において第三者評価システム構築等に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整

(2) 事業の目的

- ① 柔道整復師養成分野に係る専門学校の教育活動等の質を保証するための仕組みとして、分野別評価に重点をおいた第三者評価システムを構築する。
- ② 職業実践専門課程認定校の学校評価の取組状況を調査し、今後の第三者評価の実用化に向け、機関別評価と分野別評価の特性、評価機関のあり方等について検討する。
- ③ 各コンソーシアムにおける第三者評価システム構築事業を円滑に推進するため、各コンソーシアム間の情報の共有化、進捗状況の相互確認のための連絡調整を行うとともに、成果の中間発表会を共同開催し専門学校へのアピールを図る。

(3) 事業の内容

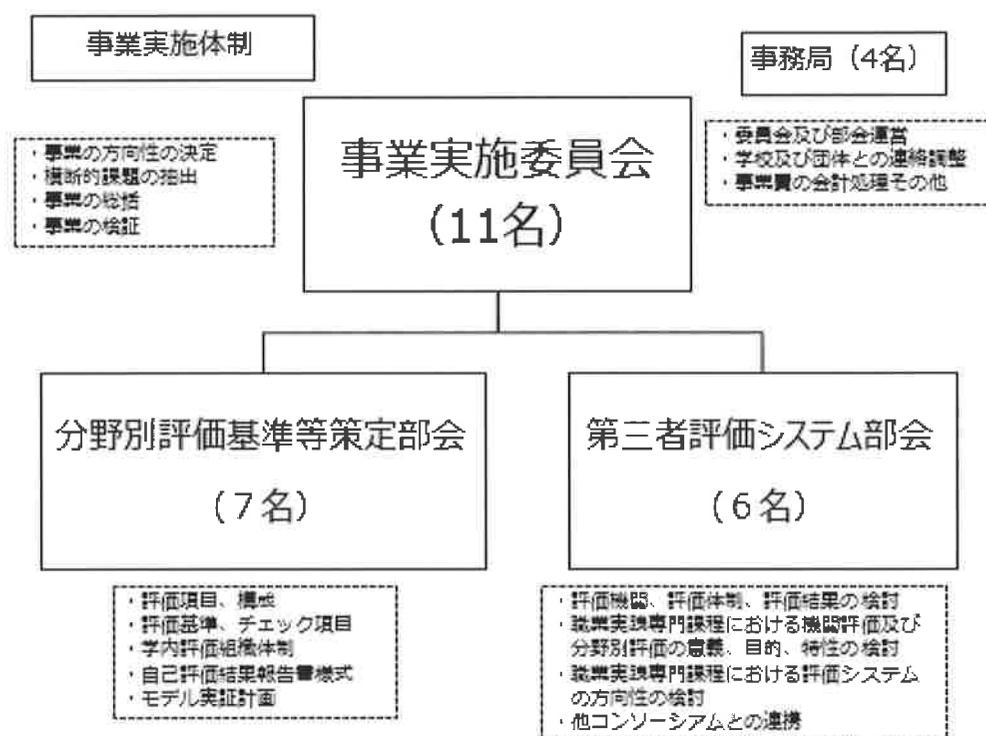
- ① 柔道整復師養成分野の専門学校とその中の職業実践専門課程認定校を対象とするアンケート調査を実施することにより、学校評価の取組状況等を分析し、第三者評価システムを構築するための資料とする。
- ② 柔道整復師養成分野における教育活動等を調査し、専門学校としての共通点や他分野との相違点等について検討し、評価基準・評価体制・評価結果の表現など分野別評価に重点を置いた第三者評価システムモデルを構築する。
- ③ この第三者評価システム構築の過程において、機関別評価と分野別評価、評価機関のあり方等、今後の第三者評価の実用化の方向性についても検討する。
- ④ 次年度に、第三者評価システムモデルを適用して職業実践専門課程認定課程（柔道整復師養成学科）においてモデル評価事業を行うため、実施計画及び実施要項等を策定する。
- ⑤ 第三者評価システム構築等に取り組むコンソーシアム(8 団体)で構成する連絡調整会議を開催し、取組の進捗状況や方向性を確認し、効果的、効率的な取組を目指す。また、取組成果の中間発表会(フォーラム)を東京と大阪で開催し、専門学校関係者への第三者評価制度に関する理解促進を図る。

(4) 事業の推進体制

本事業は、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「機構」という。）と次の柔道整復師関係4団体で構成するコンソーシアムで実施することとし、代表機関は機構とし、コンソーシアムの事務局は機構内に設置した。

- ・公益財団法人柔道整復研修試験財団
- ・公益社団法人全国柔道整復学校協会
- ・公益社団法人日本柔道整復師会
- ・一般社団法人日本柔道整復接骨医学会

本事業を実施するため、事業実施委員会、分野別評価基準等策定部会及び第三者評価システム部会を設置した。具体的な役割は以下のとおりである。



事業実施委員会、分野別評価基準等策定部会及び第三者評価システム部会の委員は次のとおりである。

1 事業実施委員会(11名)

(50音順)

氏名	役職等
加藤 征	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 副会長
川口昭彦	独立行政法人 大学評価・学位授与機構 顧問
工藤一彦	一般社団法人 日本技術者教育認定機構 業務執行理事
菅野国弘	全国専修学校各種学校総連合会 事務局次長補佐
関口正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事
高田照之	東京都生活文化局私学部私学行政課長
萩原正和	公益社団法人 日本柔道整復師会 副会長
福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事
松本泰治	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 第三者評価部会長
山口登一郎	一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会 理事
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

2 分野別評価基準等策定部会(7名)

加藤 征	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 副会長
小倉啓史	朝日医療専門学校岡山校 柔道整復学科学科長
久米信好	公益社団法人 東京都柔道接骨師会 学術委員
辻坂圭央	東洋医療専門学校 柔道整復師学科学科長
原田正男	信州医療福祉専門学校 事務局長
古川清裕	信州医療福祉専門学校 副校長
細野 昇	呉竹医療専門学校 校長

3 第三者評価システム部会(6名)

川口昭彦	独立行政法人 大学評価・学位授与機構 顧問
菅野国弘	全国専修学校各種学校総連合会 事務局次長補佐
関口正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事
福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事
松本泰治	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 第三者評価部会長
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

4 事務局(4名)

真崎 裕子	私立専門学校等評価研究機構 事務局長
斎藤 正宏	課長
猪股 久子	主事
金城 義之	調査研究スタッフ

5 事業協力機関

◎職業実践専門課程認定校における事業協力校（50音別）		
学校名	協力内容	学校のURL
朝日医療専門学校岡山校	部会員・モデル評価計画策定調査等	www.asahi.ac.jp/okayama
呉竹医療専門学校	部会員・モデル評価計画策定調査等	www.kuretake.ac.jp
信州医療福祉専門学校	部会員・モデル評価計画策定調査等	www.kowagakuen.ac.jp
東洋医療専門学校	部会員・モデル評価計画策定調査等	www.tovoiryo.ac.jp
北海道柔道整復専門学校	部会員・モデル評価計画策定調査等	www.iusei.or.jp/tech

名称【事業実施委員会】		
団体名、機関名等	具体的な協力方法	団体等のURL
公社 全国柔道整復学校協会	委員の派遣・部会運営・モデル評価試行	www.judo-seifuku.or.jp
独法 大学評価・学位授与機構	委員の派遣・助言	www.niad.ac.jp
一社 日本技術者教育認定機構	委員の派遣・助言	www.iabee.org/sitemap/
全国専修学校各種学校総連合会	委員の派遣・助言	www.zensenkaku.gr.jp/profile/
NPO法人 私立専門学校等評価研究機構	事業統括・委員会運営・部会運営・その他	www.hyouka.or.jp
公社 日本柔道整復師会	委員の派遣・部会運営・モデル評価試行	www.shadan-nissei.or.jp
公財 柔道整復師研修試験財団	委員の派遣・部会運営・モデル評価試行	www.zaiiusei.com
一社 日本柔道整復接骨医学会	委員の派遣・部会運営・モデル評価試行	www.isit.jp
多摩地区高等学校進路指導協議会	委員の派遣・助言	
東京都生活文化局	委員の派遣・助言	www.metro.tokyo.jp

事業受託代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構について

設立の経緯

平成15年 専修学校構想懇談会（東京都及び社団法人東京都専修学校各種学校協会を中心に、今後の専修学校の振興策を検討するために組織された懇談会）報告において、社会からの信頼性向上のための仕組みとして学校評価への取組の強化のため、専門学校の評価システムの構築運用するための推進組織を設置することが提言された。

平成16年 専門学校等の第三者評価機関として、NPO法人私立専門学校等評価研究機構設立

平成17年 学校評価検討委員会を設置。評価システムの検討・構築

平成18年 第三者評価のモデル事業を実施(4校)

平成19年 第三者評価事業を開始(8校)

平成20年 自己評価のための「自己点検ブック」を発行

平成23年 「自己点検ブック(改訂版)」を発行

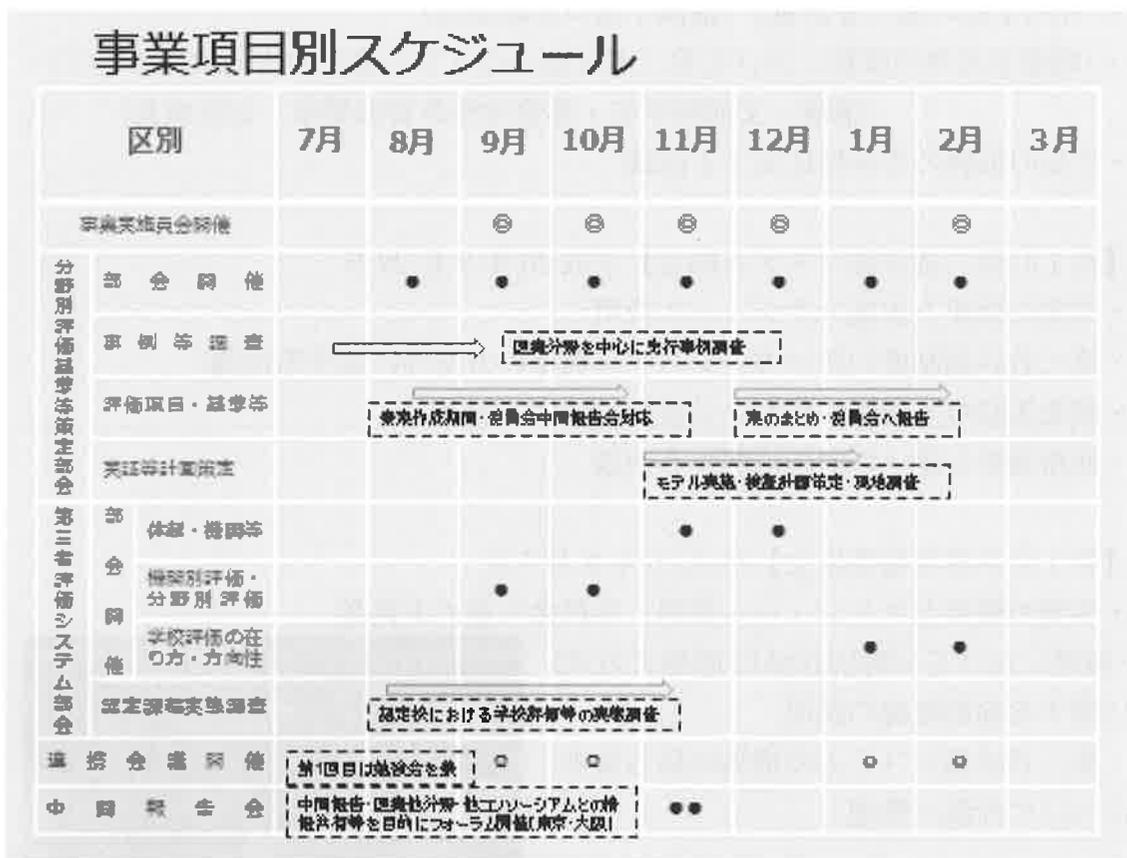
平成25年 第三者評価事業を平成19年以来、延べ36校で実施

(5) 事業の成果物

この事業の検討経過を報告し、柔道整復師養成分野の専門学校における第三者評価の普及・促進を図るために次の出版物を作成し、専修学校関係者及び関係団体・機関に配布する。

- ① 第三者評価システムの概要 800部
- ② 事業成果報告書 800部

(6) 実施スケジュール



(7) 事業実施委員会・各部会及び連絡調整会議の活動状況

委員会・各部会及び連絡調整会議は、各々の会議において次のような検討を行って第三者評価システムの構築等を進めた。会議開催順にその主な内容を掲げ、検討経緯を辿ることとする。

【第1回分野別評価基準等策定部会】平成26年8月11日

- ・「柔道整復学科のための第三者評価のあり方について、主要な論点」
(講演：関口正雄委員)
- ・「分野別質保証の考え方」(講演：福島統委員)
- ・事業の概要・スケジュール、分野別評価のあり方などを討議・

【第1回連絡調整会議】平成26年8月27日

- ・「第三者による高等教育の質保証」(講演：川口昭彦委員)
- ・「専門学校第三者評価」(講演：関口正雄委員)
- ・「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について」
(講演：文部科学省・専修学校教育振興室 白鳥室長)
- ・今後の取組の方向性に関する討議

【第1回第三者評価システム部会】平成26年8月28日

- ・事業の概要と実施スケジュール説明
- ・第三者評価制度のあり方、システム構築の方向性に関する討議
- ・職業実践専門課程、新しい学校種に関する討議
- ・連絡調整会議への対応に関する討議

【第1回事業実施委員会】平成26年9月5日

- ・事業の概要とスケジュール説明、委員会の進め方協議
- ・機構における分野別評価(2階建て方式)
に関する検討経緯の説明
- ・第三者評価システムの構築に係る論点
について討議・整理



【第2回分野別評価基準等策定部会】

平成26年9月22日

- ・評価基準策定のイメージの検討
- ・評価項目選定の考え方、MustとShouldの取り扱いを検討

【第3回分野別評価基準等策定部会】平成26年9月29日

- ・評価基準策定のイメージ図の説明と討議
- ・Shouldとする自己目標化項目の取り扱い検討
- ・認定実技審査の具体的内容に関する討議

【第4回分野別評価基準等策定部会】平成26年10月9日

- ・評価項目の抽出と評価基準(案)の構成の検討

【第2回第三者評価システム部会】平成26年10月20日

- ・柔道整復師養成分野における職業実践専門課程認定要件に関するアンケート調査結果の検討
- ・美容分野における第三者評価基準要綱(素案)の説明と検討
- ・第2回連絡調整会議及び第三者評価フォーラム(東京)の対応に関する協議

【第2回連絡調整会議】平成26年11月6日

- ・各コンソーシアムからの報告(事業内容・進捗状況など)
- ・各コンソーシアム報告に対する講評・助言
- ・美容分野評価基準要綱の紹介
- ・第三者評価フォーラム(東京)開催計画の説明・確認
- ・学校評価ガイドラインと第三者評価システム構築の方向性に関連する質疑

【第2回事業実施委員会】平成26年11月10日

- ・各部会の検討状況について報告
- ・第三者評価基準(素案)の説明と討議
- ・連絡調整会議審議状況と第三者評価フォーラム(東京)の開催概要説明

【第5回分野別評価基準等策定部会】平成26年11月10日

- ・評価項目の抽出、評価基準(素案)の検討

【第6回分野別評価基準等策定部会】

平成26年12月11日

- ・評価基準(素案)の検討
- ・柔道整復師養成校アンケート調査(案)の検討



- 【第三者評価フォーラム(東京)】平成26年12月18日・主婦会館プラザエフ
- ・文部科学省基調報告(専修学校教育振興室・白鳥綱重室長)
- ・基調講演「医療教育分野の質保証とグローバルスタンダード」(福島統委員)
- ・コンソーシアム報告(6団体)
- ・講評(川口昭彦委員)

【第7回分野別評価基準等策定部会】平成27年1月8日

- ・評価基準(素案)の検討
- ・第三者評価モデル事業実施計画の検討

【第三者評価フォーラム(大阪)】平成27年1月16日・グランキューブ大阪

- ・文部科学省基調報告(専修学校教育振興室・白鳥綱重室長)
- ・基調講演「医療教育分野の質保証とグローバルスタンダード」(福島統委員)
- ・コンソーシアム報告(6団体)
- ・講評(川口昭彦委員)



【第3回第三者評価システム部会】

平成27年1月19日

- ・評価基準(素案)の検討
- ・第三者評価システム原案の検討
- ・モデル事業実施計画の検討

【第8回分野別評価基準等策定部会】平成27年1月19日

- ・第三者評価基準(素案)のまとめ
- ・養成校アンケート調査の報告

【第3回事業実施委員会】平成27年2月2日

- ・柔道整復師分野の第三者評価基準(素案)のまとめ
- ・柔道整復師分野の第三者評価システム(原案)のまとめ
- ・27年度第三者評価モデル事業実施計画の検討

【第4回事業実施委員会】平成27年2月16日

- ・今年度事業のまとめ、報告書検討

【第4回連絡調整会議】平成27年2月19日

- ・コンソーシアム報告(8団体)
- ・各分野間の意見交換
- ・各コンソーシアム報告に対する講評・助言
- ・来年度の事業の方向性(専修学校教育振興室・白鳥綱重室長)

2 柔道整復師養成校における学校評価の現状と課題

(1) 柔道整復師養成校の概要

① 柔道整復師とは

一般的には「柔道整復師」という名称より、「ほねつぎ」あるいは「接骨師」という呼び方のほうが、極めて身近な存在である。

公益社団法人日本柔道整復師会のホームページでは柔道整復師について次のように説明している。

「昔から「ほねつぎ」「接骨師」として広く知られ、現在は高校卒業後、厚生労働省の許可した専門の養成施設、厚生労働省の許可した専門の養成施設（三年間以上修学）か文部科学省の許可した四年制大学で解剖学、生理学、運動学、病理学、衛生学、公衆衛生学などの基礎系科目と柔道整復理論、柔道整復実技、関係法規、外科学、リハビリテーション学などの臨床系専門科目を履修します。

国家試験を受け、合格すると厚生労働大臣免許の柔道整復師となります。資格取得後は、臨床研修を行い、「接骨院」や「整骨院」という施術所を開業できます。また、勤務柔道整復師として病院や接骨院などで働くこともできます。

このような職種・資格を「柔道整復師」と称する理由と現在の活動状況については、公益社団法人全国柔道整復学校協会のホームページで次のように説明している。

柔道整復師は、日本古来の武道から派生した日本独自の民族医学に発祥します。柔術における活法（傷ついた者への治療法、手当て）の技術に、近代西洋医学の科学的な知識が取り入れられ、発展しました。外傷による骨や運動器、軟部組織（筋・腱・靭帯など）の損傷に対し、手術や薬ではなく独特の手技によって整復・固定・後療などを行い、人間のもつ自然治癒力を引き出し、手助けすることで治療します。

柔道整復師として活躍する場合は、接骨院、整骨院での施術のみならず、整形外科医院などの医療機関での勤務、スポーツトレーナーとして現場でのケガの応急手当や予防指導、また近年では機能訓練指導員として、福祉・介護の新しい分野で活躍しています。

② 柔道整復師養成校について

柔道整復師となるためには、国家試験に合格し厚生労働大臣免許を受けなければならないが、その養成施設として厚生労働省の「柔道整復師学校養成施設指定規則」に定める学校において所定のカリキュラムを学ぶことが義務づけられている。

平成 26 年現在、全国にある柔道整復師養成施設として、専門学校 94 校のほかには大学があるが、本書では、専門学校に焦点を絞って現状をみることにする。

厚生労働省の指定する柔道整復師学校養成施設のうち専門学校は、一方で学校教育法第 124 条に定める専修学校として法的に位置づけられている。すなわち、柔道整復師養成校としての専門学校は、厚生労働省の定める養成施設指定規則と文部科学省の定める設置基準という二つの規範のもとに設置されて活動しているのである。国の縦割り行政の中でこのようなケースはしばしば見受けられるが、学校側からすると届出等業務上の重複感が負担を増しているという声も少なからずある。

平成 26 年度現在、柔道整復師養成校として活動している専門学校は、全国で 94 校ある。4 年制課程は 1 校で他は 3 年制課程として設置され、ほとんどの学校で昼間部と夜間部が設置されている。

柔道整復師養成校については、平成 10 年に設置認可緩和に関する司法判断があり、これを受けて従来の養成校 14 校から大幅に学校が増加したという経緯がある。その結果、養成校と有資格者の増加が柔道整復師と施術所の増加という状況を招いており、そうした中、真に質の高い施術を行う人材を養成する必要性がますます増している。

(2) 柔道整復師養成校における学校評価の現状

当コンソーシアムでは、評価基準や評価システムを検討する過程で、柔道整復師養成学科を置く専門学校に対し、アンケート調査を行った。その詳細は【資料 2】を参照いただくとして、ここではその特徴的な点を取り上げる。

① 調査回答校

当コンソーシアムのアンケート調査に回答が寄せられたのは 93 校(募集停止中の 1 校を除く。)中 49 校であった。全 93 校中の 52.7% で十分な数値とはいえないが、この結果を以下に見ていく。

② 柔道整復師養成校の状況

柔道整復師養成学科の学生定員は、151～200人が12校、201～300人が10校であり、151～300人規模の学科を設置する学校が全体の半数近い44.9%を占めている。

学科定員150人以下の学校も24.5%あるが、一方301人以上の学校が30.6%を占めている。

柔道整復師養成学科以外に併設している学科としては、鍼灸科26校、理学療法科13校、作業療法科6校で、医療系職種を養成する学科が多い。スポーツ系学科が5校とまだ少数であるが、近年の傾向として併設するようになってきているようである。

学校全体の規模を学生の総定員で見ると、500人以上の学校が23校(46.9%)と最も多く、301～400人が10校(20.4%)と次いでいる。

③ 職業実践専門課程への取組

専門学校の職業実践専門課程は平成25年度に創設された制度であるが、49校中13校(26.5%)が初年度に文部科学大臣の認定を受けている。26年度申請手続き中の学校が10校(20.4%)、また27年度に申請予定校が4校(8.2%)あり、これを含めると27校で全体の55.1%を占め、職業実践専門課程認定に対する取組の意欲が強いことがうかがえる。

④ 学校評価の実施状況

自己点検・評価については毎年度実施している学校が35校(71.4%)、不定期実施が9校(18.4%)でほとんどの学校が実施し、制度の定着化が進んでいる。ただ、未実施であると回答した学校が5校あり、自己評価の実施と結果公表は、法令上の義務であり、問題が残るところである。

自己点検・評価において用いる評価基準は、文部科学省の学校評価ガイドライン23校(46.9%)、機構の評価基準が16校(32.6%)でほとんどの学校で両者のいずれかを使っているが、学校独自の基準を定めている学校も5校ある。

自己点検・評価の実施体制は、自己点検・評価委員会が24校(49.0%)、学内担当部署とするものが14校(29.6%)で大部分を占めている。

学校関係者評価は、法令上は努力義務とされているが、平成 25 年度に職業実践専門課程の制度導入に当たって認定要件とされ、認定申請を行う学校では、必ず置くべきものとなった。設置済の学校は 29 校（59.2%）、設置予定 10 校（21.6%）で計 39 校（79.6%）にのぼり、前項②で触れた職業実践専門課程の申請予定を含めた学校数を上回っており、申請に向けての取組が進行しているよううかがえる。

第三者評価については、受審済の学校は 5 校、2～3 年以内に受審予定 4 校とまだ少数であるが、将来受けたいと考える学校は 32 校（65.3%）あり、第三者評価への関心が高くなっていることがわかる。

(3) 柔道整復師養成校（職業実践専門課程）における学校評価の現状

次に、これら養成校の中で平成 25 年度に創設された職業実践専門課程の認定を初めて受けた学校を対象に、学校評価の取組状況についてアンケート調査でより具体的にみていきたい。これについても、その詳細は【資料 2】を参照いただくとして、ここでは全般的な傾向とその特徴的な点を取り上げ記述することとする。

① 職業実践専門課程とは

アンケート調査の結果分析に入る前に、職業実践専門課程について、概略を説明する。

職業実践専門課程とは職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、専攻分野における実務知識、技術及び技能について、企業等との密接な連携等により組織的な教育を行う専修学校の専門課程で、文部科学大臣が認定したものである。

この制度は、「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくり」に向けた先導的試行として位置づけられている。

職業実践専門課程の認定については、平成 25 年 8 月に認定要件に関する告示が公布・施行された。

職業実践専門課程となるためには、次の各認定要件に適合していることが求められている。

- ・修業年限が 2 年以上であること。
- ・専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- ・企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。

- ・全課程の修了に必要な総授業時数が 1700 単位時間以上又は総単位数が 62 単位以上であること。
- ・企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。
- ・学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 67 条に定める評価(学校関係者評価)を行い、その結果を公表していること。
- ・学校関係者評価を行うに当たっては、当該専門学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
- ・企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専門学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること

平成 25 年度の認定手続きについては、各学校の申請・都道府県知事等の推薦に基づき、文部科学省において審査し、26 年 3 月に文部科学大臣による認定が発表された。このとき認定を受けたのは、472 校、1373 学科で、このうち、柔道整復師養成校は 20 校、37 学科であった。本年度は、27 年 2 月 17 日付、295 校、677 学科が認定されたが、うち柔道整復師養成校では新たに 10 校、14 学科が認定を受けている。

② 調査回答校

当コンソーシアムのアンケート調査に回答が寄せられたのは職業実践専門課程認定校 20 校のうち 14 校であった。回収率は 70%である。

③ 平成 25 年度の自己点検・評価の取組状況

学校評価を定期的かつ継続的に実施していくためには、学内における取り扱いのルールを定めておくのは望ましい。今回の調査に回答を寄せた学校ではほとんどの学校が、学則、規則(規程等)を制定しているか、関連する規則等の中で学校評価の実施と公表について規定を設けている。

自己点検・評価については、常設または臨時設置の自己点検・評価委員会を設置するか、学内の担当部署において実施している。その際の評価項目などは文部科学省のガイドラインに沿って実施している。

自己点検から報告書の取りまとめまでに要した期間は、2～3ヶ月をかけている。

委員会の担当者として実施に携わった人員は 5～7 人程度であるが、12 人以上参加した学校もあった。

自己点検・評価の公表の形態としては、全校がホームページに掲載するという方法をとっているが、それとは別に冊子を作成し保護者等の関係者に配布したという学校が 1 校あった。

④ 学校関係者評価の取組状況

学校関係者評価については、実施時期が8月～1月にかけて行われるケースが多く、委員会の開催回数は1～2回が多い。これは25年度の場合、平成25年8月に認定要件に関する告示が公布・施行され、12月までに認定申請書類を提出するという事業初年度の特殊事情もあったものと思われる。

学校関係者評価委員会の委員数は、5～8人が半数以上を占めている。

委員の選出区分としては主なものは次のとおりである。

- ・柔道整復師関係団体の役員
- ・卒業生（主に同窓会組織から選任）
- ・学生の保護者
- ・接骨院・整骨院経営者

この委員構成をみると、学校によって構成内容にはかなり違いがあり、バランスをどこまでとれるかがポイントになる。

学校関係者評価委員会委員の任期は、1年間で最も多く、残りは2年間となっている。

学校関係者評価委員会では審査後に評価結果を取りまとめた報告書を作成し公表することになっているが、学校が委員会事務局となり評価書の原案を作成し、委員会で承認したものを公表する方法が一般的で、委員会の委員が自ら作成するのは1校にとどまっている。

学校関係者評価の公表形態は、自己点検・評価と同じく、全校がホームページへ掲載し、別途冊子を作成し保護者等に配布している学校が1校となっている。

⑤ 学校関係者評価の活用等

学校関係者評価結果の学内での周知方法としては、次のような方法をとっているケースが多い。

- ・学内で定例的に開催する会議で報告
- ・法人の理事会・評議員会で報告
- ・学内の教職員全員が出席する会議で報告

学校関係者評価で改善意見が出た場合に学校側の対応方法としては次のような対応をとっている学校が多い。

- ・自己点検・評価委員会でただちに対応を検討し、改善計画を策定

- ・改善指摘を受けた部署で対応を検討し、改善計画をとりまとめ

学校関係者評価の効果として挙げているのは主として次のとおりである。

- ・教育の質を保証・向上するために役にたった
- ・業界全体や企業が学校に求めていることがよく把握できた
- ・今後取組むべきことについての方向性(指針)が得られ有益であった
- ・柔道整復師分野における最新の動向をよく把握できた

一方で、学校関係者評価を行う上で苦勞したこととしては、次のようなケースが挙げられている。

- ・委員の就任依頼(業務内容説明など)
- ・企業等への委員就任依頼事務手続き(依頼・承諾文書等)
- ・委員会開催日程の調整

- ⑥ 平成 26 年度における自己点検・評価、学校関係者評価への取組状況
職業実践専門課程の認定を受けた学校は、毎年度、自己点検・評価と学校関係者評価を実施し、その結果を公表することが求められている。

26 年 10 月にアンケート調査したところでは、自己点検・評価はほとんどの学校が 11 月までの実施完了することになっている。

学校関係者評価については、委員の選任は全校すませており、委員会も 10 月までに完了予定となっている。

委員会の開催回数は、1 回または 2 回である。

学校評価の公表時期は 7 月から 12 月までばらつきがみられる。

26 年度学校評価の実施において変更・改善した点としては、委員会等の開催時期を早めたり、委員の数を増やしたケースが挙げられている。

- ⑦ ホームページへの学校評価情報等の掲載状況

学校評価に関して各学校のホームページに掲載を求められている事項は次の 3 点である。

- ・学校基本情報(文部科学省指定の書式あり)
- ・自己点検・評価報告書
- ・学校関係者評価報告書

これらの文書については全校とも掲載ページの URL を示しているが、学

校ホームページから当該掲載ページへのアクセス方法は次のようにさまざまである。

- ・トップページに「学校情報」等とリンク先を表示している。
- ・サイトマップにリンク先を表示している
- ・ホームページ内検索機能で表示するようにしている

最初に挙げた方法が最もわかりやすく操作が楽な方法であるが、中にはページの階層が深くなかなか辿り着けない場合もあり、改善が必要なケースも見受けられる。

ホームページに掲載された学校評価情報等は長文であることが多いので、画面上で閲覧するよりも、掲載しているPDFファイルをダウンロードしプリントして読む必要がある。しかし、印刷制限をかけダウンロードできないようにしたケースが少数ながら見受けられる。印刷制限をかけている理由として「変更や再編集を防ぐため」ということであるが、改善が期待される。

(4) 柔道整復師養成校における学校評価の課題と解決の方向性

柔道整復師養成校及び職業実践専門課程の学校から得られたアンケート調査から、自己点検・評価をはじめとする学校評価制度が専門学校の中でようやく定着する兆しを感じられる。平成19年の学校教育法改正により自己点検・評価が義務化されてから7年経過したが、この間、徐々に学校評価制度への関心が出てきたとはいえ、消極的な取組が多かった。それが、今回のアンケート結果に見られるように、積極的に学校評価に取り組む姿勢が現れた理由は、25年の職業実践専門課程認定制度導入に際し、自己点検・評価と学校関係者評価の実施・公表を義務づけたことが大きな効果を上げたといえよう。このことは、機構では毎年、学校評価に関連した研修会を開催してきたが、以前は全体から見ると一握りの熱心な学校しか集まらなかったところ、最近では全国どこの会場も満員で、1校あたりの参加者数を制限せざるを得ない状況が生まれていることから実感できる。

このような学校評価への関心の高まりは喜ばしいことであるが、アンケート結果から、各校における取組の方法が分散している点は気になる点であり、未だ学校評価の方法や取組の定着化にまでは到達してなく、試行錯誤の段階にある学校も多いのではないかと思われる。

その一例として職業実践専門課程の認定を受けた養成校の取組状況をつぶさに見ると、自己点検・評価から学校関係者評価までの取組のステップが

円滑に流れてなく、学校によって開きが大きい結果となっている。

特に、自己点検・評価は当該年度の学校評価活動の出発点となるもので、いかに目配りよく十分な点検を行えるかが、その後の学校関係者評価、第三者評価に確実に対応できるかの分岐点となるものである。学校の年間スケジュールのなかでの自己点検着手の時期、各部署の点検体制と集約し自己評価へと進める学内体勢の整備等を的確に位置づけることが肝要である。

また、学校関係者評価委員会の委員の人選などによりかなり違いが出ていることが挙げられる。委員の人選にあたっては、専門分野の委員と有識者委員、卒業生、保護者など、客観性・透明性を高めるための観点から委員の属性をバランスよく選任する必要がある。

こうした学校評価システムに関する事柄とは別に、アンケートの自由意見欄の記述を見ると、評価基準についても個々の評価項目の解釈や評価の判断基準など、自己評価を行う際に戸惑いがあるようである。

評価基準として文部科学省のガイドラインと機構の評価基準が多く用いられているが、機構の評価基準 Ver. 4.0 はガイドライン準拠版に改訂しているので、評価項目の配置や表現などには違いがあるが、基本的にはガイドラインに沿ったものである。

機構では昨年度の文部科学省受託事業として「専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの構築」事業として、ガイドラインに沿った研修プログラムを開発し、東京・大阪・福岡で管理監督者研修、東京・名古屋・大阪で評価実務者研修、大阪・仙台・東京で評価推進者研修と、合計 9 回の学校評価研修会を開催し、いずれも大勢の受講希望者があり、好評であった。この研修では、評価基準の解釈や適用の方法について理解を促進するように努めたところである。しかし、こうした拠点で研修会を開催していくだけでは、学校評価制度の実質的な理解や浸透は図りにくい状況になりつつあるのかもしれない。各地域で広く厚く研修を実施できるような体制が求められているようである。

また、評価基準そのものについても、評価項目の構成や表現の見直しなどを絶えず行い、誰にでも理解しやすい表現と評価の判断基準の明確化を進め、学校をよくする仕組みとしての学校評価の機能を学校がより実感できるようにするとともに、専門学校教育に対する透明性を高め社会の支持をさらに得られるように、普段の努力を重ねる必要がある。

3 柔道整復師養成校のための第三者評価基準の構築

(1) 評価研究機構におけるこれまでの取組

① 機関別評価システムの構築

機構が発足する直接の契機となったのは、平成 15 年 3 月に発表された「専修学校構想懇談会報告書」である。これは東京都及び社団法人東京都専修学校各種学校協会（以下「東専各協会」という。）が中心となり、有識者等も加わって、時代のニーズに応えるための専修学校の新たな教育運営の姿を提言したものであった。多岐にわたる種々の提言がなされたが、その中で専修学校の社会的信頼性の向上を図る仕組みとして学校評価システムの導入と情報公開の推進が必要で、このための組織として「特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構」の設立が提言された。

平成 16 年、NPO 法人として東京都知事より認証を受けて発足した機構がまず着手したのは、自己点検・評価のための基準づくりであった。東専各協会において先行して検討されていた「東京フォーマット」という自己点検・評価システムを機構内の学校評価検討委員会で継承して研究を続け、17 年に「自己点検・自己評価システム原案」として完成させ、モデル事業による実証実験を経て、機構会員校で一斉実施を行った。

機構における第三者評価は、この自己点検・評価のシステムをベースにして開発され、平成 18 年にモデル事業を行い、システム実証と整備を行った上で、19 年から専門学校を対象とする初めての第三者評価事業を開始するに至った。

② 分野別評価への取組

機構が開発し今日まで実践してきた第三者評価システムは、学校の教育運営を全般的にみていく、いわゆる「機関別評価」というものである。これとは異なる評価システムとして、専攻分野別に教育の内容をより深くチェックする「分野別評価」があるが、機構においては、発足して間もない時期から学校評価検討委員会において、様々な専攻分野の学校が存する専修学校こそ分野別評価を導入すべきという議論があり、分野をどのように分類・把握するかという試みも行われた。

しかし、分野の分類方法によっては 100 以上の分野を数えるなど、分野別に評価システムを構築することの困難さが予想され、まずは機関別評価から取組むこととしたという経緯がある。

その後、分野別評価の必要性については、平成 20 年の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において大学の認証評価に対する問題提起と分野別の質保証の枠組みづくりに向けた第三者評価制度見直しの提言を受け、文部科学省でも具体的な動きが出てきた。

機構においても、東専各協会が受託した 21 年度文部科学省事業「産業界の支援を受けた専門学校評価者育成と評価制度モデルの研究」に協力し、専門学校の分野別評価に取り組んでいる。

この調査研究においては、理工系の教育プログラムを認定において顕著な実績をあげていた日本技術者教育認定機構（JABEE）の第三者評価制度を参考にして、次のような評価モデルを提唱している。

2 階	<p style="text-align: center;">専門分野別・成果評価</p> <p>専門分野ごとの（学科単位の）、教育成果の達成可能性の視点からの評価</p>	特徴を持つ学科単位に受審
1 階	<p style="text-align: center;">機関・機能評価</p> <p>教育機関としての機能を備えているかどうかについての総括的評価</p>	基本的な評価として学校単位に受審

これが「二階建て方式の評価制度」と呼ばれるものである。

この方式は、平成 22 年に学校法人滋慶学園・東京メディカル・スポーツ専門学校が受託した「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践」研究において、鍼灸師・柔道整復師という具体的な職業分野に適用してモデル事業を行うことになり、機構からもプロジェクト評価委員会に参加した。

こうした取組を受けて、公益財団法人 柔道整復研修試験財団、公益社団法人 日本柔道整復師会、公益社団法人 全国柔道整復学校協会及び一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会と機構が協力し、柔道整復師養成分野に関する評価制度を構築するための検討が進められていた。

これらの調査研究の取組は、今回の受託事業に継承されている。

(2) 柔道整復師養成分野の第三者評価基準のイメージ構築

① 柔道整復師養成校に関する第三者評価制度のあり方をめぐる議論

コンソーシアムにおける制度検討は、まず柔道整復養成校に関する第三者評価制度の考え方を整理することから始まった。そのために、委員3氏による次の講演を聴取し、質疑を通じて議論が行われた。なお、講演における配付資料は、【資料1：第三者評価に関する講演資料集】に収録しているので参照されたい。

「第三者による高等教育の質保証」（川口昭彦委員）

主として大学評価における社会のパラダイム・シフトの動向から評価の主要な目的が「質保証」にあることを説かれた。また、「評価」に関する正しい理解を持つべきことと、大学における認証評価の流れやその実情や課題についても言及されたうえで、専修学校における「質保証」の方向性について基準適合性と学修成果の把握が最重要課題であることを示された。

「分野別質保証の考え方」（福島統委員）

医学教育において分野別質保証が急務となっている国際事情の解説から高等教育における質保証として「内部質保証」の重要性が増していることを具体的な仕組みに触れながら説かれた。その上で、医学教育分野評価基準を例にとり柔道整復師養成分野における分野別質保証の仕組みについて具体的に方向性を示された。

「専門学校の第三者評価」（関口正雄委員）

現在、文部科学省の協力者会議で進められている新しい学校種の問題に触れながら、機構におけるこれまでの評価への取組の経緯、柔道整復師養成分野の評価において参考となる他の評価制度などを取り上げられた。また、今後の調査研究を進める上での主要な論点を提示された。

② 文部科学省の「第三者評価の在り方の検証の方向性」

平成26年8月27日に開催された第1回連絡調整会議において、文部科学省の白鳥綱重 専修学校教育振興室長から、次の文書が提示され説明があった。この文書についても、【資料1：第三者評価に関する講演資料集】に収録しているので参照されたい。

「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について」

各コンソーシアムにおける第三者評価の取組においては、大略次のような方針が示された。

(1) 自己目標の設定

認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定。職業実践的な教育に適した目標の選択。

指標はある程度分野共通的なものとなるよう意識し、具体的な指標を設定。目標の設定水準は、分野の中で比較できる枠組みとの関連づけを期待。

(2) 第三者評価の実施

【評価の手法】評価員は5名程度（有識者・専門学校関係者・業界関係者等）

【評価の観点】

- (1) 設置基準等
- (2) 職業実践専門課程認定要件
- (3) 学修成果等
- (4) 内部質保証

※ 目的・目標の設定、達成状況の評価は、認定課程だけでなく学校全体を見据えたものについても行うよう努めること。

※ 機関別評価と分野別評価の組み合わせも含めた第三者による質保証の進め方については、本事業の実施状況を踏まえて検討すること。

③ 第三者評価基準のイメージ構築

第三者評価のあり方をめぐる議論や文部科学省から示された方向性などを踏まえ、まずは柔道整復師養成分野の専門学校に対する第三者評価のイメージを描いてみることになった。

柔道整復師養成分野の第三者評価のイメージとしては、コンソーシアムのスタート時点では平成21年の二階建て方式による評価システムの原型を22年度に開発した鍼灸師・柔道整復師に適用した評価モデルであった。

しかし、文部科学省の示した方向性を勘案すると、明確な形での2階建て方式は今後の検討課題として扱われることになるので、構造自体から組み直す必要が出てきた。

評価基準の構想段階で論点整理として、次のような項目が検討された。

総論

- 1 高等教育における質の保証とは
- 2 職業実践専門課程における質の保証とは（認定要件の保証か）
 - 専修学校設置基準等、各認定要件のチェック 基準適合性
 - 学修成果(アウトカム) において目的・目標の達成度評価 目的・目標適合性
 - 内部質保証機能の評価
- 3 評価機関(評価体制・評価者・評価機関の整備)

柔道整復師養成分野にかかる第三者評価システムの構築

- 1 システム構築の検討の前提
 - 分野別評価等に関するこれまでの調査研究実績を活用する。
 - 評価研究機関が実施している機関別評価を活用する。
 - 認証評価制度化に向けて検討する。
- 2 評価システムの検討の方向性
 - 評価単位について（機関別評価方式、分野別評価方式、両評価併用様式）検討する。
 - 学習成果等を重点に置いた評価項目、評価基準、評価方法を開発する。
 - 評価結果の表現について検討する。
- 3 評価項目基準等の策定イメージ(たたき台)
 - 機関別評価・分野別評価の二階建方式
 - 指標・水準の設定
 - ・ 基本的水準 (must)/しなければならない/最低基準
 - ・ 質向上のための水準 (should)/すべきである/チャレンジ目標

第三者評価基準のイメージは、評価システムのあり方を総合的に検討した上で考える必要があるので、このような議論が種々交わされた。

イメージ図は検討の中で数次の改訂を経て、次ページに示す図として確定した。

柔道整復師養成分野の第三者評価基準イメージ

I 専門特化した基準

専門技術 (A) ※自己目標設定・成果を評価する項目
 H22年度文部科学省事業「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践」における「要件1専門技術」に掲げる技術等の習得指導

- 生涯学習の意欲を醸成する教育
 先輩柔道整復師から聞く機会の付与、生涯学習プログラムへの在学中の参加などを通して意欲醸成指導
- 特徴ある教育活動・学校運営等
 理念・目的・育成人材像の実現のための特色ある取組み

専門技術 (B) / 知識 ※学習成果を評価する項目

- 認定実技審査における審査項目に対応した実技指導
 柔道整復研修試験財団
- 柔道整復師国家試験合格に対応した指導

Should
質的向上
のための
基準
↑
Must
基本的基準

柔道整復師関係団体の連携による
生涯学習によるキャリア形成を通じた柔道整復師の質向上

- 「卒後臨床研修における医療人講座」
 柔道整復研修試験財団
- 「認定柔道整復師制度におけるキャリア形成の観点」
 日本柔道整復接骨医学会
- 「生涯学習単位取得制度」
 日本柔道整復師会

項目・基準の抽出・分類の
詳細は別紙参照



II 共通する基準

※ガイドライン準拠を基本

Must
基本的基準

● II 共通する基準-1 ※主に基準・要件適合性を評価する項目

II 学校運営
 事業計画・運営組織・人事・制度・意思決定等
 V 学生支援
 中途退学・相談・保護者との連携等

VI 教育環境
 実習・演習・防災・安全管理等
 VII 学生募集
 募集活動・選考・学納金金等
 VIII 財務
 IX 法令遵守

● II 共通する基準-2 ※専門性も含む基準
 内容により自己目標の設定、成果、基準・要件適合を評価する項目

I 理念・目的・人材像
 III 教育活動(目標設定・教育方法・成績評価
 教員及び教員組織等)
 ☆ (3-9-16キャリア教育)
 ※IV学修成果(就職・資格・卒業生の評価)
 V 学生支援 (5-21卒業生)
 VI 教育環境 (6-22施設・設備)
 X 社会貢献・地域貢献

④ 評価基準の特徴

【専門特化した基準と共通する基準】

この評価基準の構成は大きく二つに分かれ、柔道整復師養成分野に特化下基準と、文部科学省ガイドラインに準拠した評価項目から構成される共通基準から成っている。この共通部分は柔道整復師養成分野に関する専門性を含む部分と学校運営全般にかかる機関別評価的要素の項目に分かれる。

これにより、柔道整復師養成に係る教育内容を専門的に見て、設置基準や職業実践専門課程としての認定要件等の基準適合性についてチェックを行うとともに、内部質保証を含む学校運営全般に関する評価が可能となる。

【基本的基準と質的向上のための基準】

基本的基準 (MUST) は柔道整復師養成校として基本的に求められるチェック項目である。一方、質的向上のための基準 (SHOULD) は、学校としての目標を設定し、水準の向上を図るための努力を促すもので、これは各々の学校が自主的に設定した事項に対し、成果を評価することになる。

この評価水準の設定は、「医学教育分野別評価基準日本版（世界医学教育連盟 (WFME) グローバルスタンダード 2012 版準拠 Ver. 1.20)」を参考に導入したものである。

【機関別の評価項目を含む評価基準】

前掲の文部科学省の「検証の方向性」で示された「評価の観点」とガイドラインとの関連については、認証評価で第2ステージにある大学評価と事情が大きく異なることを考慮し、学校運営全体を評価する項目を入れることとしている。

(3) 第三者評価基準項目の設定等

① 【専門特化した基準】の評価項目

前掲の【専門特化した基準】の評価項目については MUST に属する専門技術 (B) /知識として、柔道整復研修試験財団の認定実技審査項目に対応した実技指導と柔道整復師国家試験合格に対応した指導のあり方を評価する項目として設定した。

また、SHOULD に属する専門技術 (A) については、平成 22 年度「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践」研究の成果を生かし、質的向上を図る項目として7つの評価項目を例示として掲げている。

さらに、生涯学習の意欲を醸成する教育として3項目の例示として掲げている。このほか、特徴ある教育活動や学校運営等についても、評価項目として取り上げることができる。

②【共通する基準】の評価項目の選定

【共通する基準】は、機構の第三者評価基準 Ver. 4.0 に掲げる評価項目をベースにして、柔道整復師の専門性を含む項目を抽出し、さらに表現等も柔道整復師を特定する内容に修正を施して項目設定を行っている。

また、その他の機関別評価に属する評価項目は、学校運営に関する評価項目等を精査し、整理を行った。さらに、評価基準全体を見渡して近接した内容を問う評価項目については、いずれかを生かして項目整理を行った。

このような具体的な評価項目の選定業務は、主として分野別評価基準等策定部会で行った。この部会には全国各地の柔道整復師養成校において教育活動に直接従事する教員が多数参加しており、評価項目選定の中で、教育現場具体的な問題も検討され、有意義なものとなった。

③ 機関別に属する評価項目の適用

評価基準の項目は、柔道整復師養成学科を対象に評価することが基本と成るが、財務や内部質保証の基準など必ずしも学科だけでは評価できない項目が含まれている。この場合は、学校全体を評価対象とすることになる。

この点は、機関別の評価項目を含む基準とする必要性があるからである。

(4) 第三者評価基準書(素案 Ver. 2.0)

以上のような検討を経て取りまとめられた柔道整復師養成分野の第三者評価基準書は素案 Ver2.0 として確定した。「素案」と表示したのは、この基準書を用いて来年度においてモデル第三者評価事業を実施する計画があるからで、その実証実験の成果をもとに正式の第三者評価基準書として発表することになる。

この素案については、本書の別冊として「第三者評価システムの概要」に収録してあるので、ここでは評価項目の一覧表を掲げることとし、本文の掲載を割愛する。

なお、第2章で解説した柔道整復師養成校に対するアンケート調査においてこの素案についても、設問を設け調査したが、評価書全般への理解、大項目の設定、各評価項目の設定について、概ね賛同する意見が多数を占めていたが、自由意見欄には次のような意見も見られた。

- 学修成果の社会的評価について幅広く考えてほしい。教育環境の学外実習は、厚労省から認められていないが、これからの職業教育を考える上で実施した方がよいと思う。入学選考に関する事で、授業改善に活用できる情報を集めることは困難と思われる。

- 学外実習について他の医療技術者養成においては、正規の授業の中で学外実習が行われており、柔道整復分野においても認めるべきであるとの意見（要約）

- 評価基準項目について
 - 基準4 ・就職率の就職をどう解釈するのか、認定実技審査の合格実績は、高い水準にあるかの基準をどこにおくか、社会的評価の基準はどこにあるか
 - 基準5 ・項目は適切だが基準がわからない。退学率の低い水準とは。学生相談に関する体制、学生への支援ほかまた、基本の MUST でも開きがあるのでは
 - 基準7 ・項目はよいが、募集に対する基準、例えば入学願書受け付けの開始日について統一がなされていないので基準がわからない。
 - 基準8 ・項目はよいが、財政基盤の安定を示す基準が必要なのではないか。
 - 基準9 ・本来の趣旨から外れ、都合のよい解釈によって学校運営が実施されていても適法になっている状態をどうなるのか

- 評価の分類について
 - 各基準でも触れたが、評価の視点として基準をはっきりさせる必要があると思われる。第三者評価基準は必須基準にとどまらず、一層の充実、発展に資するものであるので、基本 MUST は設定された必要基準を満たしていれば○、質向上 SHOULD は先導的、優位な取組みをレベルごとに評価すればよいのではないか。
- 評価基準策定の目的
 - 1段落目の策定の目的があるが2段落目に評価基準対象では厚労省（相）が指定した養成施設とだけなので、職業実践専門課程の認定を受けた厚生労働大臣指定の柔道整復養成施設とした方がよいのではないか
- 特色ある取組
 - 評価項目の各表に特色ある取組みがあるが、質向上＝特色ある取組と考えますし、項目によっては基本と質向上の両方というものもある。特段、特色ある取組という項目は不要なのではないか。

柔道整復師養成分野 第三者評価基準一覧(素案Ver.2.0)

1/2

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目			評価の観点				
大項目	中項目	小項目 (評価の視点)	目標	基準	専門	質	成果
教育理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか		○			
		育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか			○		
		社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか			○		
学校運営	運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか		○			
	運営組織	学校運営組織を適切に整備しているか		○			
		人事・給与に関する制度を整備しているか		○			
特色ある取組	学校運営について、特色ある取組を行っているか	○			○		
教育活動	目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか		○			
		修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか	○		○		
		業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか (別記例示参照)	○				○
	教育方法・評価等	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか	○		○		
		教育課程編成委員会を設置し、外部の意見を教育課程に反映しているか			○		
		キャリア教育を実施しているか			○		
		柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか (別記例示参照)	○			○	
	成績評価・単位認定等	授業評価を実施しているか		○			
		教育方法について、特色ある取組を行っているか	○				○
	免許・資格取得の指導体制	成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか			○		
学修成果発表会等で達成度を把握しているか				○			
教員・教員組織	柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか	○		○			
	その他の資格取得について、特色ある取組を行っているか	○				○	
	資格・要件を備えた教員を確保しているか		○				
学修成果	免許・資格の取得率	企業等と連携し、教員の資質向上への取組を行っているか			○	○	
		教員組織について、特色ある取組を行っているか	○			○	
		免許・資格取得率の向上が図られているか		○			○
	就職率	認定実技審査の合格実績は高い水準にあるか		○			○
		柔道整復師国家試験の合格率は高い水準にあるか		○			○
	卒業生社会的評価	就職率の向上が図られているか		○			○
就職の実績は高い水準にあるか				○		○	
特色ある取組	社会的評価を受けた卒業生の活躍実績があるか			○		○	
学生支援	学生生活	学修成果の把握について、特色ある取組を行っているか	○				○
		学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか		○			
		学生の健康管理を行う体制を整備しているか		○			
		学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか		○			
	学生相談	課外活動に対する支援体制を整備しているか		○			
		学生相談に関する体制を整備しているか		○			
	中途退学への対応	退学率の低減が図られているか		○			○
		退学率は低い水準にあるか			○		○
	保護者との連携	保護者との連携体制を構築しているか		○			
卒業生への支援体制を整備しているか				○			
産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか				○			
卒業生・社会人	社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか			○			
	特色ある取組	学生支援について、特色ある取組を行っているか	○				○
教育環境	施設・設備等	施設・設備は専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備されているか		○	○		
		企業と連携して、実習・演習、インターシップ等の実施体制を整備しているか			○		
	防災・安全管理	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか		○			
		学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか		○			
特色ある取組	教育環境の整備について、特色ある取組を行っているか	○				○	

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目			評価の観点				
大項目	中項目	小項目 (評価の観点)	目標	基準	専門	質	成果
学生の募集と受入れ	学生募集活動	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか		○			
		入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか 入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか		○		
	学納金	経費内容に対応し、学納金を算定しているか		○			
		入学辞退者に対し授業料等について適正な取り扱いを行っているか		○			
	特色ある取組	学生の募集と受入れについて、特色ある取組を行っているか	○				○
財務	財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか		○			
		学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか		○			
	予算・収支計画	予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか		○			
	監査・財務情報の公開	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、財務情報を公開しているか		○			
	特色ある取組	財務運営について、特色ある取組を行っているか	○				○
内部質保証	関係法令、設置基準等の遵守	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか		○			
		職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか			○	○	
	学校評価	自己点検・評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか		○			○
		学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか		○			○
		学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか		○			○
教育情報の公開	学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか					○	
	教育情報の公開	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか		○			○
社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献	学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献等を行っているか			○		
		ボランティア活動	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか			○	
	特色ある取組	社会貢献・地域貢献について、特色ある取組を行っているか	○				○
教育目標として設定した専門技術 (例示)		1 柔道整復術:骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期措置法などの修得	○				○
		2 被覆包帯及び固定包帯術:巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの研究および技術の習得	○				○
		3 テーピング技術:患部の運動制限・疼痛緩和・血行促進などの研究および技術の習得	○				○
		4 後療法:手技療法 軽療法・強療法・叩打法などを用いて自然治癒力を活性化させ損傷の早期回復を図る技術の習得。運動療法 全身運動療法と局所運動療法を併用し機能回復と増進を図る技術の習得。物理療法 電気・光・温熱・冷却・音波などの物理的エネルギーを使用して、生体機能の正常化および恒常性維持機能を高める研究および技術の習得	○				○
		5 鑑別技術(ボディナビゲーション体表解剖を含む):外見上の症状では判断できない症状を各種検査法で鑑別する技術の習得。臨床実習にて治療方針を決め、治療し、評価する技術の習得。	○				○
		6 医療面接:信頼関係の構築の仕方、主訴、現病歴の確認など	○				○
		7 リスク管理:フォルクマン拘縮などの後遺症へのリスク管理。整復・固定・後療法・自己管理などに対する指導管理	○				○
生涯学習の意欲醸成に関する評価項目 (例示)		1 生涯学習の重要性を現場で活躍する柔道整復師などから聞く機会を設けているか	○				○
		2 卒後研修等の生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供しているか	○				○
		3 「卒後臨床研修制度」をはじめとする生涯学習に対する意欲を醸成するための教育を体系的に行うよう努めているか	○				○

【評価の観点の説明】

目標	自己目標として、学生の学修成果を中心とした目的・目標を設定しているか
基準	専修学校設置基準、柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準及び専門学校に必要とされる基本的な事項を満たしているか
専門	職業実践専門課程の認定要件及び専門分野に必要とされる基本的な事項を満たしているか
質	内部質保証への取組や手続きが整備され機能しているか
成果	認定課程が目的・目標として設定している学修成果等が達成できているか

【評価区分の色区別説明】

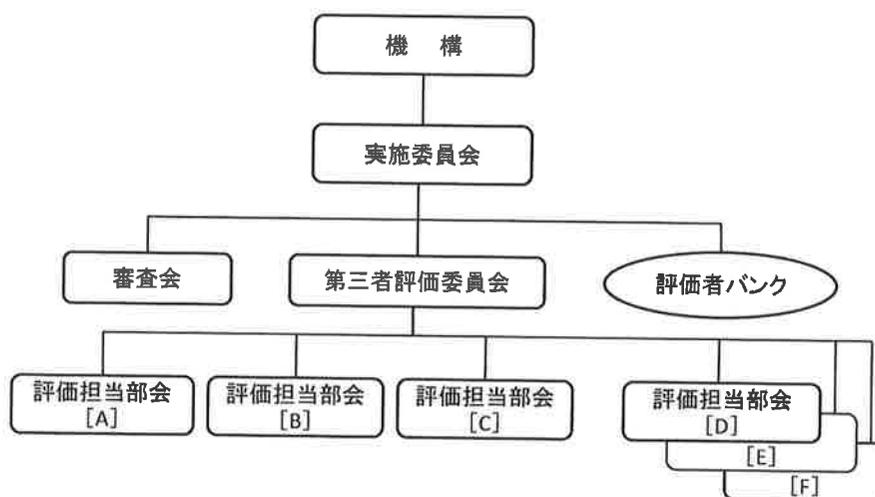
Should	専門特化した基準・専門技術(A) (質的向上のための基準)
Must	〃 ・専門技術(B) (基本的基準となる項目)
Must	共通する基準-2 (専門性も含む基準)
Must	共通する基準-1 (基本的基準となる項目。評価研究機構の基準と同一基準)

4 柔道整復師養成校のための第三者評価システムの構築

(1) 機構の第三者評価システムの概要

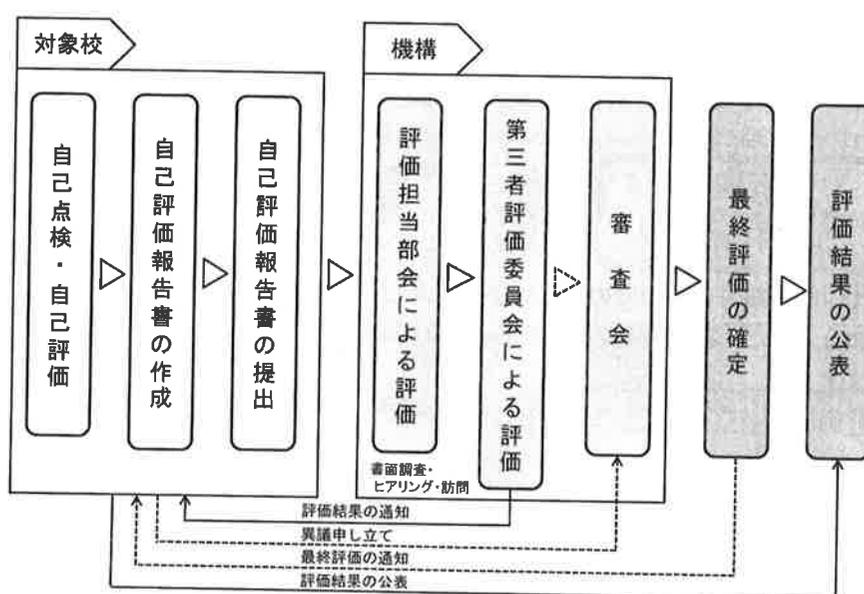
柔道整復師養成分野の第三者評価システムを検討するに当たっては、従来の検討経緯も踏まえ、機構のシステムをベースにして検討を進めている。機構の第三者評価システムの概要を図示すると次のとおりである。

① 実施体制



※評価担当部会は評価を受ける学校ごとに設置する。

② 評価のステップ



(2) 実施体制に関する検討事項

① 実施機関

柔道整復師養成分野の第三者評価を円滑に実施するための組織として、専門領域に踏み込んで分野別評価を本格的に実施することができるのは、柔道整復師関係団体であるが、専門学校第三者評価機関としての実績を持つのは機構だけであることから、両者が協力して運営全般を進める方式が従前から検討されてきた経緯がある。しかし、受託事業のモデル第三者評価における実施機関としては、当面、評価の実務機能をもつ機構が代表することが適当ということになった。

そこで、実施機関として機構内に「柔道整復師養成校評価モデル実施委員会」を設置し、事業実施方針等の決定機関とすることとした。この委員会の構成メンバーには、次の関係団体から推薦された者が委員として参加することにした。

- ・公益財団法人柔道整復研修試験財団
- ・公益社団法人全国柔道整復学校協会
- ・公益社団法人日本柔道整復師会
- ・一般社団法人日本柔道整復接骨医学会

② 評価者の構成

第三者評価を担当する評価者は、評価担当部会委員と第三者評価委員会委員と異議申立の審査を行う審査会の委員である。

それぞれ役割が異なるので、その選任区分や職位等を考慮する必要がある。文部科学省の「検証の方向性」に関する文書では、評価委員は5名程度で、有識者、専門学校関係者、業界関係者等となっているが、これは機構のシステムで言えば評価担当部会の構成人員に相当する。柔道整復師養成分野に関しては、どれだけ分野に通じた評価員を揃えられるかに評価の大きなポイントがある。このことから機関別評価の機構の選任区分どおりでは適当でないということになり、次のような委員構成が適当ということになった。

・評価担当部会の委員構成

教育についての専門家又は学識者 1名

柔道整復師養成校の教職員(事務局長又は柔道整復学科の学科長以上)
2名

柔道整復師 2名

公認会計士 1名

合計 6名

※ 「柔道整復師」については、柔道整復関係の団体役員や整骨院を経営する企業関係者とする案もあったが、柔道整復師の資格を有する者であれば、いずれに属していても問題はないとの結論になった。

※ 公認会計士については、機関別評価の項目として「財務運営」に関する評価は欠かせない項目であることから含めることとしたものである。

・第三者評価委員会の委員構成

教育についての専門家又は学識者	1名	
柔道整復師養成校関係者(理事長、校長)	1名	
柔道整復団体関係者	1名	計3名

・審査会の委員構成

モデル実施委員会が選考した者 3名

※ 審査会委員は、モデル実施委員会、第三者評価委員会、評価担当部会の委員を兼ねることはできない。

③ 評価委員の守秘義務等

評価委員となる者に関する規程の整備も必要とされ、守秘義務については、機構で制定済みの規程が適用されることとなる。

評価対象校との利害関係のある者は評価委員となることはできないということについては、今後、規程を整備することとした。

④ 評価者バンクについて

第三者評価を円滑に進めるためには、多数の評価者が必要であり、研修プログラムを整備し、評価能力の向上を図ることも必要となる。機構の評価者バンクはそのような目的から設置しているものである。しかし、今回のモデル事業では、当面、必要な評価者を確保するにとどめ、柔道整復師養成分野の評価者バンクについては、今後の検討課題とすることとした。

(3) 第三者評価のステップに関する検討事項

① 学生インタビューの実施

第三者評価のステップについては、ほぼ機構のシステムに沿って実施しても問題ないと思われるが、機構では学校訪問調査において学生インタビューを行っておらず、実施方法について、大学評価での事例が紹介された。

その結果、モデル事業では訪問調査の際に、学校関係者が同席しない場において、学生インタビューを実施することとし、方法等は今後検討することとした。

(4) 評価の最終表現に関する検討事項

① 機構システムの評価の最終表現

機構のシステムでは、次のような評価表現をとっている。

- ・点検項目（中項目）で「可（基準を満たしている）」又は「否（基準を満たしていない）」と表現する。可否の程度のような段階評価は行わないが、評価結果に関するコメントにおいて具体的な評価判断について示す。
- ・10の基本項目（大項目）についての総合コメントを示す。

② 柔道整復師養成分野の第三者評価における最終表現

機構システムのような可否評価が今回構築した評価基準で行えるか、様々な議論があり、最終評価の表現については今後検討課題とし、モデル事業では次のように取り扱うこととした。

- ・中項目毎に次の2点に関するコメントを記述する。
 - 1 特長として評価する点
 - 2 さらなる向上を期待する点
- ・10の大項目ごとに概観や特徴について総合コメントを示す。

5 コンソーシアム連絡調整会議

(1) 連絡調整会議の運用状況

連絡調整会議は今年度の文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の中で「Ⅲ（ii）「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進」事業を受託したコンソーシアム8団体が情報の共有化、取組の進捗状況を確認することにより、効果的で効率的な取組とするよう設置されたもので、事務局は機構が担当することになったものである。

具体的には取組経過を確認する場として、文部科学省と協力者会議委員も出席して連絡調整会議を開催することである。

また、各コンソーシアムの中間的な成果を公表する場として、職業実践専門課程の第三者評価フォーラムを開催し、専修学校関係者等との意見交換を行い、今後の検討内容に生かすこととしている。

連絡調整会議は、次のとおり3回開催された。

① 第1回連絡調整会議 平成26年8月27日 アルカディア市ヶ谷私学会館

講演 「第三者による高等教育の質保証」（川口昭彦先生）

「専門学校第三者評価」（関口正雄先生）

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について
（文部科学省・専修学校教育振興室・白鳥室長）

質疑応答・意見交換

② 第2回連絡調整会議

平成26年11月6日

アルカディア市ヶ谷私学会館

各コンソーシアムの取組状況報告

講評・意見交換

美容分野評価基準要綱(素案)

第三者評価フォーラムの開催計画



③ 第3回連絡調整会議 平成27年2月19日 アルカディア市ヶ谷私学会館

各コンソーシアムの取組状況報告

講評・意見交換

来年度事業の方向性

(2) 職業実践専門課程の第三者評価フォーラムの開催状況

このフォーラムは次のとおり東京と大阪を会場にして開催された。いずれの会場でも、多くの参加申込みがあり、会場は熱気であふれていた。

① 東京会場 (参加者 165人)

職業実践専門課程の第三者評価フォーラム 次第

1 事前案内・あいさつ (13:30~13:45)

あいさつ:

東京会場 東京都専修学校各種学校協会会長 (予定)

大阪会場 全国専修学校各種学校総連合会副会長・大阪府専修学校各種学校総連合会会長 (予定)

2 基調報告 (13:45~14:20)

- 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性 (15分程度)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長 白鳥綱重氏

- 医学教育分野の質保証とグローバルスタンダード (仮題) (20分程度)

東京慈恵会医科大学 教育センター長 教授 福島 統氏

3 各コンソーシアムからの報告 (14:20~16:30)

※プロジェクター使用によるプレゼンテーション

コンソーシアム3分野から (1分野20分程度)

(休憩10分)

コンソーシアム3分野から (1分野20分程度)

①ファッション分野 学校法人文化学園 文化服装学院
②情報・IT分野 学校法人岩崎学園 情報科学専門学校
③ゲーム・CG分野 学校法人中央情報学園
早稲田文理専門学校
④美容分野 学校法人メイ・ウシヤマ学園
ハリウッドビューティ専門学校
⑤介護福祉士養成分野 学校法人敬心学園
日本福祉教育専門学校
⑥柔道整復師養成分野 私立専門学校等評価研究機構

4 講評・意見交換 (16:30~17:00)

専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議等の講評・会場との意見交換

5 閉会 (17:00)



② 大阪会場 (参加者 160人)

職業実践専門課程の第三者評価フォーラム 次第 大阪

1 事前案内・あいさつ (13:30~13:45)

あいさつ:

大阪会場 全国専修学校各種学校総連合会副会長・大阪府専修学校各種学校総連合会会長 (予定)

2 基調報告 (13:45~14:20)

- 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性 (15分程度)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長 白鳥綱重氏

- 医学教育分野の質保証とグローバルスタンダード (仮題) (20分程度)

東京慈恵会医科大学 教育センター長 教授 福島 統氏

3 各コンソーシアムからの報告 (14:20~16:30)

※プロジェクター使用によるプレゼンテーション

コンソーシアム3分野から (1分野20分程度)

(休憩10分)

コンソーシアム3分野から (1分野20分程度)

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| ①ファッション分野 | 学校法人文化学園 文化服装学院 |
| ②ゲーム・CG分野 | 学校法人中央情報学園
早稲田文理専門学校 |
| ③美容分野 | 学校法人メイ・ウシヤマ学園
ハリウッドビューティ専門学校 |
| ④OTPT養成分野 | 学校法人福田学園
大阪リハビリテーション専門学校 |
| ⑤自動車整備士養成分野 | 学校法人土岐学園
専修学校中部自動車大学校 |
| ⑥柔道整復師養成分野 | 私立専門学校等評価研究機構 |

4 講評・意見交換 (16:30~17:00)

専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議等の講評・会場との意見交換

5 閉会 (17:00)



6 まとめ

(1) 今年度事業のまとめ

今年度は、職業実践専門課程の認定要件等に関する先進的な取組の推進事業において、柔道整復師養成分野の教育活動等の質保証・向上を図るための第三者評価システムを構築することを目標に、柔道整復師関係団体及び学校評価等に知見を有する委員と機構がコンソーシアムを組織し取組んだ。

平成26年8月から27年3月まで、事業実施委員会、分野別評価基準等策定部会、第三者評価システム部会において検討を重ね、目標である柔道整復師養成分野の第三者評価基準(素案 Ver. 2.0)と第三者評価システム(原案 Ver. 2.0)を完成することができた。また、来年度からのモデル事業に備えて実施計画や規程と様式等もひとつとおり整備した。

特に、自己点検・評価報告書の様式では、これまで機構が適用している様式を基本に、評価項目ごとに、「現状とそのプロセス」、「特長として強調したい点」、「今後の課題と取組の方向性」の3つの区分に分けて記述する方式を採用し、評価書を作成する受審校が学内で評価結果を改善に容易に結びつけることができるよう記述方法を工夫した。

また、第三者評価報告書は、学校の特長をアピールするとともに、更なる向上に期待する点に分けて記述することにしており、評価結果がわかりやすく、受審校にとっても改善に役立つ評価書として表現できればと考えている。

この事業成果が試されるのは来年度であるが、まずは、このシステムを受審校に理解していただき、学校と評価する側とが共通認識をもってモデル実施に臨むことが重要であり、今後、説明会等の実施に取組んでいきたい。

さらに的確な評価結果を得るためには、評価者の育成は欠かせない。これまでの第三者評価事業で培ったノウハウを活かしながら評価者研修にも取組み、評価部会をはじめ充実した評価体制が構築できるよう、モデル事業の準備に向けて鋭意取組んでいきたいと考えている。

今回、ご指導・ご協力いただいた委員の先生方をはじめ多くの関係者の皆様に改めて御礼と引続きご支援をお願い申し上げます、まとめとする。

(2) 来年度事業計画

来年度は、今年度作成した第三者評価基準(素案)及び第三者評価システムを用いて、職業実践専門課程を設置する柔道整復師養成校を対象にしてモデル第三者評価事業を行う予定である。その計画は次ページのとおりである。

平成 27 年度第三者評価モデル事業実施計画書

1 第三者評価モデル事業の目的

- ① 柔道整復師養成分野第三者評価基準(素案)に基づいてモデル実施し、評価基準項目、書類様式及び証拠資料等について問題点等を点検する。
- ② 柔道整復師養成分野第三者評価システムに基づいてモデル実施し、評価員の構成や評価のステップ等に関する実務的課題を点検する。
- ③ 柔道整復師養成分野における第三者評価のモデル実施を通じて評価機関の運営システムや学校の受審体制の指導方法等に関する実務的課題を点検する。

2 モデル事業の実施体制

私立専門学校等評価研究機構と次の柔道整復師関係 4 団体が協力してモデル実施機関を設置し、第三者評価モデル事業を実施する。

- ・柔道整復研修試験財団
- ・全国柔道整復学校協会
- ・日本柔道整復師会
- ・日本柔道整復接骨医学会

3 モデル事業の実施方法

柔道整復師養成課程を置く専門学校を対象に、柔道整復師養成分野第三者評価基準(素案)を適用し、柔道整復師養成分野第三者評価システムに定める方法によりモデル事業を実施する。

4 モデル評価実施校の選定

- ① モデル評価を実施する学校数については、文部科学省の来年度予算の動向等を踏まえて決定する
- ② モデル評価を実施する学校は、柔道整復師関係 4 団体に候補校を選定する。

5 第三者評価モデル事業のスケジュール

別記スケジュール図のとおり

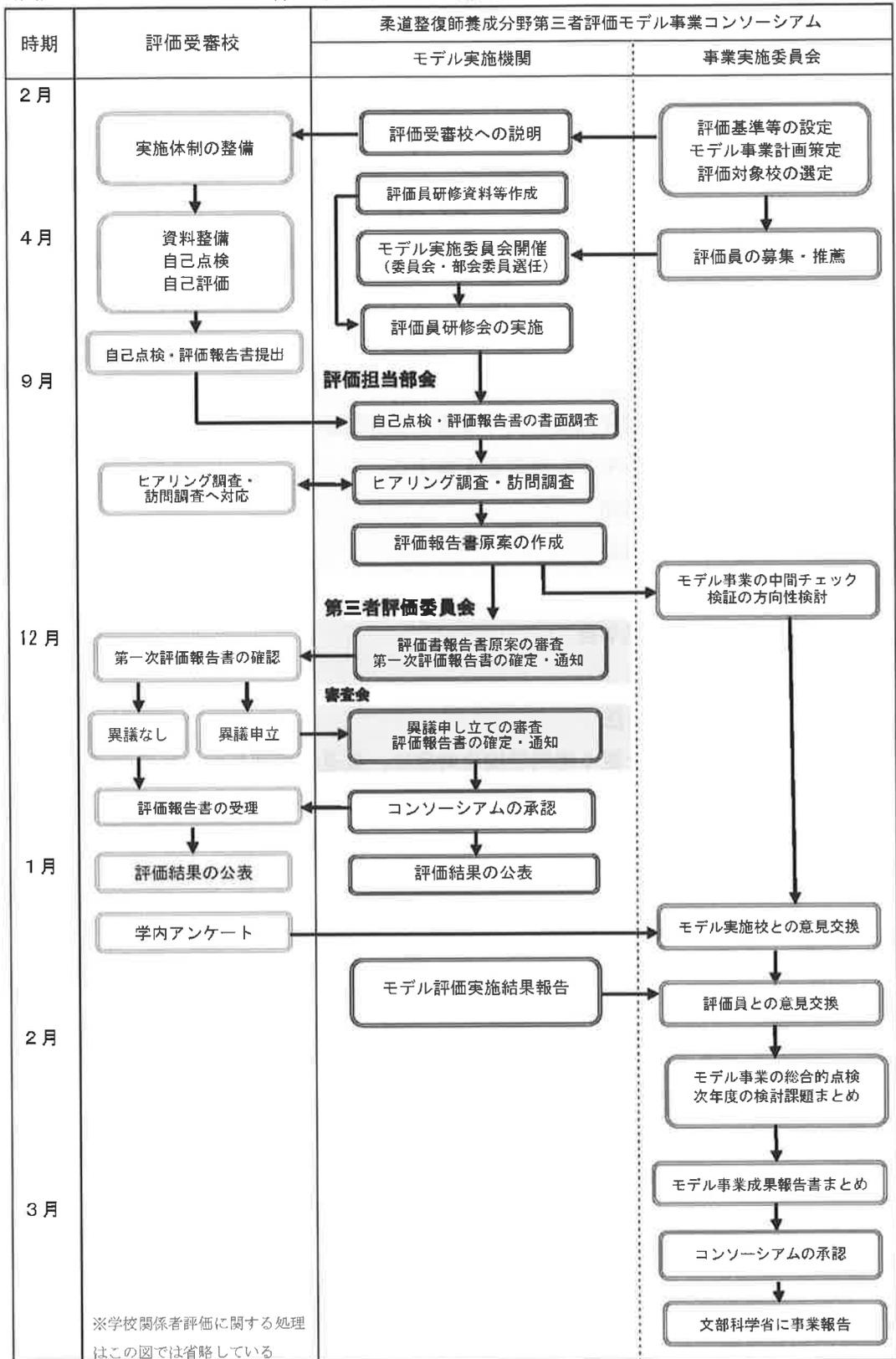
6 その他

モデル評価事業の運営経費、評価員に対する報酬等については、平成 27 年度文部科学省の委託経費に基づいて決定する。

以上

別記

第三者評価モデル事業のスケジュール



【資料 1：第三者評価に関する講演資料集】

- 1 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について
..... 41
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
室長 白鳥 綱重
 - 2 第三者による高等教育の質保証 42
独立行政法人 大学評価・学位授与機構 顧問
一般社団法人 ビューティビジネス評価機構 代表理事 川口 昭彦
 - 3 分野別質保証の考え方 50
公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事 福島 統
 - 4 専門学校の第三者評価 57
特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事 関口 正雄
- 付属資料 4 産業界の支援を受けた専門学校評価者育成と評価制度モデル
の研究事業実績報告書 58
- 付属資料 5 専門学校教育と卒業生のキャリア（小方直幸編） 67
- 付属資料 6 鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価
するモデル事業の実践事業実施報告書 80
- 付属資料 7 医学教育分野別評価基準日本版 Ver. 1. 20 87
- 付属資料 8 - 1 認定実技審査要領「平成 24 年度改訂版」 105
- 付属資料 8 - 3 柔道整復学科のための第三者評価のありかたについて
（主要な論点メモ） 110

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」において、第三者評価に関しては、以下の（Ⅰ）及び（Ⅱ）を踏まえて実施する。

その際、各コンソーシアムの枠組を生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、それぞれの取組状況を適宜確認・評価することで、より効果的・効率的な取組とすることが求められる。

（Ⅰ）自己目標の設定

- 認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定する。目的・目標は、職業実践的な教育に適したものとする。
- 目標として設定する指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識した上で、個別の分野に即した具体的な指標を設定する。
(指標の項目例：資格取得、就職状況、離職率、企業等からの評価 等)
- 設定された目標の水準は、各分野の中で比較できるような枠組み（資格制度、職業能力評価基準等）と関連付けることが期待される。
(さらには、分野間等で相互に比較できるような資格枠組みの将来的な構築も視野に。)

（Ⅱ）第三者評価の実施

職業実践専門課程としての要件を満たしつつ、学校が設定した目的・目標を達成できているか（目的・目標の適切性に関する評価も含む）について、社会との接続の観点を含めて評価を行う。

【評価の手法】

評価委員の構成は5名程度（有識者／専門学校関係者／業界関係者等）とする。

【評価の観点】

（1）設置基準等

専修学校設置基準等に適合していることを認定。

- ・ 教員資格、教員数
- ・ 授業時数
- ・ 校地校舎の面積、設備 等

（2）職業実践専門課程認定要件

職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定。

- ・ 教育課程編成委員会等の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・ 企業等と連携した実習・演習等の実施
- ・ 企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- ・ 企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ・ ホームページにおける情報提供

（3）学修成果等

認定課程が目的・目標に設定している学修成果等が達成できているかどうかを評価。

- ・ 職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等
職業実践専門課程の各認定要件に係る学校の教育内容等（教員組織、教育課程、施設及び設備等）が、目的・目的達成のために適切に機能しているか。
- ・ 上記以外の教育内容等
教育課程や教育施設・設備等が目的・目標達成のために適切なものか。 等

（4）内部質保証

機関内部の質保証の取組や手続きを整備し、それが機能しているかを評価。

- ※ 目的・目標の設定とそれらの達成状況等についての評価は、認定課程とともに、学校全体を見据えたものについても行うよう努めるものとする。
- ※ 機関別評価及び分野別評価の組み合わせも含めた第三者による質保証の将来的な進め方については、本事業による第三者評価の実施状況等を踏まえて検討するものとする。

第三者による 高等教育の質保証

川口 昭彦

独立行政法人 大学評価・学位授与機構 顧問
一般社団法人 ビューティビジネス評価機構代表理事

第三者による高等教育の質保証

- ③ 質保証(評価)文化と高等教育への期待
- ③ 大学には質保証(評価)文化が定着している
- ③ 保証すべき「質」とは？
- ③ 専修学校の質保証の方向性

質保証(評価)文化とは

- ③ 質保証(評価)情報を自ら価値づけ、自らの責任で次の活動を選択していくこと。
- ③ 質保証(評価)結果に基づいて、諸活動の質の改善・向上を図り、説明責任(アカウンタビリティ)を確保することが、社会的な流れとなっている。
- ③ 「評価」の主要目的は、「質保証」である。
- ③ 質保証(評価)の考え方、内容、方法などは、社会的環境の変化とともに、「進化」しなければならない。

高等教育への期待

社会のパラダイム・シフトと知識基盤社会
高等教育の国際的な流れ
高等教育機関の責務

社会のパラダイム・シフト

- ③ 学問や科学の進歩、先端化、細分化とサステナブル社会 - 細分化した領域で産み出される知と社会が求める価値との距離が乖離
- ③ 予測困難な時代に向けて、新しい知に対する渴望
- ③ 社会が人材に期待する資質・能力の変化 - 産業構造の変化(キャッチアップ型からフロントランナーへ)
- ③ 生涯学習社会に対する国民の期待
- ③ 職業教育に対する社会の期待(配布資料参照)

知識基盤社会

(1999 ケルンサミット)

- ③ 高度な知識技能を有する市民・労働者への需要
- ③ 世界各国で知の創造と伝承の機関としての高等教育を重要視
- ③ 世界各国(主として先進国)が高等教育改革を实行
- ③ わが国においても教育改革が進行(ただし、大学改革が先行し、職業教育については遅れ気味)
- ③ これらの教育改革に共通のキーワードは、第三者評価による「質保証」

高等教育の国際的な流れ

- ① 高等教育機関の「知の共同体」から「知の協働・経営体」へ
- ② 大衆化・ユニバーサル化そして流動化
- ③ 国際的な高等教育機関間の競争 — 高等教育の国際化、グローバル化、ボーダレス化
- ④ 教育パラダイムから学習パラダイム（「何を教えるか」から「何ができるようになるか」）へ
- ⑤ 諸活動の「質保証（評価）」に対する社会的要請

大学には 質保証（評価）文化が 定着している

大学評価とは
大学評価（認証評価）の制度化
認証評価は機能している！

「評価」という言葉への誤解

- ① 「評価」という言葉がもつ幅広い意味の認識が必要（配布資料参照）
- ② 「大学評価」は、大学の「世間的な評判」、「ランキング」あるいは「格付け」であろうか？
- ③ 「ランキング」は、ある大学の一部分を取り出して、数値化したもの

大学評価とは

- ① 入口と出口のところのみでの評価
 - ③ 偏差値に代表される入学試験の難易度
 - ③ 就職のランキング
- ② 何を教えるのか？教育の水準は？（質の保証）
 - ③ 在学中に得られる付加価値は？
 - ③ どのような教育が行われ、その成果は？

大学評価の歴史的経過

- ① 大学設置基準の大綱化と大学自らによる自己点検・評価の努力義務（1991）
- ② 自己点検・評価の実施義務化、評価結果の公表義務化、外部評価の努力義務化（1998）
- ③ 大学評価・学位授与機構の創設（2000）
- ④ 学校教育法により認証評価（第三者評価）制度の導入（2003）
- ⑤ 専門職大学院制度の発足（2003）

外部評価と第三者評価

- ① 外部評価：大学が学外の評価者を選定し、その評価者に依頼して行う評価。評価項目は、大学側が指定するのが普通である。（学校関係者評価）
- ② 第三者評価：評価対象となる大学とは別個の独立した第三者組織によって行われる評価。評価者・評価項目・評価方法などの選択を行うのは、評価対象となる大学ではなく、第三者組織となる。

第三者による大学評価制度

- ③ 認証評価機関による定期的な評価の実施
 - ③ 全学的な教育研究等の状況(機関別認証評価)
 - ③ 専門職大学院の教育研究活動の状況(専門分野別認証評価)
- ③ 評価結果の当該大学への通知、公表、文部科学大臣への報告
- ③ 認証評価機関の文部科学大臣による認証
- ③ 認証評価機関に対する措置

認証評価

- ③ 機関別認証評価
 - ③ 機関全体(大学、短期大学、高等専門学校)が対象となる。
 - ③ 7年ごとに評価を実施する。
 - ③ 評価機関が定めた基準・方法等により評価を実施する。
- ③ 専門分野別認証評価
 - ③ 専門職大学院が対象となる。
 - ③ 5年ごとに評価を実施する。
 - ③ 評価機関が定めた基準・方法等により評価を実施する。
- ❖ 認証評価以外の分野別評価:薬学教育、リハビリテーション教育、工学教育(JABEE)、医学教育

認証評価の目的

- ③ 大学における教育研究などの諸活動の質を保証する。
- ③ 大学における諸活動の質の改善・向上に資する。
- ③ 大学における諸活動について社会的説明責任を果たす。
 - ③ 第三者評価機関が果たすべき社会的説明責任:大学が実施している諸活動の質の現状分析と保証。
 - ③ 大学自身が発信する情報だけでなく、第三者評価機関による評価結果も不可欠な情報である。

大学機関別認証評価の基本方針

- ③ 評価基準に基づく評価
 - 基準1 大学の目的
 - 基準2 教育研究組織
 - 基準3 教員及び教育支援者
 - 基準4 学生の学び
 - 基準5 教育内容及び方法
 - 基準6 学習成果
 - 基準7 施設・設備及び学生支援
 - 基準8 教育の内部質保証システム
 - 基準9 財政基盤及び管理運営
 - 基準10 教育情報等の公表
- ③ 学習成果を中心とした評価
- ③ 大学の個性の伸長に資する評価
- ③ 自己評価に基づく評価
- ③ ピア・レビューを中心とした評価
- ③ 透明性の高い開かれた評価
- ③ 国際適用性の高い評価

認証評価のプロセスと評価結果

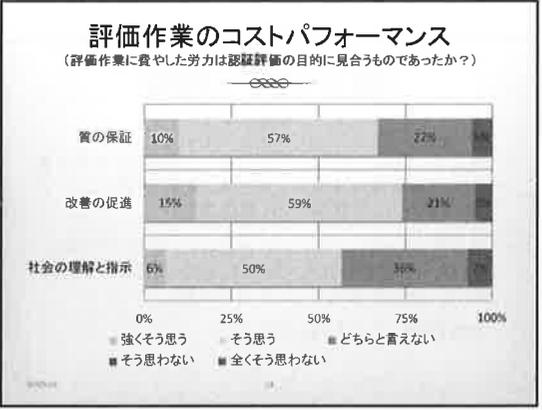
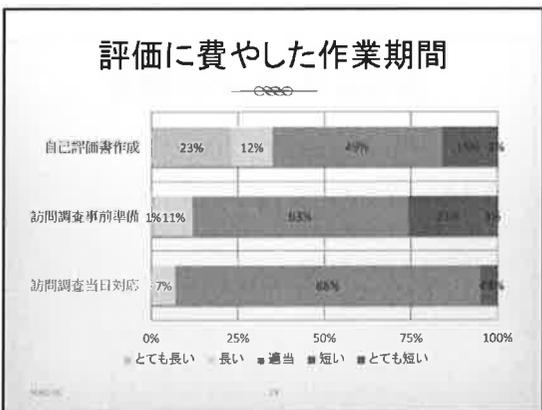
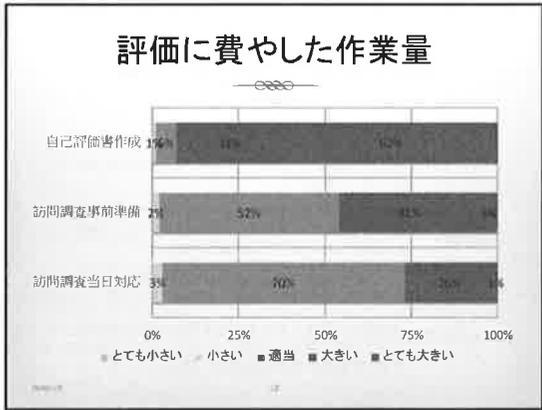
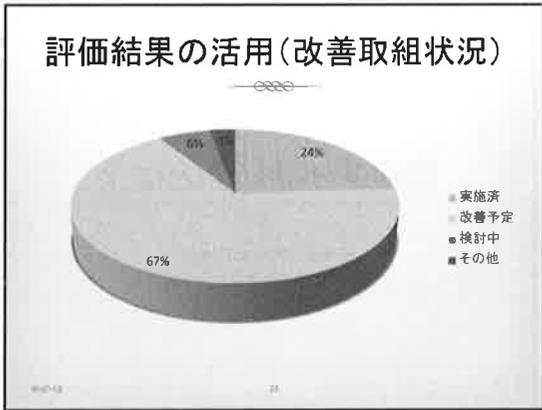
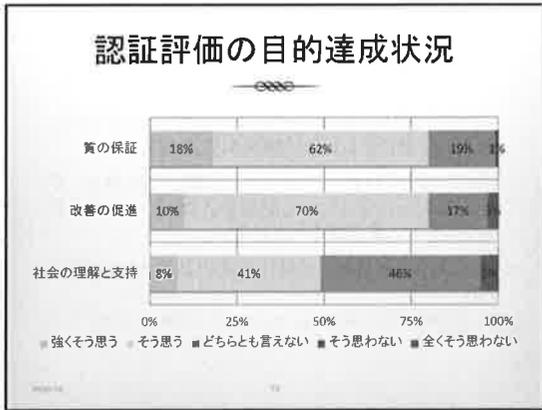
- ③ 大学から提出された自己評価書の分析(書面調査)。
- ③ 訪問調査 - 書面調査では不明な点の確認、学生・修了生との面談、教育現場・学習環境等の視察。
- ③ 評価結果(案)を大学に示し、これに対する意見の申立てを受け付けた上で、評価結果を確定。
- ③ 評価結果の公表 - 大学が、「すべての基準を満たしているか否か」の判断。さらに、「優れた点」、「改善を要する点」、「更なる向上が期待される点」を指摘。また、評価結果概要は、英訳して公表。

機関別認証評価の検証

大学評価・学位授与機構では、平成17(2005)年度から平成23(2011)年度までの第1サイクルに実施した大学機関別認証評価について、アンケート調査と評価結果の両面から分析し、検証結果を報告書としてまとめた(配布資料参照)。

『進化する大学機関別認証評価 - 第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善 -』より抜粋

http://www.naid.ac.jp/n_hyojka/yohou/_icsfiles/aiui/aiue/2013/05/22/ae6_12_saikatsu_daijizoku.pdf



認証評価の効果・影響

- 教育研究活動等について全般的に把握
- 教育研究活動等の今後の課題を把握
- 教育研究活動等の改善を促進
- 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上
- 将来計画の策定に役立つ

認証評価の課題

- アカウンタビリティ(社会に成果を示す)と改善(質の向上に反映させる)という機能の両立は難しい。
- インプットとプロセス(アクション)に関する基準が、学習に関するアウトプットの測定やアウトカムズの分析よりはるかに重要視されている。
- 最低基準の指標が、卓越性指向の基準より広く使用されている。

【進化する大学機関別認証評価-第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善-】を参考

次元の異なる評価対象

	具体的内容
インプット (投入)	教育研究活動等を実施するために投入された財政的、人的、物的資源をさす。
アクション (活動)	教育研究活動等を実施するためのプロセスをさす。計画に基づいてインプットを動員して特定のアウトプットを産み出すために行われる行動や作業をさす。
アウトプット (結果)	インプットおよびアクションによって、大学(組織内)で産み出される結果をさす。
アウトカムズ (成果)	諸活動の対象者に対する効果や影響も含めた結果をさす。学生が実際に達成した内容、最終的に身につけたもの、刊行された論文の効果や影響などである。

保証すべき「質」とは？

質保証するための視点
高等教育の質保証システム

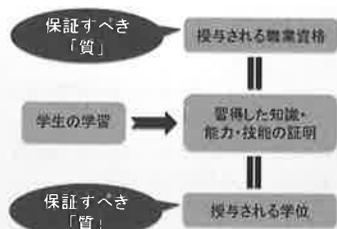
「質」に関する理解

- 決まった基準で判定する質であり、多様性という考え方が入る余地は少ない。質とは、欠点がないこと(zero defects)を意味する(製造業)。
- 欠点を最小限にすることのみならず、顧客に不満がないという視点が入る。質とは、顧客満足(consumer satisfaction)を意味する(サービス業)。
- 高等教育における質とは？？

質保証するための視点

- 卓越性(高い水準の質)
- 基準に対する適合性
- 目的に対する適合性
- 機関の目標の達成度
- 関係者の満足度

保証すべきは職業資格・学位の質



高等教育の質保証システム

- ② 内部質保証: 第一義的に機関(組織)自身の責任である。外部評価(学校関係者評価)も含まれる。
- ③ 第三者質保証: 設置基準、設置認可(事前規制、最低限の水準を保証・確保)、認証評価(事後チェック、適格認定と教育研究の質の向上を促進)
- ④ 内部質保証は、各機関(組織)が独自の考え方に基づいて実施しても、社会から見て理解できないこともある。内部質保証にも、ある程度共通的な基準や指標が必要である。

高等教育のパラダイム・シフト

- ② 「教育パラダイム」から「学習パラダイム」へ
- ③ 「教員の視点に立った教育」から「学生の視点に立った学習」へ
- ④ 「何を教えるか」より「何ができるようになるか」へ
- ⑤ 「授業内容や教育方法の改善」から「学習の質が向上したか、学習成果があがっているか」へ
- ⑥ いかに関し学習成果を測定するか? いかに関し説明責任を果たすか?

成果(アウトカムズ)とは

	具体的内容
インプット (投入)	教育研究活動等を実施するために投入された財政的、人的、物的資源をさす。
アクション (活動)	教育研究活動等を実施するためのプロセスをさす。計画に基づいてインプットを動員して特定のアウトプットを産み出すために行われる行動や作業をさす。
アウトプット (結果)	インプットおよびアクションによって、大学(組織内)で産み出される結果をさす。
アウトカムズ (成果)	諸活動の対象者に対する効果や影響も含めた結果をさす。学生が実際に達成した内容、最終的に身につけたもの、刊行された論文の効果や影響などである。

学習成果とは?

- ② ある学習過程を終了した時に、どのような知識、技能そして能力を獲得することが期待できるかに関するステートメント (ECTS Users' Guide)
- ③ 教育を語るための国際共通言語(あるいは国際共通通貨)

質保証の最重要課題は学習成果

- ② 教育 = 教授(Teaching) + 学習(Learning)であり、学生の学習成果(Learning Outcomes)について社会に明示することが重要である。
- ③ 期待される学習成果(Expected Learning Outcomes)を明示する。
- ④ その学習成果の達成状況(Achieved Learning Outcomes)を定期的に分析する。
- ⑤ その分析結果を社会に向けて発信するとともに質の改善・向上に資することが求められる。

専修学校の質保証の方向性

高等教育質保証が求められる背景
専修学校に求められる質保証

高等教育質保証が求められる背景

- 高等教育の大衆化・ユニバーサル化
 - 高等教育を維持する費用の増大
 - 職業教育の重要性
 - 効率的配分、パフォーマンスによる資源等の配分
 - 評価に基づく資源等の配分
- 高等教育機関の質保証をめぐる国際的動向
 - WTOを中心とした消費者保護の動き
 - OECD/UNESCOでの国際的質保証の検討
 - 何らかの評価が必要

高等教育質保証が求められる背景

- 高等教育機関間の国際競争
 - 国の国際的競争力の向上
 - 学生の獲得競争、研究費の獲得競争
 - 質保証が必要
- 多様な教育プロバイダーとの競合
 - IT技術による遠隔授業(e-learningなど)
 - 学位や資格の取得
 - 既存の高等教育システムの破壊
 - 質保証が唯一の武器

専修学校の学校評価の歴史

- 自己点検評価・結果公表の努力義務(2002)
- 自己評価の実施、結果公表の義務化(2007)
- 学校関係者評価(保護者、地域住民等の学校関係者による評価)の努力義務(2007)
- 第三者評価の定義(学校評価ガイドライン[2010年改訂])

学校評価の定義

(文部科学省ガイドライン)

- 自己評価:各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について評価を行い結果を公表する。
- 学校関係者評価:学校関係者などを、学校自ら選任し、構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価を行い、改善に向け専門的助言を行うとともに結果を公表する。
- 第三者評価:当該学校から独立した第三者の評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者評価者が設定する評価基準に基づき専門的・客観的視点から評価を行い公表する(配布資料参照)。

専修学校に求められる質保証

- 養成しようとしている人材像、期待できる学習成果などを明示する。
- 目的・目標としている人材像や学習成果が、どの程度達成されているかを定期的に評価する。
- 学校の質を自ら保証する内部質保証システムを構築し、それを十分機能させることが自律的組織としての証明である。
- 積極的な情報提供(評価結果も含む)
- 第三者質保証(評価)では、その内部質保証システムが機能し、質の改善・向上が絶えず図られているかどうかを検証する。

専修学校の第三者質保証システム

- ☞ 専修学校設置基準および職業実践専門課程の認定要件に適合していることを認定する。
- ☞ 学校(あるいは課程)が目的・目標としている学習成果等が達成しているかどうかを評価する。
- ☞ 学校が機関内部の質保証体制を整備し、それが機能し、絶えず質の改善・向上が図られているかを評価する。
- ☞ 今後の課題 - 専修学校全体の「機関別評価」と課程ごとの「分野別評価」をどのように考えるか？

MSAD UE

41

参考文献・資料

- ☞ 大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着 - 日本の大学教育は国際競争に勝てるか?』独立行政法人 大学評価・学位授与機構編著 ぎょうせい 2010年5月:この単行本の中の「大学」は、ほとんど(現在あるいは近未来)「専修学校」と読み替えられる。
- ☞ 『進化する大学機関別認証評価 - 第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善 -』独立行政法人 大学評価・学位授与機構ウェブサイト
- ☞ 大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着 - 日本の大学は世界で通用するか?』独立行政法人 大学評価・学位授与機構編著 ぎょうせい 2014年3月

MSAD UE

42

ご清聴ありがとうございました。

MSAD UE

43

分野別質保証の考え方

(公財)柔道整復研修試験財団
代表理事 福島 統
2014年8月11日 アルカディア市ヶ谷

医学教育でなぜ、分野別質保証が急がれているのか？

ECFMGからの宣言(2010年9月)

- ECFMG は、2023年からアメリカ医科大学協会(AAMC)のLiaison Committee on Medical Education または、World Federation for Medical Education が決めた基準に沿った医学教育プログラムを認定されていない医学部卒業生のUSMLEの受験を認めない(正確には、卒後臨床トレーニングに入れない)、と宣言した。

ECFMG が医学教育国際基準の認証を求めている理由

(2010年の宣言に添付されていた資料から)

医学部新設ラッシュ(2002年から)

- | | |
|--------------|----------------|
| ▪ マレーシア 46%増 | ▪ サウジアラビア 47%増 |
| ▪ パキスタン 38%増 | ▪ シリア 33%増 |
| ▪ インド 31%増 | ▪ ブラジル 36%増 |
| ▪ ネパール 27%増 | ▪ カリブ 60%増 |

医師の移動

- アメリカ、英国、ニュージーランドでは、医師の25%が外国から「輸入」されている。
- 南アフリカの医学部卒業生の40%が自国を去り、海外で医師として働いている(輸出側としては、アフリカ、中近東、東南アジアなどがある)。
- 1997年のドイツでは、医学部入学者のうち41%が医師以外の職業に就いた(半数は、医学部を中退し、残り半数は卒業はしたが医籍登録はしなかった)。

外国の医学部卒業を受け入れるとは

- 米国がUSMLEという医師資格試験で自国に医師を受け入れると言っても、
- USMLEはⅠ～Ⅲまであって、しかもⅡにはCSという実技試験もあるが、これは単なる「試験」ではない。医学部が長い時間をかけて育てる医学生生の「Fitness to Practise」はこの試験では測れない。医師としての適性は医学部しか判断できない！だから、試験だけではなく大学教育の質を求めてきている。

わが国でも、医師資格は
「自由化」されているのです。

医師国家試験受験資格認定について

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/05/tp0525-01.html>)

- 最近、卒業後に日本の医師国家試験の受験資格が得られる旨認可を厚生労働省から受けていること等を示して、外国の医学校への入学を勧誘する広告を行っている例が見受けられますが、厚生労働省は、外国の医学校を卒業した方から、医師国家試験の受験資格認定の申請があった後に、当該申請者個人の能力や、当該申請者が受けた教育等を審査することとなり、海外の医学校等に対し、当該医学部の卒業生への医師国家試験の受験資格を一律に認定することはありません。このため、こうした外国の医学校等を卒業されても、日本の医師国家試験の受験資格が認められないことが十分想定されますのでご注意ください。

外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者

医師国家試験受験資格認定(抜粋)

- 1 高等学校卒業以上(修業年数12年以上)
- 2 医学教育: 6年以上(進学課程:2年以上、専門課程:4年以上)の一貫した専門教育(4500時間以上)を受けていること。ただし、5年であっても、5500時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には、基準を満たすものとする。
- 3 WHOのWorld Directory of Medical Schoolsに原則報告されていること。当該国の医師免許を取得していること。
- 4 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること。

医学教育での質保証の意味

■ The General Medical Council (GMC) protects the public ensuring proper standards in the practice of medicine. We do this by setting and regulating professional standards not only for qualified doctors' practice, but also for both undergraduate and postgraduate education and training.

→ 国民に提供する医療の質を保証するために、医学教育の質を担保しなければならない！

→ 患者安全

日本の高等教育での
「質保証」の流れ

新自由主義高等教育改革

- サッチャー、レーガン、中曽根、小泉という「新自由主義経済」の流れ
- その特徴は、「小さな政府」、「規制緩和」、「市場化」、「民営化」を進めるところにある。これにより、「選択と集中」が政策的に取り入れられた(例えば、GPという補助金)。
- 自己責任原則(国公立大学の法人化)とアカウンタビリティと質保証が強調されるようになった。(学校法人のモラルハザード)

13

わが国の認証評価制度

- 1991年(平成3年): 設置基準の大綱化
- 1998年(平成10年): 自己点検評価が「実施義務」
- 2004年(平成16年): 第三者評価を義務付けた「認証評価制度」が実施
- 2011年(平成23年): 内部質保証システム構築へ分野別質保証(現在行われているプログラム評価)
 - 1 専門職大学院(法科、商科、会計、助産): 学校教育法により義務化されている。
 - 2 日本技術者教育認定基準(JABEE)
 - 3 薬学教育(6年制)第三者評価基準
 - 4 リハビリテーション教育

14

医学教育の質保証の問題点

- 質保証は、国際的に認められたその国の認証機関により行われる。その機関とは、① 大学基準協会、② 大学評価・学位授与機構、③ 日本高等教育評価機構の3つである。
- しかしながら、これらの認証機関は「分野別認証評価」を行っていない。大学基準協会も、大学評価・学位授与機構も一旦は分野別プログラム評価を行おうとしたが、法律が「institutional accreditation」を決めたので、学士課程では行わなくなった。

15

日本学術会議の動き

- 平成20年(2008年)5月22日に文部科学省高等教育局長(清水 潔)が、日本学術会議議長(金澤一郎)に、「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議(依頼)」をだし、これに応じて、平成22年7月22日に、日本学術会議は、「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を提示したが、ここでも「医学」については英国QAAのbenchmark statements の紹介にとどまっている。

16

高等教育の質保証

- 大学(高等教育機関)として:
 - 内部質保証: 自己点検評価
 - 外部質保証:
 - 認証評価
- 医学教育として(分野別質保証)
 - 内部質保証:
 - 外部質保証:
 - 認証評価

17

質保証のプロセス

- 1 医学部が行っている教育活動のデータベースを作る。
- 2 このEvidence に基づいて、評価基準に沿って、自己点検評価書を作成する。この自己点検評価書は、「現在のこの医学部」を自己点検評価したもので、当然、課題も記される。(Institutional Research: IRという考え方)
- 3 外部評価を受ける(自己点検評価書をもとに、文書による審査と訪問審査)。

18

4. 外部評価書を受け取り、「現在のこの医学部」の良い点、改善すべき点を整理して、これからのAction planを作成する。
5. 自己点検評価書、外部評価書、Action planを公開する。
6. Action planに従って、「この医学部」で行われている医学教育の改善がどこまで進んでいるのかを公開する(例えば、Annual reportとして)。
7. この「内部質保証」のシステムが機能していることを持って、「質保証」されたことになる。

18

用語説明: IR (Institutional Research)

- 高等教育機関の様々な質保証を推進するために有効な機能の一つがエビデンスに基づいて分析するというIR(機関研究、大学機関調査)である。大学内の様々な情報を収集して、数値化・可視化し、評価指標として管理し、その分析結果を教育・研究、学生支援、経営などに活用することが、IRの具体的な活動内容である。

20

- 教学面に焦点化した場合を教学IRと呼ぶ。教学IRの具体的な像は、各大学が実施している授業評価や学生調査結果など客観的なデータに基づく分析、あるいはそうしたデータをGPAやキャリア関連情報と結び付けて分析し、そして結果を各教学部門にフィードバックするという役割をIR部門が担い、教学部門がそのフィードバックを教育改善につなげていくという構図である。

(山田礼子, 学びの質保証戦略, 玉川大学出版部, 2012年, P171)

21

内部質保証で大事な事

- 医学教育の質を保証する責任は、医学部(大学)にある。それこそが「大学の自治」であり、「学問の自由」である。
- 医学部の社会的責任(使命)とは何か。
- その責任を果たすことのできる人はだれか。

22

内部質保証

- 「高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証することを指す。」(2013年中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」用語説明から引用)
- 自らの活動を自己点検することで、PDCAサイクルを回し、自らの資源を確認しつつ、さらなる「自己実現」を行う。→ 「多様性」これこそがキーワード!

23

内部質保証をするときに: 評価基準

- 何を自己点検すればいいの?

24

医学教育分野別評価基準 (世界医学教育連盟WFME 2012年版)

- 1 Area 1. 使命と教育成果
- 2 Area 2. 教育プログラム
- 3 Area 3. 学生評価
- 4 Area 4. 学生
- 5 Area 5. 教員
- 6 Area 6. 教育資源
- 7 Area 7. プログラム評価
- 8 Area 8. 管理運営
- 9 Area 9. 継続的改良

25

柔道整復師養成学校における分野別質保証とは

26

学校教育の質保証

- 自己点検評価
- 学校関係者評価
- 第三者評価
- その次に来るのは「認証評価」(機関認証と分野別認証)

27

柔道整復師養成のための教育は誰が評価できるのか、何のために。

- その答えは、Peer review すなわち、柔整師教育に関わる人たちと、柔道整復を業にしている人たちが柔整師教育を評価することができる。
→ Professional autonomy
- 学校を卒業し、国家試験に受かれば、柔整師を業とすることができる。卒前教育と卒後研修とで、患者安全を守る責任がある。
→ 患者安全を目指した教育

28

どのように柔整師教育の質保証を行うのか

- 教育の質の保証の責任は、学校にある。
- 学校教育が望ましい方向に改善が進むように、学校教育の「分野別評価基準」を作る必要がある。
- 学校がこの分野別評価基準に沿って、現状を把握し、現状で誇るべきことを誇り(他の学校の参考となるGood Practice)、現状での改善すべき点を抽出し、その改善点を直していく計画を立てて実行する。これが自己点検評価である。

29

- 自己点検評価が独りよがりにならないように、第三者の視点で、自己点検評価内容を検証してもらおう。これを第三者評価もしくは外部評価という。
- 内部評価(自己点検評価)と第三者評価である外部評価を、学校が分析し、その学校の改善計画を立てる。Action plan を立てる。
- 自己点検評価書、外部評価書、そして改善計画書を公表し、さらに改善活動の報告を行うことで、国民への責務を果たす。
- そして、学校が国民のための柔道整復師を養成していることを認識してもらおう。

30

医学教育分野別評価基準 (世界医学教育連盟WFME 2012年版)

- 1 Area 1. 使命と教育成果
- 2 Area 2. 教育プログラム
- 3 Area 3. 学生評価
- 4 Area 4. 学生
- 5 Area 5. 教員
- 6 Area 6. 教育資源
- 7 Area 7. プログラム評価
- 8 Area 8. 管理運営
- 9 Area 9. 継続的改良

31

評価基準の概要(医学教育を例に)

- 1 学校の「使命」が明確で、その使命が学内外に周知されている。学修アウトカムが決められていて、学生、教職員そして学校関係者に周知されている。
- 2 カリキュラムが学修アウトカムを習得できるように組まれている。学年間、学年を超えた科目同士の連携が取られており、学校全体として学生が学修アウトカムを身に付けられるようになっている。また、教育改善が行える組織体制になっている。

32

- 3 学生評価が学習理論を基盤に実施され、信頼性、妥当性が検証されている。学修アウトカムを評価する評価方法を採用されている。
- 4 学生選抜が適切に行われ、入学後の教育に円滑に進むことができるようになっている。学生が在学中に学習支援を受けられるようになっている。
- 5 適切な教員を配置している。
- 6 学修アウトカムを獲得できるように教育環境が整備され、技術教育や臨床経験ができるようになっている。

33

- 7 カリキュラム全体を絶えずモニターし、学生の学習成果をデータとして集め、教育の内部質保証の体制が整えられている。卒業生の調査を行い、その結果をカリキュラム改訂に活かす。学校が社会から求められていることを調査し、カリキュラムに反映させる。
- 8 教職員が協働して教育の管理運営を行う組織体制となっている。
- 9 継続的改良がおこなわれている。

34

分野別質保証が求めるものは多様性

- 医学教育では、評価基準には数量的な基準は入っていない。
- 各学校が持っている「資源」は異なる。各学校はその資源を用いて、それぞれの改善を進めることが正しい道であり、それが学校が持つ使命を果たす方法である。(画一性を否定している)
- 各学校が独自のPDCAを回し、自分らしい学校を作って社会に貢献する。

35

認証評価とは

36

認証評価のプロセス

- 1 医学部が行っている教育活動のデータベースを作る。
- 2 このEvidenceに基づいて、評価基準に沿って、自己点検評価書を作成する。この自己点検評価書は、「現在のこの医学部」を自己点検評価したもので、当然、課題も記される。(Institutional Research : IRという考え方)
- 3 外部評価を受ける(自己点検評価書をもとに、文書による審査と訪問審査)。

37

- 4 外部評価書を受け取り、「現在のこの医学部」の良い点、改善すべき点を整理して、これからのAction planを作成する。
- 5 自己点検評価書、外部評価書、Action planを公開する。
- 6 Action planに従って、「この医学部」で行われている医学教育の改善がどこまで進んでいるのかを公開する(例えば、Annual reportとして)。
- 7 この「内部質保証」のシステムが機能していることを持って、「認証」されたことになる。

38

内部質保証で大事な事

- 教育の質を保証する責任は、学校にある。そこが「学校の社会的責任」である。
- 柔整師養成学校の社会的責任(使命)とは何か。
- その責任を果たすことのできる人はだれか。

39

柔道整復師教育のこれから

- 職業実践課程
- 自己点検、学校関係者評価、第三者評価
- そして、国民のための医療者としての柔道整復師の立場を確立する。

40

私の話を聞いてくださり、
ありがとうございました。

fukushima@jikei.ac.jp

41

メモ

42

専門学校の第三者評価

1. 自己点検・自己評価から第三者評価へ

- ・これまでの経緯（「学校評価ハンドブック Ver. 4. 0」より） 付属資料 1
- ・特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下 評価機構という。）の第三者評価（「学校評価ハンドブック Ver. 4. 0」より） 付属資料 2-1
 専門学校等評価基準書 Ver. 4. 0(抜粋) 付属資料 2-2
 第三者評価システムの概要 version4.0 付属資料 2-3
- ・全国専修学校各種学校総連合会、一般社団法人職業教育キャリア教育財団の動き
 専修学校に関する第三者評価推進の取組について 付属資料 3

2. 専門学校と分野別第三者評価

- ・評価機構の方向性（産業界の支援を受けた専門学校評価者育成と評価制度モデルの研究・事業報告書より） 付属資料 4
- ・卒業生調査における教育と職業能力との因果関係（専門学校教育と卒業生のキャリア・広島大学高等教育研究開発センター小方直幸編より） 付属資料 5

3. 分野別第三者評価への試み

- ・平成22年度文部科学省専門人材の基盤的教育推進プログラム「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践」における専門分野別第三者評価の概要（同事業実施報告書より） 付属資料 6

4. 柔道整復師分野における分野別第三者評価に向けた業界団体などの自発的な動き

- ・公益財団法人 柔道整復試験財団の働きかけと開発体制構築の経緯
- ・「医学教育分野別評価基準日本版～世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダード2012年版準拠～」について 付属資料 7

5. 文部科学省委託事業「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進 における分野別評価の方向性について

- ・認定実技審査要領「平成24年度改訂版」（抜粋） 付属資料 8-1
- ・柔道整復師分野の第三者評価の基準イメージ) 付属資料 8-2
 基礎レベルと上位レベルのアウトカム評価
- ・柔道整復学科のための第三者評価のあり方について主要な論点メモ 付属資料 8-3

以上

平成 21 年度文部科学省 専修学校教育重点支援プラン事業

産業界の支援を受けた専門学校評価者育成と評価制度モデルの研究

事業実施報告書 (抜粋)

平成 22 年 3 月

社団法人 東京都専修学校各種学校協会

目次

第1章 調査報告 —高等教育機関における第三者評価のニーズについて—	1
1.1 質保証ニーズの高まり	1
1.1.1 大学評価における質保証ニーズの高まり	1
1.1.2 専門学校評価における分野別評価に対するニーズ	4
1.1.3 分野別評価のモデル構築に向けて	6
1.2 日本技術者教育認定機構(JABEE)の取組	10
1.2.1 JABEEによる教育プログラム認定のあらまし	10
1.2.2 JABEEに対するヒアリング	54
1.3 日本情報システム・ユーザー協会(JUAS)の調査報告	59
1.3.1 業界団体の選定	59
1.3.2 JUASに対するヒアリング	59
第2章 分野別評価のモデルについて	63
2.1 評価の対象とスタンス	63
2.1.1 評価の対象	63
2.1.2 評価のスタンス	63
2.1.3 分野の定義	64
2.2 評価の体制と項目	65
2.2.1 評価の体制	65
2.2.2 評価の項目	66
2.3 その他	67
第3章 評価者育成教材開発について	68
3.1 教材開発の考え方	68
3.2 教材の目次	69
第4章 実証実験について	71
4.1 実証実験の概要	71
4.1.1 趣旨	71
4.1.2 日程・場所	72
4.1.3 内容	72
4.1.4 被験者の募集	74
4.2 実証講座の実施状況	78
4.2.1 日程・場所・スケジュール	78
4.2.2 講座の状況	78
4.2.3 受講者の属性	79

4.3 実証実験の結果.....	80
4.3.1 全体の印象について.....	80
4.3.2 個別の印象について.....	83
4.3.3 講座の枠組み・その他について.....	86
4.3.4 機構が現在行っている、専門学校機関別第三者評価について.....	90
4.3.5 機構が現在研究している、専門学校の分野別第三者評価について.....	92
4.3.6 第三者評価、自己評価制度について.....	93
4.4 実証実験の結果をふまえた本事業の総括.....	95
成果報告会配布資料.....	97

必要性を喚起するものとしてあらわれている事実が確認できる。

1.1.2 専門学校評価における分野別評価に対するニーズ

近年の専門学校の第三者評価に対するニーズとして顕著なものは、機関評価ではなく専門分野別に教育成果の視点から評価するシステムの構築を求めるものに変質していることである。その動きをもっとも明瞭に示したものは、中央教育審議会のキャリア教育・職業教育特別部会（部会長・田村哲夫渋谷教育学園理事長）が平成 21（2009）年 7 月 30 日にまとめた審議経過報告「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」において、「学校教育全体の職業教育を充実するために、高等教育段階で職業実践的な教育に特化できる新種の学校制度を創設する」という提言がなされたことであろう。

この報告書で提唱された新種の学校制度の実現に関する見通しは現時点では不鮮明であるものの、関係者の大きな反響を呼んだことは記憶に新しい。その反響の大きさの一因として、この提言が近年の専門学校教育に対する有識者の議論を土台にしていたことがあげられよう。

たとえば平成 20（2008）年 11 月に文部科学省・専修学校の振興に関する検討会議によってまとめられた報告書「社会環境の変化を踏まえた専修学校の今後の在り方について」の中で、下記のような記述がなされている。

職業に直結した教育を行っている専修学校においては、特に産業界からの評価は重要な意味を有することから、ここでは、企業へのアンケート調査等を基に、専修学校、とりわけ専門課程（専門学校）に対する企業からの評価や要望を概観する。

「平成 19 年度学校基本調査」によれば、専門学校を卒業した者のうち就職した者の割合は、約 80 パーセントであり、そのうち履修内容と関係した分野に就職した者の割合は、約 74 パーセントとなっている。これは、専門学校が産業界との接続や地域社会からの要請を踏まえ、体系的かつ実践的な教育訓練を行っていることを反映しているものと考えられる。

また、専門学校卒業生の企業における活用状況や専門学校卒業生に対する評価等に関する調査として「専門学校教育の評価に関する現状調査報告書」（平成 19 年度文部科学省委託調査）がある。

同調査によれば、新卒者の人材の水準に対する評価としては、10 年前と比べて、「質が高くなった・やや高くなった・変わらない」と答えた割合が約 55.8 パーセントとなっており、専門学校は過去と同等以上の教育水準を保持していると評価されていることが窺える。

また、同調査によれば専門学校卒業生の採用理由として「専門の職業教育

を受けている」(57.8 パーセント)、「仕事に必要な資格を持っている」(42.6 パーセント) ことを挙げる企業が多い。これは、前述のように専門学校が高い就職率を維持していることと併せて考えれば、専門学校における教育は、社会環境の変化を踏まえた実践的な教育を行い、職業に必要とされる技術・技能といった専門性を身に付けていることについて産業界から一定の評価を得ていることを示すものと言える。

一方で、同調査では、専門学校卒業生を活用する上での課題として、「専門家意識が強く、他の分野の仕事に就きたがらない」(20.5 パーセント)、「期待されるほど即戦力として役に立たない」(20.1 パーセント)、「基礎的な能力に弱く、幅広く活用することが難しい」(19.6 パーセント) を挙げている。

調査結果を踏まえると、専門学校では、専門的な能力を向上させるための教育を充実するとともに、コミュニケーション能力など各職業分野に共通して必要とされる基礎的な能力を向上するための教育についても、より一層改善・充実する余地があると言える。

なお、このような教育システムの構築に対する要請は、企業からも寄せられている。下図は平成 20 (2008) 年における、専門学校教育に対する企業側の期待に関するアンケート結果を図示したものであるが、「より実践的な専門性を習得してきてほしい」という回答が圧倒的多数を占める。

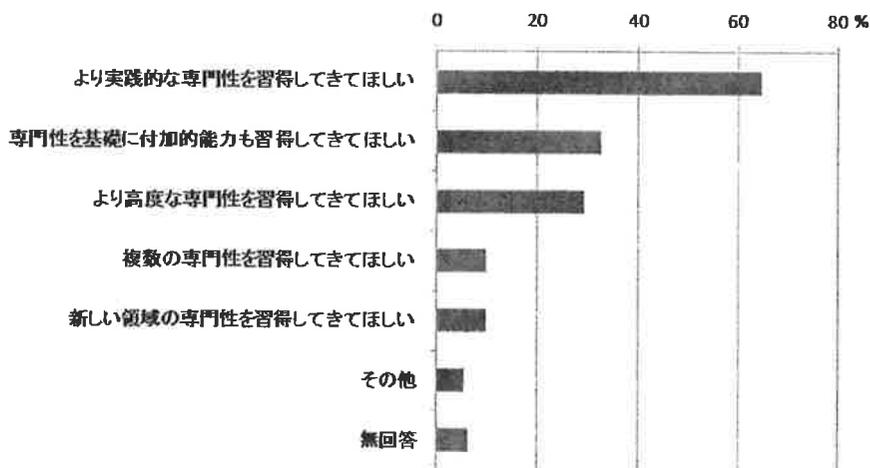


図 1 専門学校教育に対する企業側の期待¹

これら二つの資料に共通する視点は、専門学校で行われる、体系的かつ実践的な教育訓練を受けた卒業生に対する高い評価と、専門の職業教育のさらなる

¹ 出典：「専門学校教育の評価に関する現状調査報告書」平成 19 年度文部科学省委託調査、平成 20 年 3 月

高度化を求めるニーズの高まりである。この観点に立てば評価の方法も、これまでの高等教育機関において認証機関による評価にとどまっていた域を脱して、職業教育の専門分野別の評価方法をとるシステムへの移行を真剣に検討せざるを得ない。前出の中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会の審議経過報告「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」において、新種の学校制度の質保証として、高等教育機関としての適切な評価の枠組みが提示されている点は、このことを最もよく証明するものであろう（新学校種としてではなく、大学の制度の枠内で創設される場合には認証評価の方法がとられるが、それでも大学設置基準とは別の類型として設置基準が設定され、職業との関連性を重視した教育を実施する、という位置づけである）²。

ところで、これまでの専門学校第三者評価は、私立専門学校等評価研究機構（以下、「評価機構」）によって平成 19（2007）年度から 2 年間運用されてきた。その評価システムは大学のそれと同様に機関評価ではあったが、評価の項目に現場の業界や職種からの教育の観点を多く入れ、評価者に学校の専門学校分野に対応する業界関係者を含めるなど、職業教育の専門分野別事情にある程度対応するものとして運用された。しかし、専門分野別の評価をより徹底するには、専門分野の分類からそれぞれの分野の標準的な人材要件の抽出、分野に対応した評価項目の設定、各専門分野からの評価者選定などの課題に取り組む必要がある。本事業はこのような、専門学校の専門分野別評価制度の構築のニーズや要件を研究する必要性が高まっている事実に対応するものである。

1.1.3 分野別評価のモデル構築に向けて

これまでの私立専門学校等評価研究機構（以下、「評価機構」）での評価制度運用を振り返ってみると、大別して二つの懸念が存在する。第一の懸念は、評価者（特に業界関係者等の外部評価者）の不足である。現行制度は、職業教育機関としての専門学校の使命を重視し、対象校の一次評価を担当する「評価部会」において 1 校当たり 2 名の業界関係者を評価者として迎えている。今後、第三者評価を受ける学校が増加する過程で、評価に関する相応のキャリア・スキルをもった外部評価者が多数必要になってくることが予想される。また、専門学校の第三者評価に対するニーズが、専門分野別に教育成果の視点から評価するものに変質していけば、特色のある学科を持つ学校が、学科ごとに受審を希望するものと想定されるので、評価機会・評価者数は現在より飛躍的に増加

² 「中教審部会 職業実践校提言へ - 高等教育の複線化狙う -」日本経済新聞 平成 21（2009）年 7 月 6 日付朝刊記事より。

すると考えられる。

この場合の評価者は専門分野別に必要になってくるので、評価者ニーズに応える上で、業界団体等との連携が不可欠であり、この連携を図る中で、評価者として適した人材を調達・育成するスキームの構築の検討が必要である。

第二に、第三者評価に対するニーズの拡大への対応懸念である。現状制度における評価の考え方は、大学等において実施されている認証評価制度と同様、一つの教育機関としての総括的な機能評価が中心である。したがって、評価情報の利用者から見れば、大学と専門学校の差が見えにくい状況にある。

評価機構の評価基準では、制度開始時点からこの懸念を考慮し、専門学校評価に対する期待に応えるために「基準 4 教育成果」を設定し、就職状況、資格取得状況等、一般に専門学校に対して期待される教育成果について、その水準の維持・向上の取組みを重点的に評価してきた（評価機構の評価基準〔大項目〕は表 1 のとおりである）。

表 1 評価機構の評価基準（大項目）

基準 1	教育理念・目的・育成人材像等
基準 2	学校運営
基準 3	教育活動
基準 4	教育成果
基準 5	学生支援
基準 6	教育環境
基準 7	学生の募集・受入れ
基準 8	財務
基準 9	法令等の遵守
基準 10	社会貢献

しかしながら、実際に制度を運用してみると、これらの取組みは専門分野によって事情が大きく異なることが表面化してきた。たとえば、医療・福祉系のように厚生労働省の規制を強く受ける学校・学科と、商業実務系のように規制等がほとんどない学校・学科では、教育活動（基準 3）のスタンスも含めて事情に大きな相違がある。評価対象校の公平性の観点から、この相違の最大公約数をとった評価、すなわち、教育活動に関する基本的な運営状況の評価をしただけでは、評価情報の価値が著しく低下してしまう。

今後、専門学校に対する第三者評価のニーズが拡大することは間違いなく、

そうなったときに、大学等とは異なる専門学校の特徴を反映した、独自の評価制度に対する期待が高まるであろう。そうであれば、現行評価制度は「機関・機能評価」に徹することによってスペックを落とし、専門分野ごとに教育成果の達成状況を評価する「専門分野別・成果評価」を可能にする制度を創設し、結果的に二階建ての評価制度とする案も考えられる（図 1）。

2 階	専門分野別・成果評価 専門分野ごとの(学科単位の)、教育成果の達成可能性の視点からの評価	特徴を持つ学科単位の受審
1 階	機関・機能評価 教育機関としての機能を備えているかどうかについての総括的評価	基本的な評価として学校単位の受審

図 1 2 階建ての評価制度

その場合、専門分野別・成果評価を現行の体制で行うことは組織的・コスト的に難しい。理工系教育プログラムの認定を行っている日本技術者教育認定機構（JABEE）が、諸学会との連携によって効率的な認定を進めているのと同様のスキームを検討しなければならない。専門学校は職業教育の専門的教育機関であるから、各種の業界団体との連携体制の開発が必要になってくる。

本事業の目的は、専門学校評価者の育成や、専門分野別に教育成果の視点から評価を行う制度の検討に際し、産業界との連携体制・連携方法を模索・研究することにある（図 2）。

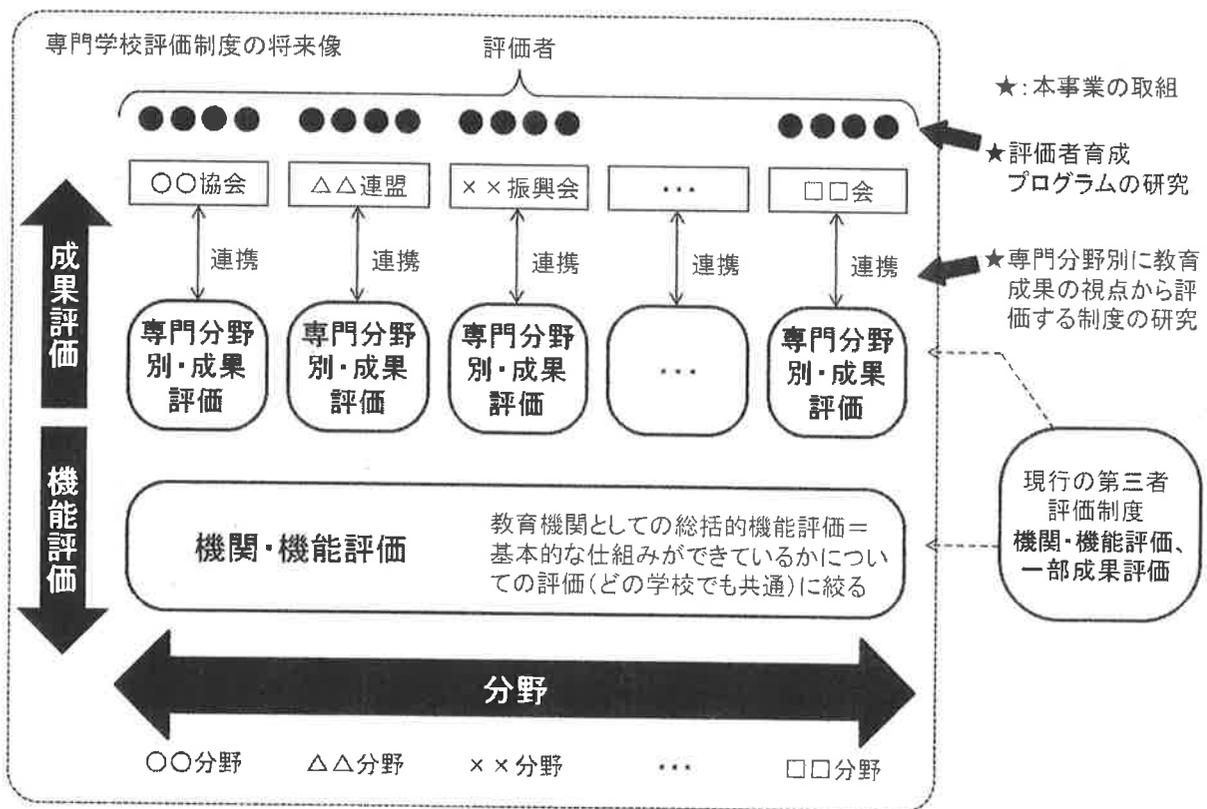


図 2 専門学校の分野別評価をめぐる産業界との連携体制・連携方法の研究内容

この事業目的を達成するために、まず、日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education、以下 JABEE と略す）の認定制度の調査と、業界団体の認識調査を実施する。学問領域を細分化して、かつ、アウトカムズ評価を標榜する JABEE の考え方は、専門学校における専門分野別・成果評価の考え方に近いといえる。したがってその評価制度を検討するうえでの参考とするために、JABEE の制度の内容・運用実態等についてヒアリング調査を行うことみは大きな意味がある。

また、専門学校の専門分野別・成果評価を制度化する上で、業界団体の協力が不可欠である。そこでニーズが大きいと思われる業界団体に対して、第三者評価に対する協力の意思、評価者の供給可能性等を明らかにするためのヒアリング調査を実施する。

専門学校教育と卒業生のキャリア

高等教育研究叢書

103 2009年3月

小方 直幸 編

R

I

H

E

広島大学

高等教育研究開発センター

はしがき

本書は、平成 19-21 年度科学研究費補助金基盤研究(C)「専門学校卒業生のキャリアと専門学校教育」(代表 小方直幸)と社団法人東京都専修学校各種学校協会調査統計部(部長 関口正雄)との共同プロジェクトの成果の一部である。

従来の高等教育研究では、専門学校(専修学校専門課程)に対する関心は薄かった。その背景には、大学セクターが高等教育システムの中核を形成してきたことが挙げられる。高等教育研究の関心は常に大学にあり、現在の拡大状況からも今後その傾向は強まると予想される。しかし、高等教育システム全体のあり方を議論するには、専門学校を始めとする非大学型高等教育機関にも着目し、アカデミックな教育だけでなく職業教育も視野に入れる必要がある。

他方で、専門学校の教育実践や社会的機能については、まずは専門学校自らが点検・評価活動の一環として行うべきものだろう。だが、そうした動きも従来、必ずしも活発とはいえなかった。どちらかといえば、資格の取得率や就職率等に依存してきた傾向があり、教育実践の実態や職業教育の意義について積極的に情報を開示してきたわけではない。しかし近年、高等学校から専門学校への進学者は減少に転じており、評価という文脈を越えて専門学校教育の質が問われるようになってきている。

この度のプロジェクトは、以上のような事情を踏まえて始まった。こうした調査研究を行う場合、研究者の視点は重要だが、それが教育の見直しや改革につながるとは限らない。もちろん、実践への寄与を常に念頭に入れる必要はない。ただし、今回のような学校ベースの調査は、名簿のチェックや作成、調査票発送や発送後の問い合わせへの対応、回答者への調査結果のフィードバックなど、調査実施校の協力なしでは成立しない側面が少なくない。

そこでこの度のプロジェクトにおいては、研究的な視点と現場の教育実践的な視点の双方を織り込んだものを指向した。具体的には、調査の意図の説明を行った上で調査協力校を募り、調査票の設計にあたっては、調査協力校のメンバーと数回にわたって打合せを行った。フィードバック用の調査結果の概要の内容についても意見交換を行い、さらに学校ごとの基礎集計データを配布するだけでなく、各学校に調査結果の分析等を行ってもらい報告会も実施してきた。

本書で紹介するのは、東京を中心とするごく一部の専門学校の事例であり、一般化は難しい。その意味で今後、大規模な調査研究の実施が待たれる。また、専門学校に対する評価や見解は、卒業生からのものが全てではない。現在、卒業生を雇用している企業に対しても同様の調査が進行中である。本書が、専門学校に関心を持つ研究者だけでなく、専門学校教育の経営や実践に携わっている方々の目にも触れ、忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いである。

2009年3月

小方 直幸・関口 正雄

目次

はしがき	小方 直幸・関口 正雄	i
第Ⅰ部 データ分析編		
序章 卒業生調査の狙いと概要	小方 直幸	1
第1章 専門学校選択と進学後の学習行動	立石 慎治	13
第2章 専門学校卒業生の初期キャリア	李 敏	33
第3章 専門学校教育に対する卒業生の評価	小方 直幸	49
終章 結論と課題	小方 直幸	59
第Ⅱ部 資料編		
「専門学校教育と卒業生のキャリアに関する調査」を終えて	久保谷富美男	63
卒業生調査への参加の狙いと意義	高村 雅行	67
卒業生キャリア調査について	関口 正雄・伊藤 忠男	71
基礎集計表		75

第3章 専門学校教育に対する卒業生の評価

小方 直幸
(広島大学)

この章では、卒業後の職業キャリアを経た後に、専門学校卒業生が専門学校教育に対してどのような評価をくだしているかを報告する。

1. 資格か学んだ知識・技能か

専門学校に対して一般的に抱かれているイメージは、職業に直結した資格の取得を通じた職業教育かもしれない。そこでまず、専門学校教育と職業との関係を、いくつかのディメンジョンに分けて概観しておきたい。具体的には、資格や専門分野と仕事という形式的な対応、ならびに在学中に実際に獲得した知識・技能と仕事という実質的な対応に関する卒業生の認識である。表3-1は、それぞれに対する評価を卒業後の年数による相違及び初職と現職別に分けてみた結果である¹⁾。

表3-1 資格に対する評価と学んだ知識・技能に対する評価

	初職			現職		
	卒後1年	卒後3年	卒後7年	卒後1年	卒後3年	卒後7年
資格の寄与	3.0	3.0	3.0	3.1	2.9	2.8 *
専門分野との対応	2.9	3.0	3.0	2.9	2.9	2.8
知識・技能の寄与	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4	3.1 **

**1%、*5%で有意

初職か現職かを問わずまず明らかなのは、在学中に獲得した知識・技能のほうが、在学中に取得した資格よりも高く評価されている点である。専門分野に対する評価は問いの構造が異なるため、他と比較できないが、ある程度高い評価を得ている。ただし評価の絶対値レベルで見れば、必ずしも高い評価とはいえない面もある。また、現職については卒業後の年数によって回答傾向が異なる。資格についても知識・技能についても、卒業後の年数、つまり職業経験年数を経た者ほど評価は下がっている。こうした卒業後の年数による評価の変動は、他の評価項目でも認められるため、次節以降でさらに議論したい。

以上は卒業生全体についての傾向であり、専門分野によっても評価は一様でない。ここでは煩雑になるため、初職についてのみ専門分野別の評価の相違を示した(表3-2)。

表 3-2 専門分野別に見た資格に対する評価と学んだ知識・技能に対する評価

	初職					
	工業	衛生	服飾・家政	教育・社会福祉	商業・実務	文化・教養
資格の寄与***	3.2	3.3	2.5	3.2	3.0	2.8
専門分野との対応*	3.3	3.1	2.9	3.4	2.7	2.6
知識・技能の寄与***	3.5	3.4	3.6	3.7	3.3	3.4

***0.1%、**1%、*5%で有意

専門分野を問わず、在学中に取得した資格よりも在学中に獲得した知識・技能を高く評価している点は、ここでも確認される。その上で専門分野による相違をみると、資格に対する評価は工業系、衛生系、教育・社会福祉系で高く、同様の傾向は専門分野に対する評価にも該当する。学んだ知識・技能に対する評価についても、教育・社会福祉系や工業系の評価が高く、専門分野と職種の対応が明確な職種特化型の特徴が出ている。ただし、服飾・家政系等でも評価が高くなっている点には留意が要る。

第2章でみたように、専門分野によって卒業後のキャリアはかなり異なっている。表3-2の結果は、その点も反映してのことだろう。その意味では、専門学校教育に対する評価も、専門分野別に詳細に検討する必要がある。ただし、序章でも述べたように、専門学校の卒業生に対する情報が十分に収集されておらず、分析の蓄積もほとんどないため、また今回用いるデータでは、例えば専門分野と卒業年の双方を加味した分析を行おうとした場合、サンプル数が少なくなる。そのため、以下の節では専門学校卒業生全体に関する評価の記述をまずは優先する。

2. 在学中の獲得能力に対する評価

卒業時の獲得能力

図3-1は卒業時に獲得した能力に対する自己評価を示したものである(5段階評価の平均値)。直接進学者と他の高等教育経験者を比較した場合、全般的に後者で評価が高い傾向にあり、これは他の高等教育の経験分が加味された結果といえる。ただし、評価の水準にそれほど大きな隔たりはない。即ち、最も評価が高いのは「礼儀・マナー」「コミュニケーション能力」に對してであり、逆に「リーダーシップを発揮できる力量」「起業の精神」「外国語の能力」に対する評価は低い。また、「専門的知識や技能」「チームの中で仕事を遂行する能力」「自発性、自主性」「仕事への適応力」といった項目に対する評価は相対的に高めである。

職場での要求能力とのギャップ

こうした獲得能力は、第一義的には制度としての専門学校あるいは各専門学校が設定する学習の到達水準によって評価されるべきものである。しかし、大学でもようやくアウトカム評価の議論が開始されたところで、専門学校についても、獲得能力の到達度が必ずしも明確になっているわけではない。そこで次善の策として獲得能力の評価の指針となるのは、卒業後に職場

図 3-1 卒業時に獲得した能力

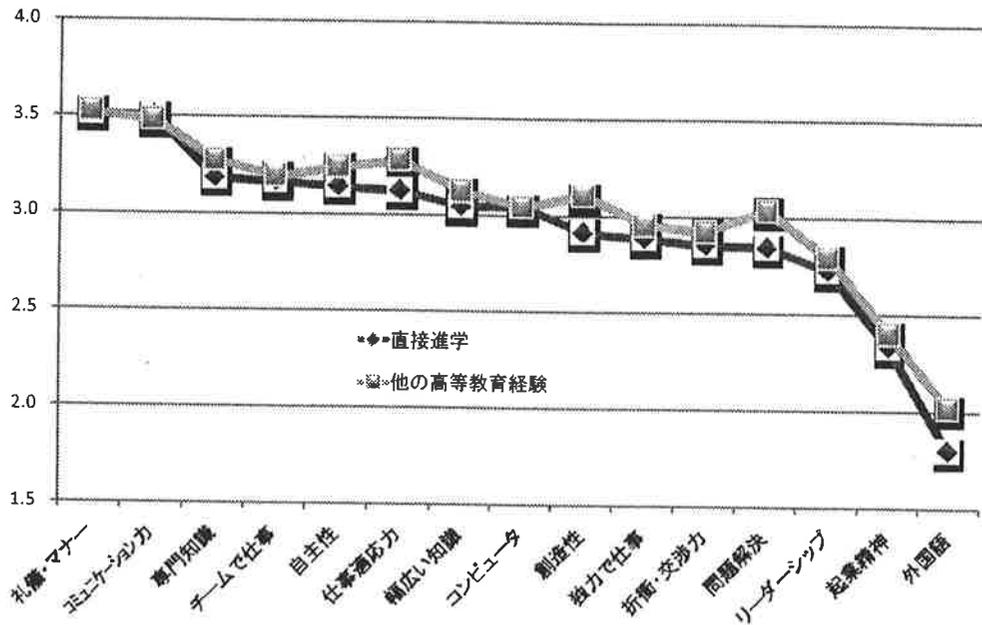
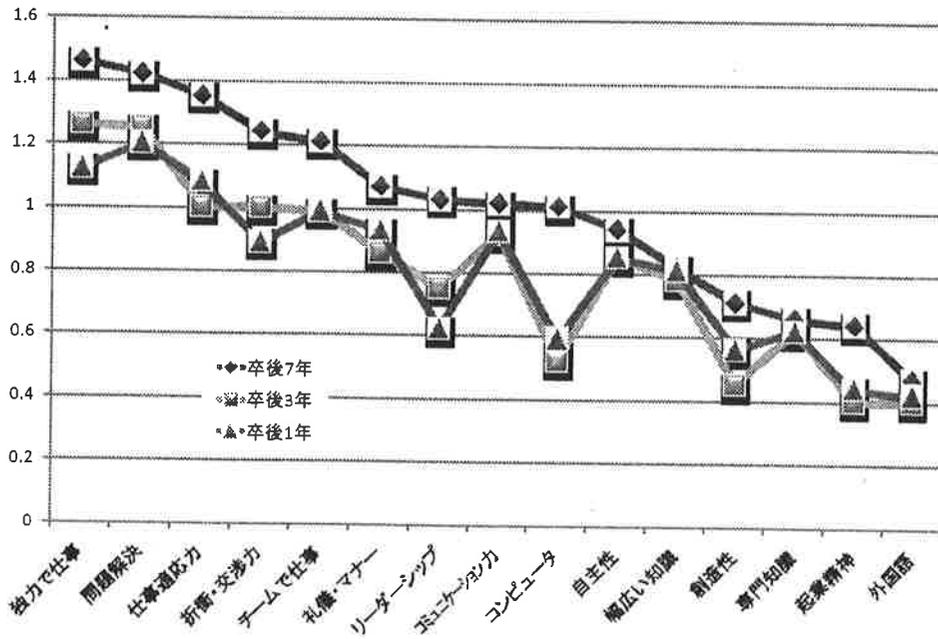


図 3-2 職場に必要な能力と卒業時の獲得能力のギャップ



で要求される能力との関係である。図 3-2 は、卒業時の獲得能力と職場で要求される能力の間にどの程度ギャップがあるかをみたものである²⁾。なお、職場の要求能力は、卒業年次つまり職業経験の年数に応じて変化すると考えられるため、卒業年次別に示している。

まず押さえておきたいことは、卒業後の年数を経ている者、特に職業経験の長い卒業後7年目の者で、職場の要求能力と卒業時の獲得能力とのギャップが大きくなっている点である。卒業後3年目と1年目の者の間には大きな相違はない。この点をめぐっては2つの解釈が可能である。1つは、専門学校教育が職業教育的な機能を十分に果たせていないという解釈、もう1つは、職業経験を積み重ねる過程で要求能力が高まる職務に就いているので、ギャップが拡大するのは当然という解釈である。

卒業時の年齢が20代前半の者が多いという事実を踏まえると、専門学校教育が即戦力養成としての機能を果たしているとは考えにくい。そこで暫定的ではあるが、職場で経験を重ねる過程でより高度な能力を要求されるようになっており、卒業後の年数によるギャップの認識の拡大は、必ずしも否定的に捉える必要はないという、後者の解釈をここでは採用しておきたい。

その上でギャップの大きい項目に着目すると、「ひとりで仕事をこなせる力」「問題解決能力」「仕事への適応力」「人との交渉力、折衝能力」の順になっている。これらは、図3-1でみたように、必ずしも卒業時点での評価が高くなかった能力である。他方で、「専門的な知識や技能」「起業の精神」「外国語の能力」については、ギャップが小さい。「外国語の能力」や「起業の精神」は卒業時点での評価も高くなかったが、職場でそれほど要求されていないため、不足感は少なくなっている。

職場の要求能力と卒業時の獲得能力とのギャップからみえてくることは、卒業時点での評価の高低が、必ずしも職場での要求に対応しているわけではない点である。また、こうしたギャップの存在が確認されたとして、そうした能力を全て専門学校在学中に獲得すべきと考える必要もない。職場で要求される能力の中には、仕事を体験するプロセスで身につけるものも少なくないからである。

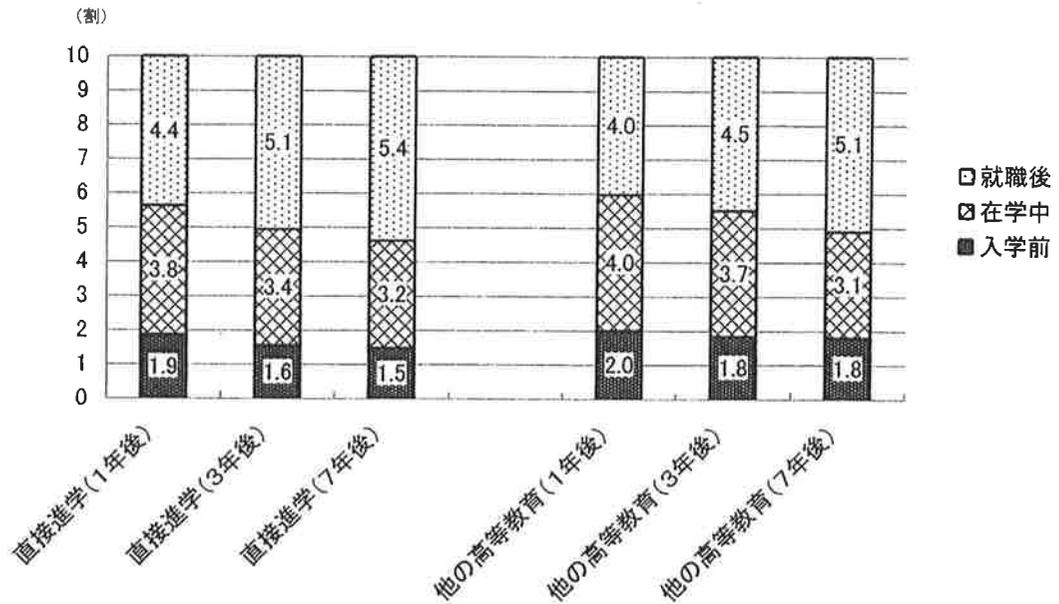
個々の専門学校においては、卒業生が職場で要求される能力をまず認識し、そのうちどの部分を在学中のプログラムで身につけさせていくか、また身につけさせることが可能かを吟味した上で、取捨選択が行われるべきだろう。さらに、ギャップの大きさは、より高度な業務に就いていることを示している可能性もある。専門学校在学中に獲得した能力を基盤として、より高度な業務に従事していれば、むしろギャップの拡大は望ましいといえる。ただし、この点を明らかにするには、卒業生のキャリアに関するより詳細な考察が必要であり、本書がカバーできる範囲を越えるものである。

能力の仕上がりイメージ

上述の議論では、現在の能力を形成する上で、専門学校教育がどの程度寄与しているのか、直感的にわかりにくい。そこで専門学校卒業生の能力がどのように積み上がっているかを別の視点からみたものが、図3-3である。

まず明らかなのは、直接進学者よりも他の高等教育経験者のほうが、入学前あるいは専門学校在学中に獲得した能力を高め評価している点である。これは、他の高等教育機関の在学中

図 3-3 能力の積み上がりに対する評価



に身につけた能力が加味された結果であろう。また、卒業後の年数を経た者ほど、就職以前に獲得した能力を低く評価する傾向にある。これは、職場で要求される能力が高まる、ないし以前に学んだ知識の陳腐化が生じ、仕事の経験から学ぶものが増加するためだと解釈される。

さて、専門学校在学中の評価であるが、直接進学者にせよ他の高等教育経験者にせよ、専門学校入学以前よりも専門学校在学中に獲得した能力のほうを高く評価している。その結果、専門学校卒業時点で現在の能力の5割前後が仕上がっていると判断している。ただし裏を返せば、就職後に獲得した能力も5割前後に達するということでもある。この値を高いとみるか低いとみるかは、論者によって意見の分かれるところだろうが、専門学校での教育経験は、現在の能力形成に対して、一定の寄与をしているとみてよいだろう。

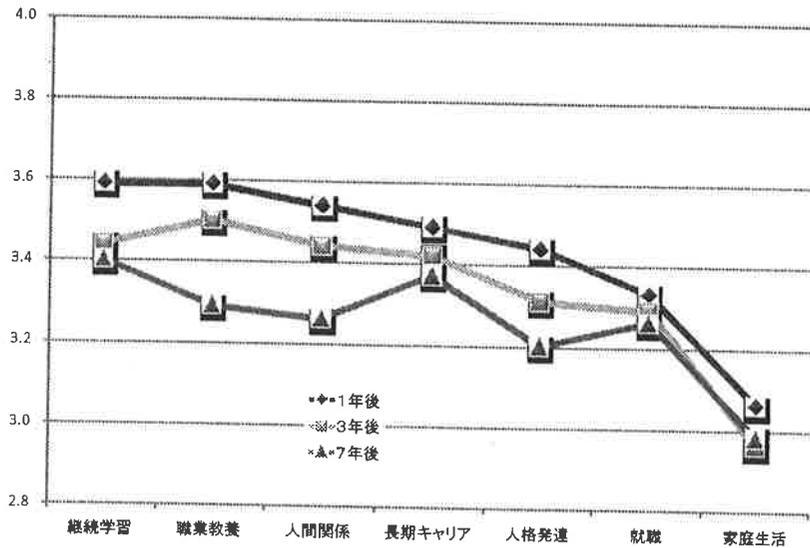
3. 専門学校教育に対する評価の構造

しつけの実情—学び直し効果仮説

第1章でみたように、専門学校への進学者のうち、少なからずの者は高校在学中の自宅での学習時間が短いものの、専門学校進学後には、ある程度授業外での予習や復習を行うようになっている。つまり専門学校は、学び直しの機会を高卒者に提供しているといえる。勉強時間の変化は客観的な指標で信頼性も高いが、以下では専門学校で学んだことに対する評価という、主観的な側面からもこの点を確認してみたい。

図 3-4 在学中の学習経験の効用

A. 直接進学者の場合



B. 他の高等教育経験者の場合

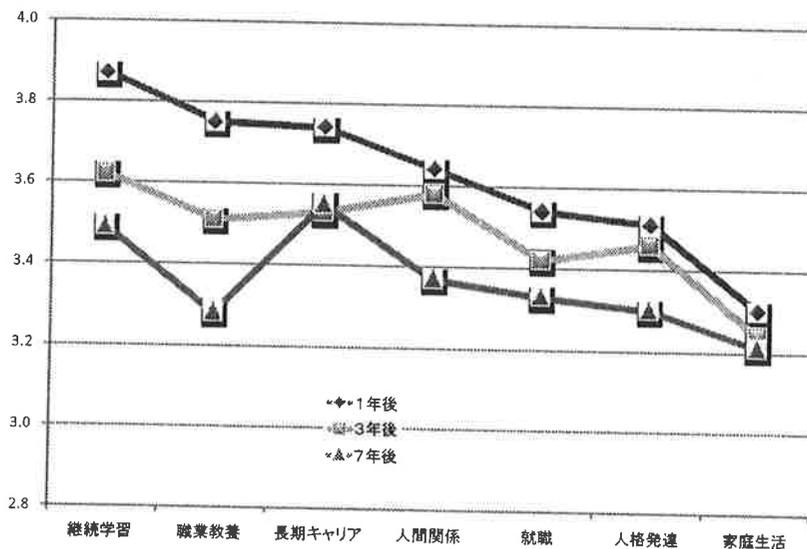


図 3-4 は、在学中に学んだことが役立っているかを、7 項目にわたって尋ねた結果（5 段階評価の平均値）である。まずここでも、直接進学者より他の高等教育経験者のほうが全般的に評価は高い。また、卒業後の年数を経た者ほど評価が低くなる点も、これまでみてきた他の設問に対する評価の傾向と一致している。

ただし、何れのケースにおいても、最も評価が高いのは「職業人として学習を継続していく上で」に対してである。これを第 1 章の結果と総合して考えるならば、専門学校は、入学時に学習する癖がついていない者に対して学習する癖を身につけさせ、それがさらに、卒業後に職

場で学習していく上での基盤にもなっている、と解釈できるだろう。

また「職業人として学習を継続していく上で」に次いで評価が高いのは、「教養（品位，一般常識，マナー）」であった。職業的な教養ともいえる側面でも，専門学校教育は一定の役割を果たしている。以下，直接進学者と他の高等教育経験者の間で多少順位の変動があるものの，「人間関係を広げたり深めたりする上で」「長期的な職業生活（キャリア）の基礎として」と続く。

評価の規定要因

最後に，第1章および第2章で触れられた項目も考慮しながら，上記の7項目を用いて，専門学校教育に対する評価がどのような構造に規定されているのかを紹介しておこう。表3-3は，入学前経験，在学中の経験，そして卒業後のキャリアの各領域が専門学校教育の評価をどのように規定しているかを，重回帰分析という手法を用いてみたものである³⁾。

まず入学前の経験については，高校在学中の将来展望が専門学校教育に対する評価を左右している。特に将来の職業も入学後に学んでみたい分野も明確でない，いわゆる曖昧進学者においては，「満足のいく仕事を見つける上で」「長期的な職業生活（キャリア）の基礎として」「職業人として学習を継続していく上で」の3項目に対する評価が低い。進学前の学習動機が重要なことを改めて示す結果である

しかし，入学前の経験で評価の多くが規定されるわけではない。むしろ，進学後にどのような経験をするかが，様々な面で重要な影響を及ぼしている。例えば教育プログラムの構造でいえば，「業界や職種に直結するように教育目標が設定されていた」「カリキュラム全体の中での授業間の関係や位置づけが明確だった」ことが，教育プログラムの実践でいえば，「授業内容・方法の充実」「授業外のサポートの充実」「教員や学生同士の交流」の何れもが，専門学校教育に対する評価を高める要因となっている。また卒業時の獲得能力の高さも，評価を高めることに繋がっている。さらに，生活時間としてアルバイトの時間が長いことが，評価を低くしている。専門学校がどのような教育プログラムを構想し，それを実践し，結果として学生に能力を獲得させるかが，評価を大きく左右しているのである。

卒業後のキャリアの領域はどうか。まず，雇用形態として非正規雇用であることは，「満足のいく仕事を見つける上で」「長期的な職業生活（キャリア）の基礎として」「職業人として学習を継続していく上で」に対する評価を低める要因となっている。現職の年収や労働時間，雇用先の規模の影響は明確でないが，職場での要求能力が高いほど，全ての項目に対する評価も高くなっている。前節で，卒業時の獲得能力と職場の要求能力のギャップがあることに対して，必ずしも否定的な見方をする必要はないと指摘したが，より高度な能力を要求される職場に就いていることの重要性を示す結果である。

表 3-3 評価の規定要因

	就職	長期キャリア	学習継続	人間関係	家庭生活	人格発達	職業教養
統制変数							
性別							
女性	-0.04	0.03	0.01	0.08 **	0.07 **	0.00	-0.01
男性	-	-	-	-	-	-	-
専門分野							
工業	0.01	0.08 **	0.03	0.03	0.01	-0.09 ***	-0.22 ****
衛生	0.05	0.03	0.01	-0.01	0.15 ****	0.03	-0.07 **
服飾・家政	0.03	0.07 **	0.08 **	0.04	0.07 *	0.00	-0.20 ****
教育・社会福祉	0.06 *	0.05	0.05	0.04	0.05	0.03	-0.06 **
商業・実務	-	-	-	-	-	-	-
文化・教養	0.00	-0.05	-0.04	0.76 **	0.01	0.00	-0.08 **
卒業年							
卒後7年	0.02	0.00	-0.03	-0.06 *	0.04	-0.01	-0.06 *
卒後3年	0.02	0.00	-0.03	-0.01	-0.01	0.00	-0.02
卒後1年	-	-	-	-	-	-	-
入学前経歴							
高3学習時間	-0.03	0.02	0.45	0.02	0.03	0.01	0.03
将来展望							
得×分×	-0.07 **	-0.12 ****	-0.12 ****	0.01	0.02	0.02	-0.03
得×分○	-0.04	-0.06 *	-0.02	-0.02	-0.03	-0.01	-0.05 *
得○分×	-0.01	-0.06 *	-0.04	0.01	0.00	0.00	-0.01
得○分○	-	-	-	-	-	-	-
進学タイプ							
他の高等教育経歴	0.01	0.02	0.03	0.02	0.04	0.00	-0.02
直接進学	-	-	-	-	-	-	-
在学中の経歴							
生活時間							
予習・復習	0.04	-0.01	-0.01	0.00	-0.01	0.03	-0.04
アルバイト	-0.03	-0.06 **	-0.06 **	-0.01	0.01	-0.05 *	-0.05 *
教育プログラムの構造							
職業的教育目標	0.15 ****	0.14 ****	0.15 ****	0.08 **	-0.01	0.02	0.08 **
明確な到達度	0.04	0.06	0.01	-0.02	-0.01	-0.06	-0.05
体系的	0.04	0.06	0.08 **	0.08 **	0.13 ***	0.13 ***	0.12 ***
教育プログラムの実践							
内容・方法が充実	0.08 *	0.05	0.11 ***	0.08 *	0.09 **	0.21 ****	0.19 ****
サポートが充実	0.20 ****	0.18 ****	0.14 ****	0.10 ***	0.11 ***	0.10 ***	0.10 ***
人的交流が充実	-0.04	-0.01	0.00	0.22 ****	0.11 ***	0.11 ***	0.03
到達度							
ソフト能力	0.08 ***	0.05	0.06 *	0.20 ****	0.17 ****	0.14 ***	0.14 ****
ハード能力	0.05	0.09 ***	0.09 ***	-0.01	0.07 **	0.02	0.13 ****
卒業後のキャリア							
現在の状況							
正規雇用	-	-	-	-	-	-	-
非正規雇用	-0.09 ***	-0.09 ***	-0.08 ***	-0.02	0.01	-0.05	-0.05 *
その他	-0.03	-0.03	-0.03	0.02	0.04	0.02	0.03
現職の年収							
-199万円	-0.03	-0.02	0.01	-0.02	-0.02	-0.01	0.01
200-299万円	-	-	-	-	-	-	-
300-399万円	0.04	0.04	0.07 **	-0.03	-0.04	-0.03	-0.01
400万円-	0.02	0.00	-0.02	0.02	-0.02	-0.01	-0.03
現職の労働時間							
-39時間	0.02	0.03	0.02	0.00	0.01	0.10	0.02
40-49時間	-	-	-	-	-	-	-
50-59時間	-0.01	0.04	0.03	-0.02	0.02	0.03	0.03
60時間-	-0.02	-0.03	-0.03	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01
現職の企業規模							
-29人	-0.02	-0.02	0.04	0.05	0.03	0.14	0.00
30-99人	-0.03	-0.01	0.04	0.04	-0.01	0.03	0.01
100-299人	-	-	-	-	-	-	-
300-999人	-0.06 *	-0.04	-0.03	0.00	-0.03	-0.04	0.01
1000人-	-0.04	-0.01	0.04	-0.03	-0.01	-0.03	0.01
職場の要求能力	0.19 ****	0.18 ****	0.17 ****	0.13 ****	0.07 **	0.11 ****	0.10 ****
R2乗	0.26	0.28	0.31	0.30	0.22	0.26	0.32
F値	10.82 ****	12.38 ****	13.65 ****	13.05 ****	8.83 ****	10.97 ****	14.67 ****

****0.1%, ***1%, **5%, *10%で有意

4. まとめ

この章では、専門学校教育に対する卒業生の評価を様々な角度から紹介してきた。以下、これまでの結果を簡単に整理しておきたい。

まず、専門学校＝職業資格の付与というイメージが強いかもしれないが、卒業生は資格よりも学んだ知識・技能そのものを評価している。これは、職場において資格の果たす機能は限定的であることを示すものである⁴⁾。他方で、現在の能力を10割とした場合、専門学校卒業時まで形成されたのは5割であった。つまり、資格の果たす機能だけでなく、専門学校教育が全体として果たす機能も、職業能力形成の一部に留まるのである。この事実からもわかるように、専門学校教育は即戦力教育なのではない。

しかし、その点を否定的に捉える必要は必ずしもない。卒業時に5割が仕上がっているということは、そのうち専門学校在学中に身につけた比率が高いこともあり、専門学校教育の役割を一定程度評価してよいと思われる。もちろん、就職後に獲得しなければいけない能力が少なからずあり、それは職場の要求能力と卒業時の獲得能力の間にギャップがあることから明らかである。だが、即戦力教育ではないという前提に立てば、ギャップの存在も課題とばかり考える必要はない。卒業時点で一定の能力が担保されているのであれば、むしろギャップの存在は、卒業後のキャリアを積む過程で、より高度な能力を要求されるようになってきていることの証しという見方も可能だからである。

では卒業時点での一定の能力とは何か。1つの回答は、高校在学中に十分身につけたとはいえない、学ぶ姿勢の獲得だろう。それが、卒業後の職場における学習行動の土台も形成している。「時代遅れにならない技能とは、新しい技能を学ぶ技能なのだ」といったのはギボンズ⁵⁾だが、職業も技能も変化が激しい時代には、新たな環境に適応していくために学ぶ姿勢が欠かせない。ただし1つの回答といたったのは、高校教育でやり残した側面のみが専門学校教育の役割ではないはずだからである。それは他でもない、職業教育的な側面である。だがその内実は、今回の調査でも十分に解明されたとはいえない。

例えば職業教養的なマナーや常識の獲得に対する評価が高かったのも、その点を挙げることも可能であろう。しかし、授業で扱われているのは、そうしたものだけではない。職業教育という際には、その職業を遂行していく上で必要な理論・体系的な知識のミニマムエッセンスがあるはずであり、そうした知識の獲得と連動して獲得されるスキルもまたあるはずである。今回の調査でも、ハードな能力に加えてソフトな能力の卒業時点での獲得が、専門学校教育に対する評価を高めており、職業教育的な内実を間接的に示すものといえる。しかし、変化の激しい時代には、ミニマムエッセンスを定義すること自体が困難化することもまた事実である。非大学型の職業教育を標榜する専門学校の職業教育的な側面のコアは何か。それを析出することは、今後の課題として残されている。

【注】

- 1) 在学中に取得した資格及び在学中に獲得した知識・技能に対する評価は5段階評価の、専門分野の対応に対する評価は4段階評価の平均値。
- 2) 職場での必要性（5段階評価）から卒業時の獲得能力（5段階評価）の値を引き、卒業年次別に全体の平均値を求めたもの。
- 3) 将来展望については、表1-1の分類を用いている。教育プログラムの実践については、授業内容・方法を構成する6項目、授業外サポートを構成する4項目、教員や学生同士の交流を構成する2項目を、個別に因子分析（回転なし）を行い、それぞれ1つの因子に集約した。到達度については、卒業時の獲得能力を尋ねた15項目に因子分析（バリマックス回転）を行い、2つの因子を抽出した。「専門的な知識や技能」「幅広い知識・教養」「外国語の能力」「コンピュータを使いこなす技能」の4つをハードな能力とし、残りの11項目をソフトな能力として命名した。職場の要求能力については、15項目について因子分析（回転なし）を行い、第一因子のみを利用した。
- 4) 資格取得の効用について、今回の調査では踏み込んだ考察が行えていないが、高卒時に獲得できなかった学習習慣の育成という点を踏まえるならば、以下のような効用を仮説的に提示することも可能である。即ち、資格取得から得られる職業専門的な知識等の効用は、それほど大きくないのかもしれないが、どういうプロセスで学習を進めていけば資格が取得できるのかという、いわば「目標に向けた学習の進め方、方策」といったものも、資格取得を通じて身につけている可能性もある。
- 5) マイケル・ギボンズ（小林信一監訳）1997『現代社会と知の創造』、丸善ライブラリー、136頁。

平成 22 年度文部科学省 産学連携による実践型人材育成事業
－専門人材の基盤的教育推進プログラム－

鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを
産学が連携して評価するモデル事業の実践

事業実施報告書

平成 23 年 3 月
学校法人 滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校

評価基準

基準 1 学習・教育の目標、目標とカリキュラムの整合性

1-1 専門的職業人の育成を目的とした学習・教育の目標を適切に設定しているか

- ① 教育プログラムは、育成する専門的職業人の人材像に照らして、その目的を明確に設定・提示すべきである。
- ② ①の目的を達成するために、教育プログラムは、学生及び教員に対して、修業年限修了時までにおける学習・教育目標を、適切かつ具体的に設定・提示すべきである。
- ③ ②に示した学習目標及び教育目標は、当該教育プログラムが属する職業分野における専門技術の習得を目的とした科目群と、社会人キャリア育成を目的とした科目群とに分けて、設定・提示すべきである。
- ④ なお、習得すべき専門技術は、別途定める職業分野別要件にしたがう。また、育成すべき社会人キャリアの要素として、「独力で仕事をこなす力」、「問題解決力」、「折衝・交渉力」、「チームで働く力」、「礼儀・マナー」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「自主性」などが挙げられる。

1-2 量的な面において学習・教育の目標とカリキュラムが整合しているか。

- ① 教育プログラムでは、学習・教育目標の達成と整合したカリキュラムを策定・提示し、適切に運用すべきである。
- ② カリキュラムの策定にあたっては、学習・教育目標を達成するのに必要となる授業・演習・実習等の学習量を適切に算定すべきである。
- ③ ②に示した学習量は、当該教育プログラムが属する職業分野における専門技術の習得を目的とした科目群と、社会人キャリア育成を目的とした科目群とに分けて算定すべきである。
- ④ なお、習得すべき技術は、別途定める職業分野別要件にしたがう。また、育成すべき社会人キャリアの要素として、「独力で仕事をこなす力」、「問題解決力」、「折衝・交渉力」、「チームで働く力」、「礼儀・マナー」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「自主性」などが挙げられる。

1-3 質的な面において学習・教育の目標とカリキュラムが整合しているか。

- ① 教育プログラムでは、学習・教育目標の達成と整合したカリキュラムを策

定・提示し、適切に運用すべきである。カリキュラムの策定にあたっては、学習・教育目標を達成するのに必要となる授業・演習・実習等の質を適切に確保すべきである。

- ②①に示した質は、当該教育プログラムが属する職業分野における技術の習得を目的とした科目群と、社会人キャリア育成を目的とした科目群とに分けて認識すべきである。
- ③なお、習得すべき専門技術は、別途定める職業分野別要件にしたがう。また、育成すべき社会人キャリアの要素として、「独力で仕事をこなす力」、「問題解決力」、「折衝・交渉力」、「チームで働く力」、「礼儀・マナー」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「自主性」などが挙げられる。

基準 2 資格の取得及び就職に関する実績

2-1 資格の取得等に関する実績は十分といえるか

- ①教育プログラムが目標とする資格については、当該教育プログラムに期待される取得率を、経常的に達成すべきである。
- ②①の取得率は、業界の事情、社会・景気の状態・動向に鑑み、適切な水準を設定すべきである。
- ③教育プログラムは、修了までの間に目標とする資格を取得できなかった者をフォローすべきである。
- ④なお、教育プログラムが目標とする資格は、別途定める職業分野別要件にしたがう。

2-2 就職等に関する実績は十分といえるか

- ①就職については、当該教育プログラムに期待される就職率を、経常的に達成すべきである。
- ②①の就職率は、業界の事情、社会・景気の状態・動向に鑑み、適切な水準を設定すべきである。
- ③教育プログラムは、修了までの間に就職等の進路を確定できなかった者をフォローすべきである。

基準3 専門的職業人の育成実績と修了者支援

3-1 有用な人材の育成実績は十分といえるか

- ① 教育プログラムは、専門的職業人の育成を達成できたかについて、検証する仕組みをもつべきである。
- ② ①の検証は、教育プログラム修了後3年程度が経過した時点における修了生の状況を基に行うべきである。

3-2 教育プログラムの修了後を支援する仕組みがあるか

- ① 教育機関は、教育プログラム修了生の修了後におけるキャリアの形成、専門技術の向上、その他を継続的に支援する仕組みをもつべきである。
- ② なお、①の仕組みに求められる要件は、別途定める職業分野別要件にしたがう。

2.2.2 職業分野別要件

「職業分野別要件」は、唯一のものとして定めた評価基準の上で、職業分野ごとに異なるものを「別途定める職業分野別要件にしたがう」とし、その要件を職業分野ごとに定めたものである（図2-5）。

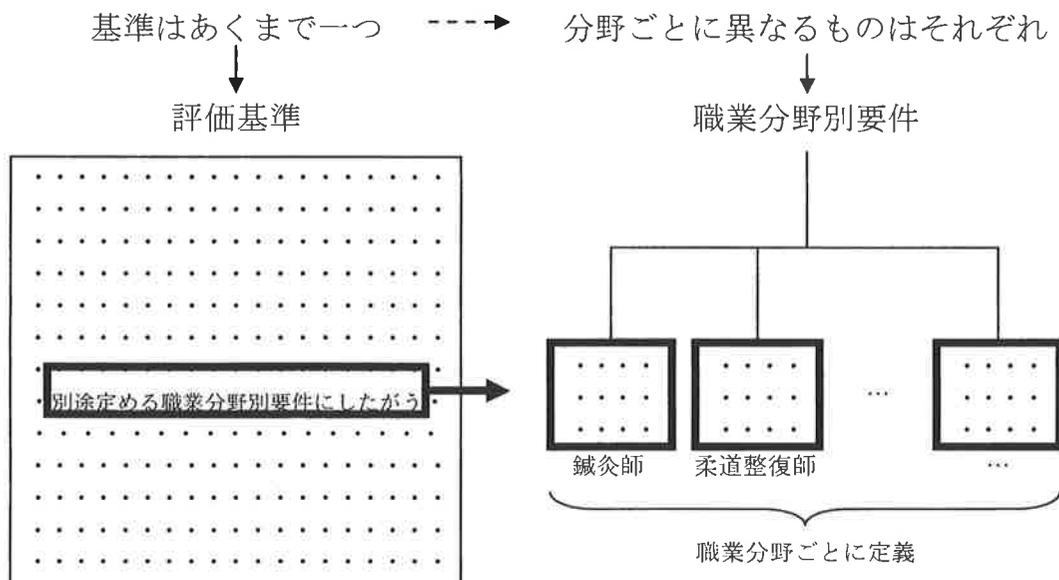


図 2-5 職業分野別要件の位置づけ

本プロジェクトの中で定めた鍼灸師、柔道整復師の職業分野別要件はそれぞれ次のとおりである。

職業分野：柔道整復師

要件1 教育プログラムにおいて習得すべき専門技術

1. 柔道整復術：骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期処置法などの習得
2. 被覆包帯及び固定包帯術：巻軸包帯での被覆包帯は緩まない包帯・腫脹に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの研究および技術の習得
3. テーピング技術：患部の運動制限・疼痛緩和・血行促進などの研究および技術の習得
4. 後療法：手技療法 軽擦法・強擦法・叩打法などを用いて自然治癒力を活性化させ損傷の早期回復を図る技術の習得。運動療法 全身運動療法と局所運動療法を併用し機能回復と増進を図る技術の習得。物理療法 電気・光・温熱・冷却・音波などの物理的エネルギーを使用して、生体機能の正常化および恒常性維持機能を高める研究および技術の習得。
5. 鑑別技術（ボディナビゲーション体表解剖を含む）：外見上の症状では判断できない症状を各種検査法で鑑別する技術の習得。臨床実習にて治療方針を決め、治療し、評価する技術の習得。
6. 医療面接：信頼関係の構築の仕方、主訴、現病歴の確認など。
7. リスク管理：フォルクマン拘縮などの後遺症へのリスク管理。
整復・固定・後療法・自己管理などに対する指導管理

要件2 教育プログラムにおいて取得目標とすべき資格

1. 柔道整復師免許

要件3 教育プログラム修了後において修了生を支援する仕組み

1. 最新専門技術の習得支援
2. 業務面・技術面の課題解決支援
3. 転職・再就職・キャリアアップの支援
4. 施設・設備の使用
5. その他

2.2.3 認定方法

2.1.7 で記述した考え方を基にした認定方法は次のように表せる。

1. 基準ごとの取扱い

評価対象項目ごとに、5段階に評価する。評価対象項目と評価の基準は次表の通りである。

評価対象項目	評価の基準	
基準1 学習・教育の目標、目標とカリキュラムの整合性	1-1 専門的職業人の育成を目的とした学習・教育の目標を適切に設定しているか。	5…完全である。 4…かなりそうになっている。 3…そうになっているといてよい。 2…そうになっているとはいえない。 1…まったくそうになっていない
	1-2 量的な面において学習・教育の目標とカリキュラムが整合しているか。	5…完全である。 4…かなりそうになっている。 3…そうになっているといてよい。 2…そうになっているとはいえない。 1…まったくそうになっていない
	1-3 質的な面において学習・教育の目標とカリキュラムが整合しているか。	5…完全である。 4…かなりそうになっている。 3…そうになっているといてよい。 2…そうになっているとはいえない。 1…まったくそうになっていない
基準2 資格の取得及び就職に関する実績	2-1 資格の取得等に関する実績は十分といえるか。	5…完全である。 4…かなりそうになっている。 3…そうになっているといてよい。 2…そうになっているとはいえない。 1…まったくそうになっていない
	2-2 就職等に関する実績は十分といえるか。	5…完全である。 4…かなりそうになっている。 3…そうになっているといてよい。 2…そうになっているとはいえない。 1…まったくそうになっていない
基準3 専門的職業人の育成実績と修了者支援	3-1 有用な人材の育成実績は十分といえるか。	5…非常に十分な実績をあげている。 4…標準以上の実績をあげている。 3…普通の実績をあげている。 2…実績をあげているとまではいえない。 1…まったく不十分である。
	3-2 教育プログラムの修了後を支援する仕組みがあるか。	5…十分な効果を期待できる。 4…効果を期待できる。 3…ある程度の効果を期待できる。 2…効果を期待できるとはいいいにくい。 1…まったく効果が期待できない。

なお、基準1の3項目については、専門技術科目とキャリア形成科目に分けて評価する。

2. 総合評価と認定

① 総合評価点の計算

評価対象項目ごとに5段階評価した結果をもとに、次の式によって総合評価点を計算する。

$$\text{総合評価点} = (V1-1 \text{ 専} + V1-2 \text{ 専} + V1-3 \text{ 専} + V1-1 \text{ キ} + V1-2 \text{ キ} + V1-3 \text{ キ}) \\ + (V2-1 + V2-2) \times 4 + (V3-1 + V3-2) \times 3$$

※ここで、 V_x は基準 x の5段階評価結果を表す。

② 認定結果の決定

総合評価点をもとに、次の基準によって認定結果を決定する。

総合評価点 = 100 の場合 AAA 認定

100 > 総合評価点 \geq 90 の場合 AA 認定

90 > 総合評価点 \geq 80 の場合 A 認定

80 > 総合評価点 \geq 70 の場合 B 認定

70 > 総合評価点 \geq 60 の場合 C 認定

60 > 総合評価点の場合 認定せず

ただし、評価対象項目の5段階評価結果の中に、2以下が一つでもある場合は、A認定以上の認定は得られないものとする。

Basic Medical Education: Japanese Specifications
WFME Global Standards for Quality Improvement

医学教育分野別評価基準日本版

世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダード 2012年版準拠

Ver.1.20

平成 26 年4月 18 日

日本医学教育学会
医学教育分野別評価基準策定委員会 名簿

北村 聖	東京大学大学院医学系研究科医学教育国際研究センター・教授
田邊政裕	千葉大学大学院医学研究院医学部医学教育研究室・特任教授
奈良信雄	東京医科歯科大学医歯学教育システム研究センター長・教授
福島統	東京慈恵会医科大学教育センター長・教授
吉岡俊正	東京女子医科大学・理事長

五十音順

謝辞

東京医科大学 医学教育学講座 泉 美貴, R. ブルーヘルマンズ両氏による「世界医学教育連盟 2012 年改訂版のグローバルスタンダード日本語訳」をご厚意により参考にさせていただき、一部引用させていただいた。ここに、深く感謝申し上げます。

序文

世界医学教育連盟の提案する「医学教育の国際基準 2003 年版」に準拠した日本版医学教育の基準を 2012 年に日本医学教育学会にて承認を受け公表した。その、すぐのちに、世界医学教育連盟は「医学教育の国際基準 2012 年版」を公表した。医学教育学会医学教育分野別評価基準策定委員会はこの 2012 年版に準拠した日本版を作成することにし、ここに公表する。

米国 ECFMG が 2023 年以降、医学教育の国際的認証を受けている医科大学・医学部の卒業生以外には受験資格を認めないと宣言したことが引き金になり、日本の医学教育が国際認証を受けるべきとの気運が高まった。その背景にはメディカルツーリズム（患者の国際間移動）やフィジシャンマイグレーション（医師の国際間移動）といった国際社会の動向や、国内的にも医療の実践を教育成果においた医学教育であるべきとの考えが広がったことがある。さまざまな動機や理由があるにせよ、日本の医学教育を国際的基準に合致したものにしようとする流れは大切にされるべきであり、日本医学教育学会はもとより、関連行政機関、諸団体が一丸となって取り組む課題と考えられる。

ここに提案する基準は国際認証を受審する際には、自己評価の道しるべになるものであり、自己点検評価にはすべての項目・水準に関して、A. 基本的水準/質的向上のための水準に関する情報、B. 基本的水準/質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価、C. 現状への対応、D. 改善に向けた計画の 4 項目の記載と資料の提示が求められる。A-D の各項目に記載する内容としては、A には「現状説明とそれを裏付ける根拠資料」、B には「根拠資料に基づいた水準に関する現状分析」、「現状での優れた点・特徴と改善すべき点」、C には「優れた点・特徴を伸ばすための現在行われている活動」、「改善すべき点に対する現在行われている活動」、D には「優れた点・特徴、改善すべき点を踏まえた中長期の行動計画」となる。外部評価の際にも、この基準に基づいた自己点検評価と実地検分を基に、この基準に則った形の外部評価と提言がなされるはずである。

医学教育の国際基準は、必要最低限のものを示しているにすぎず、医科大学・医学部の独創的な取り組みを排除するものではない。個性や特徴として、日本や地域の文化や伝統に根を下ろし、また独自の使命を果たすために多くの取り組みがなされていることを踏まえ、更なる発展を奨励するものである。もとより、この基準そのものが、日本の医学教育の更なる発展のために改訂、改良されていくことが必要と考えている。

医学教育の評価システムの導入がきっかけとなって、我が国の医学教育が国際的に評価され、世界の規範となることを願う。

2014 年 4 月 18 日（V1.00 は 2013 年 7 月 30 日）

日本医学教育学会医学教育分野別評価基準策定委員会
委員一同

世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダード 2003 年版準拠
医学教育分野別評価基準日本版 前文

大学は教育の質保証を継続して自律的に行う教育機関であり、認証制度は国内あるいは国際社会で各大学の質保証の過程と結果を認知する過程である。医師という世界に共通の専門職を育成する医科大学・医学部の教育が、国際的に認知されることは今後の国際動向である。医学教育分野別評価基準日本版はこのような視点で策定されなくてはならない。

医学教育分野別評価基準日本版(世界医学教育連盟グローバルスタンダード準拠)は、日本医学教育学会医学教育分野別評価基準策定委員会が作成した。本基準については以下の配慮がされている。

1. 本基準は将来医科大学の国際認証制度が実施されることを前提に、国際認証で用いられる世界医学教育連盟グローバルスタンダードに「準拠」している。グローバルスタンダードに含まれる水準(基本的ならびに質的向上のための水準)および注釈を、意識し日本版基準とした。
2. グローバルスタンダードを日本に適応する際に、考慮すべき事項について[日本版注釈]として付記してある。この方式は、グローバルスタンダードヨーロッパ版と同じである。
3. グローバルスタンダード原文は、具体的数値基準あるいは外形基準が明確でない。これは、教育制度の異なる世界の医学教育に画一的な基準値を設定できないことと、教育質保証のための基準は各教育機関が、理念と目標に従って作成することが原則であることによる。ただし、実際に国内で認証評価・外部評価が行われる際には、共通する領域には具体的指針が示されても良いと考えられる。この点については、基準ではなく、今後基準が認知された後に策定される評価手順の中で対応することを考えている。

日本医学教育学会医学教育分野別評価基準策定委員会
委員一同

注) 本基準は委員のひとりが医学教育振興財団医学研究補助金を得て行った翻訳を参考に作成したが、原訳は日本での活用のために著作権を設定していない。よって委員会では、原訳をひろく活用しながら基準を作成した。本基準について開示すべき利益相反はない。

目次

序文

世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダード 2003年版準拠
医学教育分野別評価基準日本版 前文

構成	***** 6
1. 使命と教育成果	***** 8
2. 教育プログラム	***** 13
3. 学生評価	***** 20
4. 学生	***** 22
5. 教員	***** 26
6. 教育資源	***** 28
7. プログラム評価	***** 33
8. 統轄および管理運営	***** 37
9. 継続的改良	***** 41

構成

世界医学教育連盟は基本医学教育の国際基準を定めた。この基準に準拠して、日本医学教育学会医学教育分野別評価基準策定委員会は日本の医科大学・医学部における学部教育の日本版基準を提案する。

この基準は、9 領域 (AREA) とその下位に位置する 36 の下位領域 (SUB-AREAS) で構成される。¹

領域 (AREA) とは、医学教育の構造、過程および教育成果 (アウトカム) にまたがる全般的構成要素で以下の 9 項目である：

1. 使命と教育成果
2. 教育プログラム
3. 学生評価
4. 学生
5. 教員
6. 教育資源
7. プログラム評価
8. 統轄および管理運営
9. 継続的改良

下位領域 (SUB-AREAS) とは、全般的構成要素の中で、教育評価指標に結びつく具体的な項目である。

水準 (STANDARDS) は、各下位領域についての達成度を 2 段階に分けて設定されている。

- **基本的水準**：これは、全ての医科大学・医学部が達成していなくてはならない水準である。外部評価にあっては達成が示されなくてはならない。

基本的水準は [しなければならない (must)] と表現される。

- **質的向上のための水準**：この基準は、国際的合意によって定めた医科大学・医学部運営および医学教育執行についての優れた水準を規定する。医科大学・医学部は、これらの基準の一部または全てについての達成度もしくは達成の見通しについて示すことができるべきである。これらの基準達成は、各医科大学・医学部の発展段階、資源、および

¹ 領域と下位領域の関連は必ずしも 1 対 1 ではなく、複雑に連関する。(WFME 見解)

教育方針により異なることがあり得る。最も進んだ医科大学・医学部であっても全ての基準を満たすとは限らない。

質的向上のための水準は[すべきである(should)]によって表現される。

- **注釈**は基準の記載を明確にしたり、強調したり、例示したりするために用いる。
- **日本版注釈**は日本における運用に関して留意点を特記したものである。

2. 教育プログラム

2.1 カリキュラムモデルと教育方法

基本的水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムモデルを定めなくてはならない。(B 2.1.1)
- 採用する教育法ならびに学習法を定めなくてはならない。(B 2.1.2)
- 学生の生涯学習への準備を整えるカリキュラムを持たなくてはならない。(B 2.1.3)
- 平等の原則に従い学生にカリキュラムが提供されるようにしなくてはならない。(B 2.1.4)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 学生が自分の学習に責任を持つことを促し、準備させ、そして支援するカリキュラムと教育/学習方法を採用すべきである。(Q 2.1.1)

注 釈:

- [カリキュラム]とは目標とする教育成果、教育内容/シラバス、経験および課程を指し、計画される教育と学習方法の構造、および評価法を含む。
カリキュラムでは、学生が達成すべき知識・技能・態度が明示されるべきである。
- [カリキュラムモデル]には、学体系を基盤とするもの、臓器器官系を基盤とするもの、臨床課題や疾患特性を基盤とするもののほか、学習内容によって構築された教育単位またはらせん型(繰り返しながら発展する)が含まれる。
- [教育ならびに学習方法]は、講義、少人数グループ教育、問題基盤型あるいは症例基盤型学習、相互学習(peer assisted learning)、体験実習、実験、臨床実習、臨床見学、臨床技能教育(シミュレーション教育)、地域実地経験、およびwebを通じた学習を含む。
- [カリキュラムと教育の方法]は最新の学習理論に基づくべきである。
- [平等の原則]は、教員および学生を性、人種、宗教、性的嗜好、社会的経済的地位に関わりなく、身体能力に配慮して等しく扱うことを意味する。

2.2 科学的方法

基本的水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムを通して以下を教育しなくてはならない。
 - 分析および批判的思考を含む、科学的方法の原則 (B 2.2.1)
 - 医学研究法 (B 2.2.2)
 - EBM(科学的根拠に基づく医学) (B 2.2.3)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムに大学独自の、あるいは先端的な研究の要素を含むべきである。(Q 2.2.1)

注 釈:

- [科学的方法]、[医学研究法]、[EBM(科学的根拠に基づく医学)]の教育のためには、研究力のある教員が必要である。この教育は、必修として医学生が適当な範囲で研究プロジェクトを実践または参画することが含まれる。
- [大学独自の、あるいは先端的な研究]は、研究者あるいは共同研究者として医学の科学的進歩に参画する能力を高めるための必修もしくは選択の調査的あるいは実験的研究を含む。

2.3 基礎医学

基本的水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムに以下を明示し実践しなければならない。
 - 科学的知見を理解する力を涵養するための基礎医学の適応 (B 2.3.1)
 - 臨床医学を修得し応用するために必要な基本的概念と方法 (B 2.3.2)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムに以下の項目を反映させるべきである。
 - 科学的、技術的そして臨床的進歩 (Q 2.3.1)
 - 現在と将来に社会および医療で必要となること (Q 2.3.2)

注 釈:

- [基礎医学]は、地域での必要性、関心および伝統によって異なるが、解剖学、生化学、生物物理学、細胞生物学、遺伝学、免疫学、微生物学(細菌学、寄生虫学およびウイルス学を含む)、分子生物学、病理学、薬理学および生理学を含む。

2.4 行動科学と社会医学および医療倫理学

基本的水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムに以下を明示し、実践しなければならない。
 - 行動科学(B 2.4.1)
 - 社会医学(B 2.4.2)
 - 医療倫理学(B 2.4.3)
 - 医療関連法規(B 2.4.4)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 行動科学、社会医学および医療倫理学を、以下に従って調整、修正すべきである。
 - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.4.1)
 - 現在と将来に社会および医療で必要となること(Q 2.4.2)
 - 人口動態および文化の変化(Q 2.4.3)

注 釈:

- [行動科学]、[社会医学]は、地域の必要性、関心および歴史的経緯により生物統計、地域医療、疫学、国際保健、衛生学、医療医学人類学、医療心理学、医療社会学、公衆衛生などおよび社会医学を含む。
- [医療倫理学]は、医師の行為ならびに判断に関わる価値観、権利および責務などで、医療実践に必要な規範や道徳観を扱う。
- [医療関連法規]は、医療制度、医療専門職および医療実践に関わる法規およびその他の規則を扱う。規則には、医薬品ならびに医療技術(機器や器具など)の開発と使用に関するものを含む。
- 行動科学、社会医学、医療倫理学および医療関連法規をカリキュラムに明示し実践することは、健康問題の原因・分布・帰結の要因として考えられる社会経済的・人口統計的・文化的な規定因子、さらにその国の医療制度および患者の権利を理解するのに必要な学識、概念、方法、技能そして態度を提供し教育することを意味する。この教

育を通じて地域・社会の医療で必要とされることの分析力、効果的な情報交換、臨床判断、そして倫理の実践を学ぶ。

日本版注釈:

- [社会医学]は、法医学を含む。

2.5 臨床医学と技能

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 臨床医学について、学生が以下を確実に実践できるようにカリキュラムを明示し実践しなければならない。
 - 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識、臨床および専門的技能の修得(B 2.5.1)
 - 卒後の研修・診療に準じた環境で、計画的に患者と接する教育プログラムを教育期間中に十分持つこと(B 2.5.2)
 - 健康増進と予防医学体験(B 2.5.3)
- 重要な診療科で学習する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)
- 患者安全に配慮した臨床実習を構築しなくてはならない。(B 2.5.5)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 臨床医学教育のカリキュラムを以下に従って調整、修正すべきである。
 - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.5.1)
 - 現在と将来に社会および医療で必要となること(Q 2.5.2)
- 全ての学生が早期に患者との接触機会を持ち、徐々に実際の患者診療への参画を深めていくべきである。(Q 2.5.3)
- 教育プログラムの進行に合わせて、異なった臨床技能教育が行なわれるように教育計画を構築すべきである。(Q 2.5.4)

注 釈:

- [臨床医学]は、地域の必要性、関心および歴史的経緯により、麻酔学、皮膚科学、放射線診断学、救急医学、総合診療/家庭医学、老年医学、産婦人科学、内科学(各専門領域を含む)、臨床検査学、医用工学、神経科学、脳神経科学、腫瘍学ならびに放射線治療学、眼科学、整形外科学、耳鼻咽喉科学、小児科学、緩和医療学、理学療

法学、リハビリテーション医学、精神科学、外科学(各専門領域を含む)および性病学(性感染症)が含まれる。臨床医学にはまた、卒後研修・専門研修をする準備段階の教育を含む。

- [臨床技能]には、病歴聴取、身体診察、医療面接の技能、手技・検査、救急診療、薬物処方および治療実践が含まれる。
- [専門的スキル]には、患者管理技能、協働とリーダーシップの技能、職種間連携が含まれる。
- [適切な医療的責務]は、健康促進、疾病予防および患者ケアに関わる医療活動を含む。
- [教育期間中に十分]とは、教育期間の約3分の1を指す。(日本では6年教育の1/3で、概ね2年間を指す)
- [計画的に患者と接する]とは、学生が診療の状況の中で十分に学ぶことができる頻度と目的を考慮することを意味する。
- [臨床領域で学習する時間]には、臨床体験(ローテーション)とクラークシップが含まれる。
- [重要な診療科]には、内科(各専門科を含む)、外科(各専門科を含む)、精神科、総合診療科/家庭医療科、産婦人科および小児科を含む。
- [患者安全]では、学生の医行為に対する監督指導が求められる。
- [早期に患者との接触機会]とは、その一部をプライマリ・ケア診療のなかで行ない、患者からの病歴聴取や身体診察および医療コミュニケーションを含む。
- [実際の患者診療への参画]は、地域医療環境で患者への検査および治療の一部を監督指導下に責任を果たすことを含む。

日本版注釈:

- 臨床技能教育は、低学年での患者との接触を伴う臨床現場での実習から高学年での参加型臨床実習を含み、全体で6年教育の1/3で、概ね2年間を指す。

2.6 カリキュラム構造、構成と教育期間

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序、その他のカリキュラム構成要素を明示しなくてはならない。(B 2.6.1)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は、カリキュラムで以下のことを確実に実施すべきである。

- 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合(Q 2.6.1)
- 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の縦断的(連続的)統合(Q 2.6.2)
- 教育プログラムの一部として中核となる必修教育内容だけでなく、選択的な教育内容を決め、必修との配分を考慮して設定すること(Q 2.6.3)
- 補完医療との接点(Q 2.6.4)

注 釈:

- [水平的統合]の例には、解剖学、生化学および生理学などの基礎医学の統合、消化器系として内科、外科のそれぞれの専門分野の統合、腎臓病学と泌尿器科学の統合などが挙げられる。
- [縦断的(連続的)統合]の例には、代謝異常症と生化学の統合、心臓病学と心血管生理学の統合などが挙げられる。
- [必修教育内容と選択的な教育内容]とは、全学生が学ぶ必修科目と選択必修科目および任意選択科目を意味する。
- [補完医療]には、非正統的、伝統的、代替医療を含む。

2.7 プログラム管理

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 学長・医学部長などの教育の責任者の下で、教育成果を達成するための教育立案とその実施に責任と権限を持ったカリキュラム委員会を設置しなくてはならない。(B 2.7.1)
- カリキュラム委員会の構成委員として、教員と学生の代表を含まなくてはならない。(B 2.7.2)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラム委員会を中心に教育改良の計画と実施を行なうべきである。(Q 2.7.1)
- カリキュラム委員会に他の教育の関係者の代表を含むべきである。(Q 2.7.2)

注 釈:

- [権限を持ったカリキュラム委員会]は、特定の部門や講座の個別利権よりも優位であるべきであり、教育機関の管理運営機構や行政当局の管轄権などで定められている規約の範囲内でのカリキュラムに関する裁量権を含む。カリキュラム委員会は、教育方法、学習方法、学生評価およびカリキュラム評価の立案と実施のために裁量を任された資源について配分を決定できるべきである。(領域 8.3 参照)
- [他の教育の関係者]には、教育課程の参画者として、研修病院および他の臨床施設の代表、医学部卒業生代表、教育に関わる医療専門職代表、他学部の教員などを含む。他の関係者として、さらに地域や一般市民(例:患者組織を含む医療提供システムの利用者)の代表者を含む場合がある。

2.8 臨床実践と医療制度の連携

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 卒前教育と卒後の訓練または臨床実践の段階との間に適切な運営連携を確実にこなわなければならない。(B 2.8.1)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラム委員会を通じて以下のことを確実にこなうべきである。
 - 卒業生が働くと考えられる環境からの情報を得て、教育プログラムを適切に改良すること。(Q 2.8.1)
 - 地域や社会の意見を取り入れ、教育プログラムの改良を検討すること。(Q 2.8.2)

注 釈:

- [運営連携]とは、保健医療上の問題点を特定し、それに対して必要な教育成果を明らかにすることを意味する。このためには、地域、全国、地域の国家間、そして全世界の視点に立って、教育プログラムの要素および卒前・卒後・生涯教育の連携について明確にし、定める必要がある。運営連携には、保健医療機関との意見交換および保健医療チーム活動への教員および学生の参画を含むことができる。さらに卒業生の雇い主からのキャリア情報提供などの建設的意見交換も含まれる。
- [卒後の訓練または臨床実践の段階]には、卒後教育(卒後研修、認定医教育、専門医教育)および生涯教育(continuing professional development, CPD; continuing medical education, CME)を含む。

8. 統轄および管理運営

8.1 統轄

基本的水準:

医科大学・医学部は

- その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み規定されていなければならない。(B 8.1.1)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 統括する構造として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。
 - 教員(Q 8.1.1)
 - 学生(Q 8.1.2)
 - その他教育に関わる関係者(Q 8.1.3)
- 統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.4)

注 釈:

- [統轄]とは、医科大学・医学部を統治する活動および構造を意味する。統轄には、主に方針決定、全般的な組織やプログラムの方針を確立する過程およびその方針を実行・管理することが含まれる。組織とプログラムの方針には通常、医科大学・医学部の使命、カリキュラム、入学者選抜方針、教員の募集および選抜方針、実践されている医療や保健医療機関との交流や連携も含まれる。
- 医学部が大学の一部である場合、または大学と連携している場合、統轄構造における[大学内での位置づけ]が明確に規定される。
- [委員会組織]はその委員会、特にカリキュラム委員会の責任範囲を明確にする。(B 2.7.1を参照)。
- [その他教育に関わる関係者]には、文部科学省や厚生労働省、保健医療機関、医療提供システム、一般市民(例:健康管理システムの利用者)の代表者が含まれる。
- [透明性]の確保は、公報、web情報、議事録の開示などで行う。

8.2 教学のリーダーシップ

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 医学教育プログラムの定義と運営に向けた教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 教学におけるリーダーシップの評価を、医科大学・医学部の使命と教育成果について定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)

注 釈:

- [教学のリーダーシップ]とは、教育、研究、臨床における教学の事項の決定に責任を担うポジションのある人を指し、学長、学部長、学部長代理、副学部長、講座の主宰者、コース責任者、機構および研究センターの責任者のほか、常置委員会の委員長(例: 学生の選抜、カリキュラム立案、学生のカウンセリング)などが含まれる。

8.3 教育予算と資源配分

基本的水準:

医科大学・医学部は

- カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含む責任と権限のある範囲を明示しなければならない。(B 8.3.1)
- カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上のニーズに沿って教育的資源を分配しなければならない(B 8.3.2)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 意図した教育成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。(Q 8.3.1)
- 資源の分配においては、医学の発展と社会の健康上のニーズを考慮すべきである(Q 8.3.2)

注 釈:

- [教育予算]はそれぞれの機関と国の予算の執行に依存し、医科大学・医学部での透明性のある予算計画にも関連する。
- [資源配分]は組織の自律性を前提とする(1.3 の注釈を参照)。

- 学生の支援と学生組織への[教育予算と資源配分]について(B 4.3.3 および 4.4 の注釈を参照)。

8.4 事務職と運営

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 以下のことを行うのに適した事務職および専門職を配置しなければならない。
 - 教育プログラムと関連の活動を支援する(B 8.4.1)
 - 適切な運営と資源の配分を確実に実施する(B 8.4.2)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し履行すべきである。(Q 8.4.1)

注 釈:

- [事務職]とは、方針決定と方針ならびに計画の履行を支援する管理運営組織の地位にある者で、運営上の組織的構造によって異なるが一学部長室、事務局の責任者、スタッフ、財政の責任者、予算および財務局のスタッフ、入試事務局の役員およびスタッフ、プランニング、人材、IT の各部門の責任者およびスタッフが含まれる。
- [運営]とは、組織の方針およびプログラムの方針の執行に主に関わる規則および体性を意味し、これには経済的、組織的な活動、すなわち医科大学内の資源の実際の配分と使用が含まれる。組織およびプログラムの方針の執行は、使命、カリキュラム、入学許可、教員募集、および外部との関係に関する方針と計画を実行に移すことを含む。
- [事務職の適切性]とは、資格に応じた規模と構成を意味する。
- [管理運営の質保証のための制度]には、改善の必要性の検討と運営の検証が含まれる。

日本版注釈:

- [専門職]とは、医師・看護師・技師等の専門職を意味する。

8.5 保健医療部門との交流

基本的水準:

医科大学・医学部は

- 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない(B 8.5.1)

質的向上のための水準:

医科大学・医学部は

- スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである(Q 8.5.1)

注 釈:

- [建設的な交流]とは、情報交換、協働、組織的な決断を含む。これにより、社会が求めている能力を持った医師の供給が行える。
- [保健医療部門]には、公立、私立を問わず、医療提供システムや、医学研究機関が含まれる。
- [保健医療関連部門]には、一問題や地域組織に依存するが—健康増進と疾病予防(例:環境、栄養並びに社会的責任に関して)を行う機関が含まれる。
- [協働を構築する]とは、正式な合意、協働の内容と形式の記載、および協働のための連絡委員会や協働事業のための調整委員会の設立を意味する。

認定実技審査要領

「平成24年度改訂版」

公益財団法人柔道整復研修試験財団

目 次

1. 実技審査実施要領	
I. 総 則	1
II. 柔道整復実技審査	5
III. 柔道実技審査	8
IV. 審査に必要な書式類	12
2. 柔道整復実技審査	
I. 骨折の部	
(1) 鎖骨骨折（転位のある定型的鎖骨骨折）	19
(2) 上腕骨外科頸骨折（転位のある外転型骨折）	21
(3) Colles 骨折（転位のある骨折）	23
II. 脱臼の部	
(1) 肩関節脱臼（前方脱臼：烏口下）	25
(2) 肩鎖関節脱臼（上方脱臼）	27
(3) 肘関節脱臼（両前腕骨後方脱臼）	29
III. 軟部組織損傷の部	
(1) 肩部軟部組織損傷	31
(2) 大腿部軟部組織損傷	33
(3) 膝部軟部組織損傷	34
(4) 下腿部軟部組織損傷	37
(5) 足部軟部組織損傷	39
IV. 包帯の部	
(1) 包帯法	40
3. 柔道実技審査	
(1) 柔道実技	41
(2) 口頭試問	48

柔道整復実技審査 個人票

(様式 3-1)

養成施設名			
受審番号		受審者氏名	

※出題した項目にレ印をつけてください。

実技項目	骨折の部	脱臼の部	軟部組織損傷の部	包帯の部
	(診察及び整復法) ①鎖骨骨折 ②上腕骨外科頸骨折 ③Colles骨折	(診察及び整復法) ⑪肩鎖関節脱臼 ⑫肩関節脱臼 ⑬肘関節脱臼	(診察及び検査法) ⑲腱板損傷 ⑳上腕二頭筋腱損傷 ㉑大腿部肉離れ ㉒膝側副靭帯損傷 ㉓十字靭帯損傷 ㉔膝半月板損傷 ㉕腓腹筋肉離れ ㉖アキレス腱断裂 ㉗足関節外側靭帯損傷	(基本包帯法) ⑳手～肘関節部 ㉑肘～肩関節部 ㉒足～膝関節部
	(固定法) ④鎖骨骨折 ⑤上腕骨外科頸骨折 ⑥Colles骨折	(固定法) ⑭肩鎖関節脱臼 ⑮肩関節脱臼 ⑯肘関節脱臼		(冠名包帯法) ㉓デゾー包帯(3・4帯) ㉔ウェルポー包帯 ㉕ジュール包帯

評価1-1 診察及び整復(検査)の能力 (すべてチェックし、できた項目に○ できなかった項目に×)		評価1-2 固定の能力 (すべてチェックし、できた項目に○ できなかった項目に×)	
1)診察が適切に進められる		1)選択した材料が適切である	
2)損傷部位やその状態を適切に把握している		2)固定肢位が適切である	
3)血管・神経損傷などの確認ができる		3)患者モデル及び助手への指示が適切である	
4)患者モデルに対する介助方法が適切である		4)受審者の姿勢及び動作が適切である	
5)患者モデル及び助手への指示が適切である		5)副子、枕子などの装着が適切である	
6)受審者の姿勢及び動作が適切である		6)選択した固定材料の固定が適切である	
7)整復(検査)手順が適切である		7)三角巾が適切である	
8)整復(検査)動作が理にかなっている		8)固定が十分に目的を果たしている	
9)患者モデルの観察が適切である		9)患者モデルの観察が適切である	
採 点	点	採 点	点

評価1-3 包帯の能力 (すべてチェックし、できた項目に○ できなかった項目に×)		評価2 口述の能力 (1題出題し、正解に○ 間違いに×)	
1)包帯の選択が適切である		1)発生机序又は原因の説明ができる	
2)患者モデルに対する介助方法が適切である		2)転位・肢位を解剖学的用語で説明できる	
3)患者モデル及び助手への指示が適切である		3)鑑別診断に関する説明ができる	
4)受審者の姿勢及び動作が適切である		4)症状又は所見の説明ができる	
5)包帯の持ち方、巻き方が適切である		5)合併症又は後遺症の説明ができる	
6)包帯の巻き始め、終わりが適切である		6)その他の整復・固定・検査法の説明ができる	
7)包帯の走行、範囲が適切である		7)整復(検査)又は固定実施の注意点を説明できる	
8)包帯が適度な速さで丁寧である		8)固定期間や後療法の説明ができる	
9)包帯の仕上がりや患者モデルの観察が適切である		9)指導管理の概要が説明できる	
採 点	点	採 点	点

自校審査員得点	点	派遣審査員得点	点
コメント(評価1-1～1-3の採点が4点以下のときは、詳細な理由を記載すること)			

審査員氏名 _____ 自校 派遣 _____ 審査実施日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

審査項目 肩関節脱臼〔前方脱臼：鳥口下〕

評価 1 - 2 固定の能力
<p>審査概要</p> <p>○固定：①固定方法に応じて助手を使い、材料を準備、患者モデルおよび助手に指示する。 ②原則として坐位で行う。 ③患肢を体幹に内旋位で固定する方法を標準とし、固定手順を口述し施行する。</p>
<p>評価項目及び評価のポイント</p> <p>1) 選択した材料が適切である。 材料の種類、大きさ、数量を適切に選択できるか。 Key：体型観察、局所副子、包帯、綿花、三角巾</p> <p>2) 固定肢位が適切である。 固定の目的に応じた適切な肢位をとらせることができるか。 Key：安定した体位と肢位、内旋位</p> <p>3) 患者モデルおよび助手への指示が適切である。 患者モデルへの指示、助手への指示が、解りやすく適切にできるか。 Key：〔患者モデル〕位置、体位・肢位の継続、症状変化の確認 〔助 手〕役割、位置、姿勢、把握部位、固定肢位の継続</p> <p>4) 受審者の姿勢および動作が適切である。 受審者の位置取り、姿勢、固定材料の配置、固定中の確認動作が適切にできるか。 Key：実施しやすい姿勢・位置、スムーズな動作</p> <p>5) 副子、枕子などの装着が適切である。 目的に応じた適切な位置に装着できるか。 Key：位置と向き、褥瘡・皮膚トラブル予防、神経損傷予防</p> <p>6) 選択した固定材料の固定が適切である。 包帯で適切に固定できるか。 Key：固定材料位置の継続、包帯の走行・美しさ</p> <p>7) 三角巾が適切である。 三角巾により適切に提肘できるか。 Key：患肢の肢位、三角巾の走行・範囲・結びの位置・頂点の扱い ※三角巾を使用しない場合、適切な提肘であるかを評価する。</p> <p>8) 固定が十分に目的を果たしている。 目的を果たす固定になっているか。 Key：整復位保持、範囲（包帯）、安定感、強度</p> <p>9) 患者モデルの観察が適切である。 全身状態や患肢状態の変化に終始気を配り、異常の有無を確認できるか。 Key：受審者の目線、患者モデルの顔貌、バイタルサイン、肢位変化の修正、 疼痛やシビレの確認</p>

審査項目 肩部軟部組織損傷〔腱板損傷〕

評価 1-1 診察および検査の能力

審査概要

- 診察：全身状態や患肢の確認（経時的評価を含む）、腱板損傷の判断や鑑別などの根拠、考えられる合併損傷とその症状などを解説する。
- 検査：①検査法に応じて助手を使い、患者モデルおよび助手に指示する。
②立位または坐位で行う。
③検査法は painful arc sign、drop arm sign、impingement sign を標準とし、検査手順を口述し実施する。

評価項目及び評価のポイント

- 1) 診察が適切に進められる。
全身状態や患肢状態を、問診、視診、触診により把握できるか。
Key：主訴、受傷機序、姿勢・肢位、患肢疼痛、顔貌、バイタルサイン
- 2) 損傷部位やその状態を適切に把握している。
好発部位や局所所見を患者モデルや骨格模型で表現できるか。
Key：大結節部附着部から 10～15mm 近位部、大結節周辺の圧痛、運動制限、代償運動、陳旧例の筋萎縮
- 3) 血管・神経損傷などの確認ができる。
検査実施前に健側と比較しながら所見がとれるか。
Key：脈拍、患肢感覚と運動機能評価
- 4) 患者モデルに対する介助方法が適切である。
体位変換や検査時に、局所の疼痛への配慮など、二次的損傷の予防を意識した愛護的な扱い、声かけなどができるか。
Key：患肢の支持、疼痛への配慮
- 5) 患者モデルおよび助手への指示が適切である。
体位変換や検査時に、患者モデルへの指示、助手への指示が、解りやすく適切にできるか。
Key：〔患者モデル〕位置、体位、リラックス、症状変化の確認
〔助手〕役割、位置、姿勢、把握部位、動作内容
- 6) 受審者の姿勢および動作が適切である。
検査に適した位置取り、姿勢、患肢把握などができるか。
Key：評価しやすい姿勢、力が入りやすい姿勢・位置・把握部位、スムーズな動作
- 7) 検査手順が適切である（評価は検査法により適切に対応する）。
検査の各動作が適切な（矛盾のない）順序でできるか。
Key：〔painful arc sign〕肩甲骨面上の挙上、疼痛の範囲を確認、評価 ※crepitus も評価
〔drop arm sign〕肩甲骨面上の挙上、落下を想定した患肢支持を準備、90° 挙上位の保持を確認、評価
〔impingement sign〕上腕軸圧、肩関節内旋位、挙上、疼痛の有無を確認、評価
- 8) 検査動作が理にかなっている。
関節運動・圧迫の強さや方向が適切で、各々の目的に合わせてできるか。
Key：〔painful arc sign〕挙上方向、挙上範囲
〔drop arm sign〕挙上方向、保持と落下角度
〔impingement sign〕軸圧方向、挙上方向、回旋方向
- 9) 患者モデルの観察が適切である。
全身状態や患肢状態の変化に終始気を配り、異常の有無を確認できるか。
Key：受審者の目線、患者モデルの顔貌、バイタルサイン、疼痛やシビレの確認

平成 26 年 8 月 11 日

関口

柔道整備学科のための第三者評価のありかたについて
 主要な論点メモ

1. システム

①専門学校としての評価

養成施設としての評価は、内包される

②認証評価を視野に入れた評価

- ・新たな学校種を想定し、認定の要件となる第三者評価に
- ・職業実践専門課程、専門課程が受審し、新たな学校種として
 認定後は、5年に1度のサイクルで受審

③分野別評価

ただし分野は大学と異なり、学問分野別ではなく職業分野別

④機関別評価を前提とする2回建て方式

- ・機関別評価は、私立専門学校等評価研究機構（以下 評価機構）の評価受審とする
- ・同時受審は？

⑤アウトカム、アウトプット評価

- ・職業分野について、学校が想定する独自の職業人材像・人材要件に対応した育成人材像・
 教育目標要件とこれに基づくカリキュラムと学生の達成度を評価する

i) アウトカムの評価

- ・アウトカムとしての教育目標要件は、学力ではなく仕事において発揮されるべき能力
- ・学生が卒業時点で教育目標要件（知識・技術・能力）をどれほど達成しているか
 （・卒後3年時点で、獲得した教育目標要件がどれほど活かされているか）
- ・指定基準の要件は内包される

ii) アウトプット評価

- ・就職率（対入学者、対卒業者、対求職者および専門分野就職率）
- ・資格合格率（対入学者、対卒業者、対受験者および既卒者合格率）

iii) その他の評価項目

- ・アウトカム評価の方法（能力要件などの習得状況の把握方法）確立とその精度
- ・卒業後3年目卒業生の能力発揮状況の確認方法、その確立と精度
- ・卒業生の能力開発等の支援状況
- ・不合格卒業生の合格支援体制

⑥評価の最終表現？

- ・勧告、助言
- ・適格、不適格
- ・適合、懸念、弱点→認定 欠陥→不認定
- ・可、否

2. 評価体制

①2段階の評価体制

評価担当部会→評価委員会

②評価者の構成

- ・評価担当部会 柔道整復業界2人と柔道整復学校1人の計3人の構成
- ・評価委員会 業界3人、学校2人から計最大10人まで、学科の対応職業が複数の場合に
対応

③評価者の属性

- ・専門学校の質保証についての理解
- ・柔道整復の業界と専門学校柔道整復科の教育両方の理解
- ・評価者としての知識、モラル（研修が必要）

④評価団体

4団体が分野別評価の団体を創設。運営の一部と機関別評価を評価機構に委託

以上

【資料 2 : 柔道整復師養成校に関するアンケート調査等】

- 1 柔道整復師養成校アンケート調査
- 2 職業実践専門課程認定校(柔道整復師養成学科)アンケート調査

26 私専評委第 29 号

平成 26 年 12 月 22 日

柔道整復師養成学科設置校 校長 様

特定非営利活動法人

私立専門学校等評価研究機構

理事長 茅 野 祐 子

(公印省略)

平成 26 年度文部科学省委託事業
「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業
学校評価に関するアンケート調査
ご協力をお願い

貴校におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当機構の事業にご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記の件につきましては、本年度の文部科学省委託事業に関して別紙記載の理由によりアンケート調査が必要となりましたので、下記のとおり実施いたします。

年末に当たりご多用のところ誠に恐縮ですが、ご回答につきましてご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 アンケート調査の目的・内容

この調査の目的等については、別紙「アンケート調査について」をご覧ください。

この調査票の内容は、次の 3 区分で構成されています。

I 貴校について

貴校の取組状況等について伺います。

II 第三者評価基準書（素案）について

別添資料「柔道整復師養成分野 第三者評価基準書（素案 Ver. 1.1）」をご覧ください、各項目についてご意見を伺います。

III 第三者評価の実施体制等について

来年度以降の第三者評価実施体制のあり方等について、ご意見を伺います。

2 調査の実施方法

別添アンケート調査票にご記入の上、同封の「返信用封筒」にて機構事務局まで、ご返送願います。

平成 27 年 1 月 14 日（水曜日）までにご投函いただければ幸甚に存じます。

3 調査基準日

平成 26 年 10 月 1 日現在

4 調査結果の取扱い

本アンケート調査結果は、文部科学省受託事業のほかに使用することはありません。
また、個別の学校名は、事業成果報告書等において公表いたしません。

5 お問い合わせ・返送先

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 事務局
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階
電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-9625
担当 真崎・金城・猪股 info@hyouka.or.jp

以上

アンケート調査について

1 調査の目的

平成 26 年度から「職業実践専門課程」がスタートしたことに伴い、文部科学省では本年度の委託事業として、「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業を実施しています。この事業は、職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的な取組などを調査し、課題やノウハウを取りまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、職業実践専門課程等を通じた専修学校全体の質保証・向上を図ることを目的とするもので、現在、8つの分野で事業が進められています。

当機構では、この事業の一つとして、柔道整復師関係 4 団体との連携のもとに「柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築」事業を受託いたしました。

このアンケート調査は、事業実施に当たり、専門学校の詳細を十分把握してシステム構築等に取り組むよう文部科学省から求められているため、「第三者評価基準書（素案）」等についてアンケート方式によりご意向を伺う調査を行うものです。

2 調査の実施団体

この調査は、文部科学省から委託を受けた次の団体が実施しています。

代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

協力機関 公益財団法人 柔道整復研修試験財団

公益社団法人 日本柔道整復師会

公益社団法人 全国柔道整復学校協会

一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会

3 用語説明

(1) 専修学校の学校評価制度

平成 19 年の学校教育法改正により専修学校の学校評価制度が法制化され、平成 25 年 3 月「専修学校における学校評価ガイドライン」により具体的な実施方法に関する指針が次のように示されました。

① 自己評価

各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価。評価項目については、ガイドラインに例示されています。

自己評価は、すべての専修学校が実施し結果を公表する法律上の義務があります。

② 学校関係者評価

生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者などを、学校自らが選任し、構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。

学校関係者評価の実施・公表は法律上は努力義務となっていますが、職業実践専門課程の認定を受けようとする学校は実施と結果公表を行うよう義務付けられています。

③ 第三者評価

学校運営に関する外部の専門家を中心に、当該学校から独立した第三者による評価

により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者評価者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から行う評価。

第三者評価については、現在は法律上の実施義務はありませんが、職業実践専門課程における目標の達成状況や企業等との連携体制、教育の質保証・向上のため取組を進めようとしています。

(2) 職業実践専門課程

① 職業実践専門課程とは

職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、専攻分野における実務知識、技術及び技能について、企業等との密接な連携等により組織的な教育を行う専修学校の専門課程で、文部科学大臣が認定したものです。

この制度は、「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくり」に向けた先導的試行と位置づけられています。

② 職業実践専門課程の認定

平成 25 年 8 月に認定要件に関する告示が公布・施行され、その後、各学校の申請・都道府県知事等の推薦に基づき、文部科学省において審査し 26 年 3 月に文部科学大臣による認定が発表されました。このとき認定を受けたのは、472 校、1373 学科で、このうち、柔道整復師整復師養成校は 20 校、37 学科でした。

今年度の認可申請は、すでに締め切られています。

③ 認定要件等

職業実践専門課程となるためには、次の各認定要件に適合していることが必要です。

- ・修業年限が 2 年以上であること。
- ・専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- ・企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- ・全課程の修了に必要な総授業時数が 1700 単位時間以上又は総単位数が 62 単位以上であること。
- ・企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的にしていること。
- ・学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 67 条に定める評価(学校関係者評価)を行い、その結果を公表していること。
- ・学校関係者評価を行うに当たっては、当該専門学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
- ・企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専門学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

以上

柔道整復師養成分野
第三者評価基準書
(素案 Ver.1.1)

平成 26 年 12 月

はじめに

昭和 51 年に発足した専修学校制度は、平成 25 年 8 月 30 日付で「職業実践専門課程」の認定に関する規程が告示・施行され、職業実践教育機関としての特徴をより明確にした教育機関として新たな段階を迎えています。

職業実践専門課程は、高等教育機関における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けた専修学校の専門課程における先導的試行として、「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」の平成 25 年 7 月 12 日付報告を受けて制度化されました。

認定にあたっては、企業等との密接な連携のもとに、教育課程の編成、実習・演習の実施、教員研修、学校関係者評価の実施などが要件となっています。

この評価基準書は柔道整復師関係団体と特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構が中心となり、柔道整復師養成、学校評価等に知見を有する多くの先生方の協力を得て、平成 26 年度の文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」委託事業として策定したものです。

当該評価基準に従って、来年度、モデル校における第三者評価を実施し検証するとともに、全国の柔道整復師養成施設のご意見もいただきながら実用化に向け努めてまいります。

専門学校の皆様、関連する業界団体から、あたたかいご支援をいただき、この評価基準が策定できたことにつきまして、改めて心から厚く御礼を申し上げます。

平成 26 年 12 月

柔道整復師養成分野における第三者評価システム構築コンソーシアム
代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

目 次

柔道整復師養成分野第三者評価基準について

1 基準策定の目的	120
2 評価の目的と意義	120
3 評価基準の基本方針	120
4 評価結果の表現	121

柔道整復師養成分野第三者評価基準

基準 1 教育理念・目的・育成人材像	122
基準 2 学校運営	123
基準 3 教育活動	123
基準 4 学修成果	126
基準 5 学生支援	126
基準 6 教育環境	128
基準 7 学生の募集と受入れ	128
基準 8 財務	129
基準 9 内部質保証	130
基準 10 社会貢献・地域貢献	130

柔道整復師養成分野第三者評価基準について

1 基準策定の目的

柔道整復師養成分野第三者評価基準（以下「評価基準」という。）は、柔道整復師養成課程を設置し、職業実践専門課程の認定を受けた専修学校（以下「学校」という。）が、教育活動等の質保証・向上に資するために実施する第三者評価の評価基準として策定しました。

この評価基準が対象とするのは、厚生労働省が柔道整復師養成指定施設として指定した課程を設置する学校の評価です。

2 評価の目的と意義

評価基準は、専修学校設置基準及び職業実践専門課程の認定要件等が求めている必須基準にとどまらず、実践的な職業教育を実施する専修学校教育の多様性、独自性を尊重し、学校の教育内容等の充実・発展のための評価基準として策定したものです。

各学校において、この評価基準を適用して自己評価を実施し、結果を取りまとめた自己評価報告書をもとに定期的に第三者評価を実施し、その評価結果をもとに教育活動等の改善・向上を図っていくことが求められています。

評価機関はこの評価基準に適合しているか否かを評価します。

3 評価基準の基本方針

(1) 評価基準大項目の設定

評価基準は、以下の10の大項目で構成されています。

基準1 教育理念・目的・育成人材像

基準2 学校運営

基準3 教育活動

基準4 学修成果

基準5 学生支援

基準6 教育環境

基準7 学生の募集と受入れ

基準8 財務

基準9 内部質保証

基準10 社会貢献・地域貢献

(2) 評価基準大項目の構成

評価基準大項目は、「評価の観点」と「評価の視点」で構成されています。「評価の観点」は、専修学校制度及び職業実践専門課程の認定要件並びに養成指定施設の関係法令等の趣旨を考慮し、各学校の自己目標を達成するために各大項目において基本的な事項についての観点を定めたものです。

「評価の視点」は、2つの機能があります。第1に評価を受ける各学校にとっての自己評価を実施し、評価結果をもとに教育活動等の改善が円滑に進めるための指標となるものとして、第2に第三者評価機関が評価を行うための視点としての役割を果たすものです。

(3) 評価の視点の構成

「評価の視点」は、次の2段階に分かれています。

① 学校に必要とされる基本的な事項

各学校が教育目的・目標実現のために、教育課程の編成過程、専任教員数、施設・設備の状況など学生の学習環境や教員の資質向上等について、どのように整備し、どのような教育を提供しているかについて評価を行います。

② 学校が行う教育の質を維持向上させていくために評価することが求められる事項

学校が教育目的の実現を図り、自己目標の達成のためにに行っている努力と成果について、評価結果として明確にする必要があります。また、目的・目標の実現のため学校が行っている特色ある教育活動等の取組について積極的な評価を行うことが求められています。

評価では、学校に必要とされる基本的な事項に加えて、学校が目的の実現に向けた努力と成果を検証する視点で評価を行います。特色ある教育活動等がどれだけ有効な活動となっているか、どれくらい成果を上げているかの視点で評価を行います。

4 評価結果の表現

学校の評価結果は、基準に照らした可否、特長としての評価、問題点等で構成します。このうち「問題点」は、学校が評価結果を活用し改善のサイクルを確実なものとするために指摘をするもので、義務を課すものではありませんが、評価の目的から、次回の評価において対応状況についての記述を必ず求めることとします。

なお、法令等に根拠がある項目において、基準を大きく下回る問題が発見され、教育の質に重大な欠陥が認められた場合は、評価を否とし、2年後に改善報告書において改善状況の報告を義務とします。

柔道整復師養成分野第三者評価基準

基準 1 教育理念・目的・育成人材像

この基準で評価を行う学校は、厚生労働省から柔道整復師養成施設としての指定を受けた専門学校で、実践的な職業教育を実施する教育機関として、文部科学大臣から「職業実践専門課程」の認定を受けている学校です。

柔道整復師の養成校数及び就業者数も大都市を中心に増加をしています。一方、柔道整復師の活動領域は、従来の骨折・打撲・脱臼等の治療に加えて、介護・福祉分野、スポーツ分野などにも広がり、健康増進・予防医学分野においても重要な使命を担っています。

柔道整復師養成校は、柔道整復師に必要な専門知識・技能を教授し、国家試験の合格水準まで到達させること基本的な目的としています。

学校は、このような使命・目的を踏まえ、学校独自の教育理念・目的・育成人材像を明確に定め、学内外に広く公表するとともに、常に社会環境の変化や関連する業界等の人材ニーズに的確に応えた教育活動等を行うことが求められています。また、学校は社会のニーズを継続的に把握し、的確な見通しを持って将来構想を掲げていく必要があります。

この基準では、学校が掲げる教育理念・目的・育成人材像について教育にどのように生かされているか確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか	○	
	育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか	○	
	社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか	○	

※ 評価の分類について

基本……「基本的基準 (MUST)」の略。柔道整復師を養成する学校として必要とされる基本的な事項を問う評価項目を示します。

質向上……「質的向上のための基準 (SHOULD)」の略。学校が教育目的の実現のために基本的基準を超えて質的向上を図ろうとして実践している事項を問う評価項目を示します。

基準 2 学校運営

学校が教育目的を達成するためには、学校運営に関する明確な方針のもとに具体的な事業計画を立て、教員組織と事務組織が円滑に執行を進める体制が求められます。そのためには、法人及び学内における意思決定のルール、組織の役割分担と決定権限、組織運営等に関する諸規程を整備するとともに、業務運営の適正化と効率化を図る継続的な努力が必要です。

この基準では、これらの項目を点検する中で学校運営が適切に行われているか確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか	○	
運営組織	学校運営組織を適切に整備しているか	○	
	人事・給与に関する制度を整備しているか	○	
特色ある取組	学校運営について、特色ある取組を行っているか		○

基準 3 教育活動

柔道整復師を養成する学校として、教育課程は修業年限 3 年間で認定実技審査と柔道整復師国家試験に合格できる内容のものとして編成される必要があります。また、卒業後に柔道整復師として企業勤務や開業するためには、職業の現場で施術活動を実践できる知識・技術や技能がさらに必要とされます。学校における教育活動は限られた時間の中で、これらをできるだけ習得させるように努めることが肝要です。

このためには、教育課程の編成に当たり、柔道整復師の業界における最新の人材ニーズをたえず把握し、教育課程編成委員会において外部の意見を反映させるとともに、授業評価などを通じて効果を確かめ、より良い教育課程を求めるために研究を行う必要があります。また、成績評価や単位認定の基準等を明確に示すことも大切です。

さらに、教育課程を確実に実行するための教員組織として資格要件を備えた教員を配置することはもとより、柔道整復師の現場に通じた教員の確保や研修体制なども重要です。

この基準では、これらの事項について具体的な教育運営の方法等を点検し、教育活動が適正かつ効果的に行われているか確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか	○	
	修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか	○	
	業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか		○
教育方法・ 評価等	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか	○	
	教育課程編成委員会を設置し、外部の意見を教育課程に反映しているか	○	
	キャリア教育を実施しているか	○	
	柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか		○
	授業評価を実施しているか	○	
	教育方法について、特色ある取組を行っているか		○
成績評価・ 単位認定等	成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか	○	
	技術等の発表における成果を把握しているか	○	
資格免許の 取得の指導 体制	柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか	○	
	柔道整復師及びその他の資格取得について、特色ある取組を行っているか		○

教員・ 教員組織	資格・要件を備えた教員を確保しているか	○	
	企業等と連携し、教員の資質向上への取組を行っているか	○	
	教員組織について、特色ある取組を行っているか		○

【注記 1】

評価項目「目標の設定」中の評価の視点「業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか」については、教育目標として次のような専門技術の教育プログラムを掲げているかを問うものです。

- 1 柔道整復術：骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期措置法などの修得
- 2 被覆包帯及び固定包帯術：巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの研究および技術の習得
- 3 テーピング技術：患部の運動制限・疼痛緩和・血行促進などの研究および技術の習得
- 4 後療法：手技療法 軽擦法・強擦法・叩打法などを用いて自然治癒力を活性化させ損傷の早期回復を図る技術の習得。運動療法 全身運動療法と局所運動療法を併用し機能回復と増進を図る技術の習得。物理療法 電気・光・温熱・冷却・音波などの物理的エネルギーを使用して、生体機能の正常化および恒常性維持機能を高める研究および技術の習得
- 5 鑑別技術（ボディナビゲーション体表解剖を含む）：外見上の症状では判断できない症状を各種検査法で鑑別する技術の習得。臨床実習にて治療方針を決め、治療し、評価する技術の習得。
- 6 医療面接：信頼関係の構築の仕方、主訴、現病歴の確認など
- 7 リスク管理：フォルクマン拘縮などの後遺症へのリスク管理。整復・固定・後療法・自己管理などに対する指導管理

【注記 2】

評価項目「教育方法・評価等」中の評価の視点「柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか」については、生涯学習への意欲を醸成するような教育として、次のような視点からの教育プログラムを設けて実践しているかを問うものです。

- 1 生涯学習の重要性を現場で活躍する柔道整復師などから聞く機会を設けているか
- 2 卒後研修等の生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供しているか
- 3 生涯学習に対する意欲を醸成するための教育を体系的に行うよう努めているか

基準 4 学修成果

修業年限 3 年間における学修の成果は、柔道整復師国家資格の取得や就職として結実することになります。また、卒業後における社会での活躍においても、在学中の学修の成果が反映します。

学校における教育活動が適正かつ効果的なものであったかということを端的に示すものが学修成果であるといえます。

この基準では、具体的に就職率、資格・免許の取得率、卒業生の社会的評価などの実績をみることによって、柔道整復師養成校としての役割をどれだけ果たしているか確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
就職率	就職率の向上が図られているか	○	
	就職の実績は高い水準にあるか	○	
資格・免許の取得率	資格・免許取得率の向上が図られているか	○	
	認定実技審査の合格実績は高い水準にあるか	○	
	柔道整復師国家試験の合格率は高い水準にあるか	○	
卒業生の社会的評価	社会的評価を受けた卒業生の活躍実績があるか	○	
特色ある取組	学修成果の把握について、特色ある取組を行っているか		○

基準 5 学生支援

専門学校に入学する学生は未成年者が多く、社会経験も浅い者が少なくないことから、3 年間の修業年限を学修に専念させるためには、学校において適当なサポートを行うことが必要になります。特に、学生の様々な問題に対応する相談業務や就職等の進路指導は学内組織として体制を整備し、学生が意に反して途中で学業を放棄することがないように対策をとらなければなりません。さらに健康管理や遠

方から来た学生のための寮の整備など生活面での支援を図り、快適な学生生活の中で学業に励めるように環境を整えることも大切です。

また、柔道整復師としての技術や知識の習得は卒業後においても求められていますので、卒業生や社会人に対する卒後教育の支援体制も整える必要があります。

この基準では、以上のような様々な面での学生支援の状況を確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
就職等進路	就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか	○	
中途退学への対応	保護者と適切に連携し、退学率の低減が図られているか	○	
	退学率は低い水準にあるか	○	
学生相談	学生相談に関する体制を整備しているか	○	
学生生活	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか	○	
	学生の健康管理を行う体制を整備しているか	○	
	学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか	○	
	課外活動に対する支援体制を整備しているか	○	
卒業生・社会人	卒業生への支援体制を整備しているか	○	
	産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか	○	
	社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか	○	
特色ある取組	学生支援について、特色ある取組を行っているか		○

基準 6 教育環境

学校の施設・設備は、専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備し、教育運営に支障の生じないように環境を維持する必要があります。また、柔道整復師の技術を学ぶに当たっては学外実習等が不可欠であり、関係企業との連携を密にし、教育課程を円滑に遂行できるように実施体制を整えることが重要です。

さらに、日頃から災害への備えを怠らず、防災体制を整備するとともに、学内における安全管理への配慮をし、学生の安全を守るような取り組みが求められています。

この基準では、学校における教育環境がどのように整備されているか確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
施設・設備等	施設・設備は専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備されているか	○	
学外実習等	企業と連携して、学外実習、インターンシップ等の実施体制を整備しているか	○	
防災・ 安全管理	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか	○	
	学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか	○	
特色ある取組	教育環境の整備について、特色ある取組を行っているか		○

基準 7 学生の募集と受入れ

学生の募集に当たっては、教育の特色や実績などの学校情報を正確に公表し、入学選考基準の明確化、学納金の適正化などを図り、定員を確保するよう努める必要があります。

この基準では、学生募集の活動状況や入学選考の状況などを確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
学生募集活動	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか	○	

入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか	○	
	入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか	○	
学納金	経費内容に対応し、学納金を算定しているか	○	
	入学辞退者に対し授業料等について適正な取り扱いを行っているか	○	
特色ある取組	学生の募集と受入れについて、特色ある取組を行っているか		○

基準 8 財 務

学校の教育活動を円滑に進めるためには財務基盤が安定していることが不可欠であり、財務分析等を通じて財務の状況を把握するとともに、毎年度の予算及び執行計画に基づく適正な執行、法令に基づく厳正な監査の実施等の財務運営が求められます。また、財務運営の透明化を図るため、財務情報の公開を定期的に行う必要があります。

この基準では、一連の財務運営の実施状況を確認し評価します。

評価項目	評 価 の 視 点	評価の分類	
		基本	質向上
財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか	○	
	学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか	○	
予算・ 収支計画	予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか	○	
監査・ 財務情報の公開	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、財務情報を公開しているか	○	
特色ある取組	財務運営について、特色ある取組を行っているか		○

基準 9 内部質保証

学校は法令や専修学校設置基準等の定めを遵守するだけでなく、職業実践専門課程の認定要件を満たして適正な教育運営を行うことが義務付けられています。さらに、学校で行われている教育の質について自己評価や学校関係者評価を実施し、不十分な点を改善し、教育情報を積極的に公開して透明性の高い運営に努め、よりよい教育を提供するための継続的な活動が求められています。

この基準では、こうした学校自らが教育の質を保証する仕組みが有効に機能しているかを確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
関係法令、 設置基準等の 遵守	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか	○	
	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか	○	
学校評価	自己評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	○	
	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	○	
	学校評価に基づく改善に繋げるシステムを確立しているか	○	
	学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか		○
教育情報の 公開	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか	○	

基準 10 社会貢献・地域貢献

学校は公共的な機関として、施設・設備や教員等を活用して広く社会的な活動や地域への貢献を積極的に行うよう期待されています。学校が自主的に行うこのような活動は、教育的にも意義があり、学生のボランティア活動への参加などを促す効果もあります。

この基準では、学校の社会貢献・地域貢献の実績や学生のボランティア活動の状況を確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
社会貢献・ 地域貢献	学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献等を行っているか	○	
ボランティア 活動	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか	○	
特色ある取組	社会貢献・地域貢献について、特色ある取組を行っているか		○

**柔道整復師養成校における
学校評価（第三者評価）に関するアンケート調査結果**

提出学校数 49 校（対象校 93 校中 52.7%） 関係団体数 3 団体（対象 4 団体 75%）
※団体の回答（ ）外書き

I 調査対象校の状況

1 設置学科の状況

(1) 柔道整復師学科の定員

50 人以下 <u>1</u> 校	51～100 人 <u>5</u> 校
101～150 人 <u>6</u> 校	151～200 人 <u>12</u> 校
201～300 人 <u>10</u> 校	301～400 人 <u>9</u> 校
401 人以上 <u>6</u> 校	

(2) 柔道整復師養成学科以外に設置している学科

鍼灸科 26 校 鍼灸教員科 2 校 理学療法科 13 校 作業療法科 6 校
 介護福祉科 3 校 鍼灸スポーツ科 2 校 臨床工学科 2 校 スポーツ科学科 2 校
 スポーツ科 1 校 視能訓練科 1 校 応用理学療法科 1 校 言語聴覚科 1 校
 あんま・マッサージ科 2 校 東洋医療科 1 校
 東洋医療教員養成 1 校 トータルビューティ科 1 校 社会福祉学科 1 校
 救急救命士科 1 校 看護学科 1 校 診療放射線科 1 校
 歯科衛生士科 1 校 歯科技工士科 1 校

(3) 学校全体の総定員

100 人以下 0 校
 101～200 人 4 校
 201～300 人 8 校
 301～400 人 10 校
 401～500 人 3 校
 500 人以上 23 校

2 職業実践専門課程認定申請の意向

- a 平成 25 年度認定済 13 校
- b 平成 26 年度認定申請中 10 校
- c 平成 27 年度に認定申請予定 4 校
- d 認定申請を検討中 13 校
- e 未定 9 校

3 学校評価の実施状況

(1) 自己評価の実施サイクル

- a 毎年度実施している 35 校
- b 2年に1回実施している 0 校
- c 3年以上で1回実施して居る 0 校
- d 不定期で実施している 9 校
- e 実施したことがない 5 校 (今後定例化する1校含む)

(2) 自己評価の評価項目 (複数回答あり)

- a 文部科学省の学校評価ガイドライン 23 校
 - b 私立専門学校等評価研究機構の評価基準書 16 校 (項目を加えた1校含む)
 - c 学校で独自に定めた基準 5 校
 - d 上記以外の基準 4 校 (厚生省基準を使う)
- 回答なし 2校 (以下3問同じ)

(3) 自己評価の実施体制

- a 常設または臨時設置の自己評価委員会で実施 24 校
- b a以外の常設の学内委員会組織で実施 4 校
- c 学内の担当部署で実施 14 校
- d 法人本部で実施 2 校
- e その他 0 校

(4) 学校関係者評価委員会の設置状況

- a 設置している 29 校
- b 設置を予定している 10 校
- c 設置する予定はない 6 校

(5) 第三者評価の受審状況

- a 第三者評価を受けたことがある 5 校
- b 2～3年以内に第三者評価を受ける予定である 4 校
- c 将来第三者評価を受けたいと考えている 32 校
- d 第三者評価を受ける考えはない 4 校

(5) 第三者評価の審査機関

- a (5)aの場合、第三者評価を実施した機関名 2 校 (評価研究機構)
- b (6)bまたはcの場合、第三者評価を受審する予定の審査機関名
検討中 16 校 評価研究機構 8 校 その他 3 校 (学校協会等を含めた
評価体制で1校含む)

II 第三者評価基準書(素案)について

1 基準書全般について

(1) 基準書策定の意義と評価の目的

- a 趣旨がよく理解できる 16 校 (3)
- b 理解できる 28 校
- c もう少し具体的に記述した方がいい 0 校
- d よく理解できない 0 校
わかりにくい点

(2) 評価基準大項目の設定

- a この10項目で十分である 41 校 (3)
- b さらに項目を増やした方がいい 0 校
- c 項目を減らした方がいい 1 校(財務)
- d その他の意見 1 校(就職支援は大項目とする。)

※閲覧者がわかりやすいとの意

(3) 評価基準の構成 (評価の観点・評価の視点)

- a 趣旨がよく理解できる 16 校 (3)
- b 理解できる 23 校
- c もう少し具体的に記述した方がいい 3 校
- d よく理解できない 1 校

わかりにくい点: 観点と視点は類似した語であり、もっと明確に区別した方がいい。

(4) 評価結果の表現

- a 「可」又は「否」(評価研究機構で実施している表現) 17 校
- b 4段階または5段階のレベル評価(4・3・2等と数字で表現) 23 校 (1)
- c 標語に寄る表現(文章で評価結果を表現) 3 校 (1)
- d その他 1 校 (1)

※高い水準になっている項目(基準4) 基準が不明、段階評価とする方法もあるとの意)

※第一段階としてC案(文章による表現)に文章で優れた点、改善が期待される点を示す。第二段階として、多様で一定量の評価が出てきたところで、次のステップとして適切な表現を検討する。

2 評価基準の項目について

(1) 基準1 教育理念・目的・育成人材像

- a 適切な項目設定である 48 校 (3)
- b 追加してほしい項目がある 0 校
- c 削除した方がよい項目がある 0 校
- d この大項目全体を削除した方がよい 0 校

(2) 基準2 学校運営

- a 適切な項目設定である 47 校 (3)
- b 追加してほしい項目がある 1 校 (教員の人数・資格) (1)
具体的に (運営にかかる諸規程、服務規程等)
- c 削除した方がよい項目がある 0 校
- d この大項目全体を削除した方がよい 0 校

(3) 基準3 教育活動

- a 適切な項目設定である 44 校 (3)
- b 追加してほしい項目がある 3 校 (各学科の特色と独創性、認定実技など)
具体的に (医療倫理、保険制度) (1)
- c 削除した方がよい項目がある 0 校
- d この大項目全体を削除した方がよい 0 校

(4) 学修成果

- a 適切な項目設定である 46 校 (3)
- b 追加してほしい項目がある 2 校 (卒業生の離職率、就職を独立項目など)
- c 削除した方がよい項目がある 1 校 (認定実技の評価の視点の検討)
- d この大項目全体を削除した方がよい 0 校

(5) 学生支援

- a 適切な項目設定である 47 校 (入学者の年齢の幅が広いことを考慮) (3)
- b 追加してほしい項目がある 0 校
- c 削除した方がよい項目がある 1 校 (学生寮の設置) (1) (学外実習)
- d この大項目全体を削除した方がよい 0 校

(6) 教育環境

- a 適切な項目設定である 45 校 (3)
- b 追加してほしい項目がある 2 校 (大学や他の専門学校との連携、臨床実習施設の適正、連携企業の適正など)
- c 削除した方がよい項目がある 1 校 (学外実習について是非を含めた議論)
- d この大項目全体を削除した方がよい 0 校

(7) 学生の募集と受入れ

- a 適切な項目設定である 46 校 (3)
b 追加してほしい項目がある 1 校 (入学選考内容の明確化)
c 削除した方がいい項目がある 1 校 (入学選考結果と授業改善の関連性)
d この大項目全体を削除した方がいい 0 校

(8) 財 務

- a 適切な項目設定である 47 校 (3)
b 追加してほしい項目がある 0 校
c 削除した方がいい項目がある 0 校
d この大項目全体を削除した方がいい 1 校

(9) 内部質保証

- a 適切な項目設定である 48 校 (3)
b 追加してほしい項目がある 0 校
c 削除した方がいい項目がある 0 校
d この大項目全体を削除した方がいい 0 校

(10) 社会貢献・地域貢献

- a 適切な項目設定である 48 校 (3)
b 追加してほしい項目がある 0 校
c 削除した方がいい項目がある 0 校
d この大項目全体を削除した方がいい 0 校

Ⅲ 第三者評価実施体制等について

1 第三者評価機関について

(1) 第三者評価を実施する機関として望ましい構成は（複数回答可）

- a 全国柔道整復師学校協会など専門学校関係団体が中心になって実施 17 校
b 業界団体が中心になって実施 5 校
c 既存の第三者評価機関が中心になって実施 13 校
(1)
d 専門学校関係団体・業界団体・既存の第三者評価機関が中心になって実施 21 校
(1)
e その他 1 校

具体的に（卒前、卒後、生涯研修にかかわることができる組織で行う。）(2)

（事業としては評価機構が実施し、各団体が協力することが望ましい。）

(2) 第三者評価を実施するときの評価委員として望ましい人は？（複数回答可）

- a 有識者(学者・研究者・行政関係者・コンサルタントなど) 22 校 (2)
- b 業界関係者(分野の関連企業・業界団体など) 34 校 (2)
- c 専門学校関係者(柔道整復師養成分野の学校・関係団体など) 37 校 (2)
- d 専門学校関係者(他の分野の学校・団体など) 11 校 (2)
- e 高等学校関係者 9 校 (1)
- f 専門学校卒業者 9 校
- g その他 3 校

具体的に(公認会計士医師など医療業務従事者、大学関係者など)

2 第三者評価のサイクルについて

(1) 第三者評価を受審するサイクルとして適当と思われるのは？

- a 3年ごとに受審 10 校
- b 4年ごとに受審 1 校
- c 5年ごとに受審 26 校 (2)
- d 6年ごとに受審 1 校
- e 7年ごとに受審 9 校

3 第三者評価の費用について

(1) 第三者評価を受審するときに学校が負担する費用は？

- a 100万円以内 43 校 (1)
- b 101万円～150万円以内 3 校 (2)
- c 151万円～200万円以内 2 校
- d 201万円以上 0 校

IV 自由意見欄の記述内容

○ 分野別評価については、その必然性は認識するところですが、実務において、いくつもの分野を持つ学校にとって、評価にかかる労力と、評価に要する経費等がかなり負担過重となり、運営面への影響が懸念されます。このため、評価書の作成における省力化、及び評価経費の負担軽減化について、十分な配慮をお願いします。

○ 複数の異なる課程や学科が設置されている学校の場合、学校全体に対して分野の業界関係者による評価は難しいと思われる。

○ 学修成果の社会的評価について幅広く考えてほしい。教育環境の学外実習は、厚労省から認められていないが、これからの職業教育を考える上で実施した方がよいと思う。入学選考に関することで、授業改善に活用できる情報を集めることは困難と思われる。

- 第三者評価が広く認知され、利用されることを願います。

- 学外実習について他の医療技術者養成においては、正規の授業の中で学外実習が行われており、柔道整復分野においても認めるべきであるとの意見（要約）

- 職業実践専門課程を設定し、教育活動を行う上で、教育の質の保証・向上の推進のためには第三者評価は必要なものと考えます。本校では受審するよう準備をしている。

- 評価基準項目について
 - 基準4 ・就職率の就職をどう解釈するのか、認定実技審査の合格実績は、高い水準にあるかの基準をどこにおくか、社会的評価の基準はどこにあるか
 - 基準5 ・項目は適切だが基準がわからない。退学率の低い水準とは。学生相談に関する体制、学生への支援ほかまた、基本の MUST でも開きがあるのでは
 - 基準7 ・項目はよいが、募集に対する基準、例えば入学願書受け付けの開始日について統一がなされていないので基準がわからない。
 - 基準8 ・項目はよいが、財政基盤の安定を示す基準が必要なのではないか。
 - 基準9 ・本来の趣旨から外れ、都合のよい解釈によって学校運営が実施されていても適法になっている状態をどうなるのか

- 評価の分類について
 - 各基準でも触れたが、評価の視点として基準がはっきりさせる必要があると思われる。第三者評価基準は必須基準にとどまらず、一層の充実、発展に資するものであるので、基本 MUST は設定された必要基準を満たしていれば○、質向上 SHOULD は先導的、優位な取組みをレベルごとに評価すればよいのではないか。
- 評価基準策定の目的
 - 1段落目の策定の目的があるが2段落目に評価基準対象では厚労省（相）が指定した養成施設とだけなので、職業実践専門課程の認定を受けた厚生労働大臣指定の柔道整復養成施設とした方がよいのではないか
- 特色ある取組
 - 評価項目の各表に特色ある取組みがあるが、質向上＝特色ある取組と考えますし、項目によっては基本と質向上の両方というものもある。特段、特色ある取組という項目は不要なのではないか。

26 私専評委第 12 号
平成 26 年 9 月 26 日

職業実践専門課程（柔道整復師養成学科）

認定校 校長 様

特定非営利活動法人
私立専門学校等評価研究機構
理事長 茅 野 祐 子
(公印省略)

平成 26 年度文部科学省委託事業
「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業
学校評価に関するアンケート調査
ご協力をお願い

貴校におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当機構の事業にご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度から文部科学大臣認定の「職業実践専門課程」制度がスタートしました。

平成 26 年度、文部科学省は、「職業実践専門課程」等を通じた専修学校全体の質保証・向上を図るため、委託事業として、その認定要件及び第三者評価等に関して先進的に取り組む事業を複数の分野で実施することとし、現在 8 つの分野で本事業が進められております。

当機構では、この事業の一つとして、日本柔道整復師会、柔道整復研修試験財団、全国柔道整復学校協会、日本柔道整復接骨医学会との連携のもと「柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築」事業を受託いたしました。文部科学省においては、本事業実施に当たって、認定課程の現状を十分把握の上、本事業に取り組むことを求めていますので、下記のとおり、アンケート調査を実施いたします。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、別紙アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご回答等にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 実施方法

別添アンケート調査用紙にご記入の上、同封の「返信用封筒」にて機構事務局まで、返送願います。

平成 26 年 10 月 14 日(火曜日)までにご投函いただければ幸甚に存じます。

2 調査基準日

平成 26 年 10 月 1 日現在

3 調査結果の取扱い

本アンケート調査結果は、文部科学省委託事業のほかには使用することはありません。
また、個別の学校名は、事業成果報告書等において公表いたしません。

4 資料の送付について

当機構では、昨年度、文部科学省委託事業の「専修学校の質保証・向上に関する調査研究」事業を受託し、調査研究成果物として次の 2 冊の資料を刊行いたしました。ご参考までに、送付させていただきます。

- ① 学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証事業成果報告書
- ② 「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づく学校評価マニュアル

5 お問い合わせ・返送先

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 事務局
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階
電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-9625
担当 真崎・金城・猪股 info@hyouka.or.jp

以上

職業実践専門課程認定校（柔道整復師養成学科）における 学校評価の実施状況等に関するアンケート調査票

学校名 _____
担当者(役職名) _____
(お名前) _____ Tel _____

I 平成 25 年度に実施した自己評価について

- 1 評価に関する規定 (あてはまる項目に○を付してください。以下同様)
 - a 学則に規定している。
 - b 規則（規程等）を制定している。
 - c 関連規則（規程等）に規定している。
 - d その他（具体的に _____）
 - e 規定していない。

- 2 平成 25 年度自己評価を実施した学内組織
 - a 常設または臨時設置の自己評価委員会
 - b a 以外の常設の学内委員会組織
 - c 学内の担当部署で実施
 - d 法人本部で実施
 - e その他（具体的に _____）

- 3 実施方法・評価項目
 - a 文部科学省のガイドラインに沿って実施した
 - b 従来の方で実施した
 - c その他（具体的に _____）

- 4 実施にかかった期間（点検開始～自己評価報告書まとめまでの期間）

a 1ヶ月以内	b 2ヶ月以内	c 3ヶ月以内
d 4ヶ月以内	e 6ヶ月以内	f 6ヶ月を超える期間

- 5 実施に携わった人員（委員会や担当者として従事した人員。資料提供などは除く。）

a 1人	b 2人	c 3人	d 4人	e 5人
f 6人	g 7人	h 8人	i 9人	j 10人
k 11人以上（具体的に _____ 人で実施）				

- 6 自己評価結果の公表形態（複数回答可）
- a 学校のホームページに掲載
 - b 自己評価結果を報告する冊子を作成して関係者（保護者等）に配布
 - c 学校の発行する情報誌に掲載
 - d その他（具体的に_____）

II 平成 25 年度に実施した学校関係者評価について

1 学校関係者評価の実施状況

- (1) 実施時期：平成 25 年 _____ 月 ~ _____ 月
- (2) 委員会の開催回数 _____ 回

2 学校関係者評価委員会について

- (1) 委員の人数 _____ 人

(2) 委員の選出区分

- ア 柔道整復師関係団体 _____ 人
- | | |
|--------------|-------------|
| (名称： _____) | 役職： _____) |
| (名称： _____) | 役職： _____) |
| (名称： _____) | 役職： _____) |

- イ 接骨院・整骨院関係者 _____ 人
 (経営者： _____ 人 その他： _____ 人)

- ウ 上記以外の業界関係者 _____ 人
- | | |
|----------------|----------|
| (具体的に： _____) | _____ 人) |
| (具体的に： _____) | _____ 人) |

- ◎ 医療施設等関係者 _____ 人
- | | |
|----------------|----------|
| (具体的に： _____) | _____ 人) |
| (具体的に： _____) | _____ 人) |

- ◎ 福祉施設等関係者 _____ 人
- | | |
|----------------|----------|
| (具体的に： _____) | _____ 人) |
| (具体的に： _____) | _____ 人) |

- エ 高等学校関係者 _____ 人
 (校長：現職 _____ 人 元職： _____ 人)
 (その他の役職：具体的に _____ 人) (現職・元職)

オ 保護者_____人
(保護者組織会長等：_____人 一般保護者：_____人)

カ 卒業生_____人 ※ 他の選択肢と重複する方は()でご記入ください。
(同窓会組織役員等：_____人 一般卒業生：_____人)

キ 地域関係者_____人
(自治会役員等：_____人 その他：_____人)

ク 有識者等_____人
(大学関係者：_____人 評価機関関係者：_____人 行政関係者：_____人)
(学校法人評議員：_____人 (評議員区分))
その他：具体的に_____人)

(3) 委員の任期

a 1年 b 2年 c 3年 d 4年 e 規定なし

3 学校関係者評価委員会報告の作成

a 評価委員会で委員が作成
b 評価委員会事務局(学校)が原案を作成し、委員会で承認を受けた
c その他(具体的に_____)

4 学校関係者評価の公表形態(複数回答可)

a 学校のホームページに掲載
b 自己評価結果を報告する冊子を作成して関係者に配布
c 学校の発行する広報誌等に概要を掲載
d その他(具体的に_____)

Ⅲ 学校関係者評価の活用等について

1 学校関係者評価報告書の学内における周知方法(複数回答可)

a 法人の理事会・評議員会等で報告した。
b 学内の教職員全員が出席する会議で報告した。
c 学内で定例的に開催する会議で報告した。
d 学校関係者評価報告書を学内で回覧し周知を図った。
e その他(具体的に_____)
f 特に周知は図っていない。

- 2 学校関係者評価における改善意見等への対応（複数回答可）
- a 自己評価委員会でただちに対応を検討し、改善計画を策定した。
 - b 改善指摘を受けた部署でただちに対応を検討し、改善計画を管理者が取りまとめた。
 - c 学内で定例的に開催する会議の次回議題とし、改善計画を策定した。
 - d 次年度の自己評価委員会で改善計画を検討することとした。
 - e その他（具体的に_____）
- 3 学校関係者評価の効果（複数回答可）
- a 教育の質を保証・向上するために役に立った。
 - b 業界団体や企業が学校に求めていることがよく把握できた。
 - c 柔道整復師分野における最新の動向をよく把握できた。
 - d 教育課程や施設設備について適切な指摘があり、改善点が明確になった。
 - e 教職員の意識改革に資する意見を受けてよい刺激になった。
 - f 今後取り組むべきことについての方向性（指針）が得られて有益であった。
 - g 学校関係者評価の結果を公表したことで学生・保護者等の信頼が得られた。
 - h 高等学校関係者から当校の教育内容に関心を持ってもらえるようになった。
 - i 企業関係者から当校の教育内容に関心を持ってもらえるようになった。
 - j その他（具体的に_____）
- 4 学校関係者評価を行う上で苦勞したこと（複数回答可）
- a 委員の選任区分のバランス
 - b 委員の就任依頼（業務内容説明など）
 - c 企業等への委員就任依頼事務手続き（依頼・承諾文書等）
 - d 委員会開催日程の調整
 - e 委員会に提出する資料の作成
 - f 委員会の議事進行
 - g 施設見学・授業見学への対応
 - h 委員会議事録の作成
 - i 評価報告書の作成
 - j 改善意見等への対応
 - k 教職員・学生等学内に対する評価結果の説明
 - l 保護者等の学外に対する評価結果の説明
 - m その他（具体的に_____）

IV 平成 26 年度における自己評価・学校関係者評価の取組状況

1 自己評価の取組状況

- ア 実施済み (月完了)
- イ 実施中 (月完了予定)
- ウ 未実施 (月着手予定)

2 学校関係者評価の取組状況

(1) 委員の人選

- ア 選任済み (平成 25 度委員と同じ)
- イ 選任済み (新規に人選した)
- ウ 人選中
- エ 未着手

(2) 委員会開催状況

- ア 開催済み (月完了)
- イ 開催中 (月完了予定)
- ウ 未着手 (月着手予定)

(3) 委員会の開催回数 (予定を含む。)

_____回

3 学校評価に関する情報の公表時期

- ア 自己評価報告書 _____月 (予定)
- イ 学校関係者評価報告書 _____月 (予定)

4 平成 26 年度実施において変更・改善した点 (該当項目に回答)

- a 開催時期を早めた。(実施時期 月)
- b 開催回数を多くした。(回)
- c 委員を増やした。(人 ※増やした選任区分 _____) 例：業界関係者委員の増
- d 報告書の作成
- e 公表方法 (具体的に _____) 例：ホームページに掲載
- f その他 (具体的に _____)

V ホームページへの学校評価情報等の掲載について

1 学校情報の掲載ページのアドレス

ア 学校基本情報 URL: _____

イ 自己評価報告書 URL: _____

ウ 学校関係者評価報告書 URL: _____

2 学校評価情報等へのアクセス方法（複数回答可）

a トップページに「学校評価情報」等とリンク先を表示している。

b サイトマップにリンク先を表示している。

c ホームページ内検索機能で表示するようにしている。

d その他（具体的に： _____）

3 学校評価情報等の印刷

a 印刷制限をかけていない。

b 印刷制限をかけている。

（印刷制限をかけている理由）

VI 自由意見欄 （学校評価制度に関するご意見等をご記入ください。）

……アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

職業実践専門課程認定校（柔道整復師養成学科）における
学校評価の実施状況等に関するアンケート調査結果

◎アンケート調査実施校 20 校

◎回答 14 校（回答率 70%）

◎設問に沿って学校からの回答状況をまとめた。

I 平成 25 年度に実施した自己評価について

- 1 評価に関する規定（あてはまる項目に○を付してください。以下同様）
 - a 学則に規定している。(3 校)
 - b 規則（規程等）を制定している。(6 校)
 - c 関連規則（規程等）に規定している。(1 校)
 - d その他（具体的に_____）
 - e 規定していない。(3 校)
 - ※無回答 (1 校)

- 2 平成 25 年度自己評価を実施した学内組織
 - a 常設または臨時設置の自己評価委員会 (10 校)
 - b a 以外の常設の学内委員会組織
 - c 学内の担当部署で実施 (4 校)
 - d 法人本部で実施
 - e その他（具体的に_____）

- 3 実施方法・評価項目
 - a 文部科学省のガイドラインに沿って実施した (13 校)
 - b 従来の方で実施した
 - c その他（具体的に_____）
 - ※無回答 (1 校)

- 4 実施にかかった期間（点検開始～自己評価報告書まとめまでの期間）

a 1ヶ月以内	b 2ヶ月以内 (7 校)	c 3ヶ月以内 (3 校)
d 4ヶ月以内	e 6ヶ月以内 (2 校)	f 6ヶ月を超える期間 (2 校)

- 5 実施に携わった人員（委員会や担当者として従事した人員。資料提供などは除く。）

a 1人	b 2人	c 3人 (1 校)	d 4人	e 5人 (4 校)
f 6人 (1 校)	g 7人 (1 校)	h 8人	i 9人 (1 校)	j 10人
k 11人以上（具体的に 人で実施） 12人 (3 校)、14人 (1 校)、15人 (1 校)、18人 (1 校)				

6 自己評価結果の公表形態（複数回答可）

a 学校のホームページに掲載（14校）

b 自己評価結果を報告する冊子を作成して関係者（保護者等）に配布（1校）

c 学校の発行する情報誌に掲載

d その他（具体的に_____）

13校回答
(内訳)
4月～3月 (2校)
5月～2月 (2校)
6月 (1校)
8月～11月 (1校)
9月～12月 (1校)
9月～1月 (3校)
10月 (1校)
11月 (1校)
11月～2月 (1校)
12月～3月 (1校)

II 平成25年度に実施した学校関係者評価について

1 学校関係者評価の実施状況

(1) 実施時期：平成25年__月～__月 11校回答

(2) 委員会の開催回数 _____回

14校回答
(内訳)
3回 (3校)
2回 (5校)
1回 (6校)

2 学校関係者評価委員会について

(1) 委員の人数 _____人

14校回答
(内訳)
18人 (1校) 16人 (1校)
13人 (1校) 12人 (1校)
9人 (1校)
8人 (2校) 7人 (1校)
6人 (2校) 5人 (3校)
4人 (1校)

(2) 委員の選出区分

ア 柔道整復師関係団体 学校ごとに1人選出 (9校)

(名称：都・県柔道整復師会 役職：会長2校、副会長3校、事業部長1校、学術委員2校)

(名称：県接骨師会 役職：理事1校)

学校ごとに2人選出 (2校)
経営者延3人、その他延1人
学校ごとに1人選出 (5校)
経営者延5人

イ 接骨院・整骨院関係者 _____人
(経営者：_____人 その他：_____人)

ウ 上記以外の業界関係者 _____人
(具体的に： _____人)
(具体的に： _____人)

学校ごとに13人選出 (1校)
具体的な記述なし
学校ごとに7人選出 (1校)
具体的な記述なし
学校ごとに3人選出 (1校)
鍼灸院関係者(3人)
鍼灸院長1人、その他4人
学校ごとに2人選出 (1校)
鍼灸師会から1人、
針きゅうマッサージ会から1人
学校ごとに1人選出 (5校)
都県鍼灸師会から3人
卒業生1人
具体的な記述なし1人

◎ 医療施設等関係者 学校ごとに1人選出 (2校)

(具体的に：大阪府臨床工学技師会 1人)

整形外科医院理事長 1人

民間医療機関 1人

5人 (1校)

※5人と回答した学校 具体的な記述なし

◎ 福祉施設等関係者 学校ごと1人選出 (2校)

(具体的に: 県会議福祉協会 1人)

(具体的に: 介護施設 1人)

エ 高等学校関係者 学校ごと1人選出 (5校)

(校長: 現職 延2人 元職: 2人)

(その他の役職: 具体的に 副校長1人 進路指導部長1人) (現職・元職)

具体的な役職無回答1人1校

オ 保護者 人

(保護者組織会長等: 人 一般保護者: 人)

学校ごとに1人選出 (6校)

保護者組織1人、一般保護者5人

学校ごとに2人選出 (1校)

一般保護者2人

学校ごとに3人選出 (1校)

一般保護者3人

カ 卒業生 人 ※ 他の選択肢と重複する方は () でご記入ください。

(同窓会組織役員等: 人 一般卒業生: 人)

学校ごとに1人選出 (9校)

同窓会組織4人、一般卒業生4人、

どちらか不明1人

学校ごとに2人選出 (4校)

同窓会組織3人、一般卒業生5人

キ 地域関係者 1人 (4校)

(自治会役員等: 2人 その他: 2人)

ク 有識者等 1人 (4校) 4人 (2校)

(大学関係者: 1人 評価機関関係者: 人 行政関係者: 2人)

(学校法人評議員: 4人 (評議員区分))

その他: 具体的に 他校の事務局長 1人 一般企業関係者 1人)

(3) 委員の任期

a 1年 (10校) b 2年 (4校) c 3年 d 4年 e 規定なし

3 学校関係者評価委員会報告の作成

a 評価委員会で委員が作成 (1校)

b 評価委員会事務局 (学校) が原案を作成し、委員会で承認を受けた (13校)

c その他 (具体的に _____)

4 学校関係者評価の公表形態 (複数回答可)

a 学校のホームページに掲載 (14校)

b 自己評価結果を報告する冊子を作成して関係者に配布 (1校)

c 学校の発行する広報誌等に概要を掲載

d その他 (具体的に _____)

Ⅲ 学校関係者評価の活用等について

- 1 学校関係者評価報告書の学内における周知方法（複数回答可）
 - a 法人の理事会・評議員会等で報告した。（6校）
 - b 学内の教職員全員が出席する会議で報告した。（5校）
 - c 学内で定例的に開催する会議で報告した。（7校）
 - d 学校関係者評価報告書を学内で回覧し周知を図った。（4校）
 - e その他（具体的に ホームページに掲載した。（2校））
 - f 特に周知は図っていない。（1校）

- 2 学校関係者評価における改善意見等への対応（複数回答可）
 - a 自己評価委員会でただちに対応を検討し、改善計画を策定した。（9校）
 - b 改善指摘を受けた部署でただちに対応を検討し改善計画を管理者が取りまとめた。（8校）
 - c 学内で定例的に開催する会議の次回議題とし、改善計画を策定した。（4校）
 - d 次年度の自己評価委員会で改善計画を検討することとした。（2校）
 - e その他（具体的に _____）

- 3 学校関係者評価の効果（複数回答可）
 - a 教育の質を保証・向上するために役に立った。（13校）
 - b 業界団体や企業が学校に求めていることがよく把握できた。（12校）
 - c 柔道整復師分野における最新の動向をよく把握できた。（7校）
 - d 教育課程や施設設備について適切な指摘があり、改善点が明確になった。（5校）
 - e 教職員の意識改革に資する意見を受けてよい刺激になった。（6校）
 - f 今後取り組むべきことについての方向性（指針）が得られて有益であった。（9校）
 - g 学校関係者評価の結果を公表したことで学生・保護者等の信頼が得られた。（1校）
 - h 高等学校関係者から当校の教育内容に関心を持ってもらえるようになった。（1校）
 - i 企業関係者から当校の教育内容に関心を持ってもらえるようになった。（5校）
 - j その他（具体的に _____）

- 4 学校関係者評価を行う上で苦勞したこと（複数回答可）
- a 委員の選任区分のバランス（2校）
 - b 委員の就任依頼（業務内容説明など）（11校）
 - c 企業等への委員就任依頼事務手続き（依頼・承諾文書等）（10校）
 - d 委員会開催日程の調整（10校）
 - e 委員会に提出する資料の作成（2校）
 - f 委員会の議事進行（1校）
 - g 施設見学・授業見学への対応
 - h 委員会議事録の作成（1校）
 - i 評価報告書の作成（1校）
 - j 改善意見等への対応（3校）
 - k 教職員・学生等学内に対する評価結果の説明
 - l 保護者等の学外に対する評価結果の説明
 - m その他（具体的に_____）

IV 平成26年度における自己評価・学校関係者評価の取組状況

- 1 自己評価の取組状況
- ア 実施済み 9校回答
(内訳) 5月7校
8月2校
 - イ 実施中 2校回答
(内訳) 10月完了予定1校
11月完了予定1校
 - ウ 未実施 3校回答
(内訳) 10月開始予定1校
12月開始予定1校
- 2 学校関係者評価の取組状況
- (1) 委員の人選
- ア 選任済み（平成25年度委員と同じ）（7校）
 - イ 選任済み（新規に人選した）（7校）
 - ウ 人選中
 - エ 未着手
- 11校回答
(内訳) 6月 5校
7月 2校
8月 1校
9月 2校
時期不明1校
- (2) 委員会開催状況
- ア 開催済み
 - イ 開催中
 - ウ 未着手（ 月着手予定）
- 3校回答
(内訳) 10月完了予定2校
2月完了予定1校
- (3) 委員会の開催回数（予定を含む。）
- 14校回答
(内訳) 2回7校
1回7校

3 学校評価に関する情報の公表時期

ア 自己評価報告書（予定含む） 14校回答

（内訳）3月1校、6月3校、7月3校、8月2校、9月2校
10月1校、11月1校、12月1校

イ 学校関係者評価報告書（予定含む） 14校回答

（内訳）7月4校、8月1校、9月3校、10月2校、11月2校、
12月2校

4 平成26年度実施において変更・改善した点（該当項目に回答）

a 開催時期を早めた。（10校）（実施時期6月5校、7月1校、8月1校、9月3校）

b 開催回数を多くした。（ 回）

c 委員を増やした。（2校）業界関係者委員の増2校

d 報告書の作成

e 公表方法（具体的に _____ ）例：ホームページに掲載

f その他（具体的に _____ ）

V ホームページへの学校評価情報等の掲載について

1 学校情報の掲載ページのアドレス

ア 学校基本情報 URL: 回答あり14校 _____

イ 自己評価報告書 URL: 回答あり14校 _____

ウ 学校関係者評価報告書 URL: 回答あり14校 _____

2 学校評価情報等へのアクセス方法（複数回答可）

a トップページに「学校評価情報」等とリンク先を表示している。（4校）

b サイトマップにリンク先を表示している。（6校）

c ホームページ内検索機能で表示するようにしている。（2校）

d その他（具体的に： _____ ）

記述（4校）

・情報公開のページに「学校評価」という項目を設けて、その中にPDFとして掲載している。（1校）

・トップページを含むすべてのページに「情報提供」のリンクを置いている。（3校）

3 学校評価情報等の印刷

a 印刷制限をかけていない。(12校)

b 印刷制限をかけている。(2校)

(印刷制限をかけている理由)

- ・変更や再編集を防ぐため

VI 自由意見欄 (学校評価制度に関するご意見等をご記入ください。)

記述 (1校)

- ・業界の動向や求められる人材像についての意見を直接聞くことができるので、学科運営、学校運営に良い効果が出ている。
- ・保護者や高等学校関係者、地域関係者などからこれまでとは違った視点での意見や指摘をいただき、学校運営のすみずみまで整備しなければならないことを再認識できた。
- ・学校が業界や地域、他の教育機関など社会全体に対して持つ責任の重さを教職員が理解するきっかけとなった。(より強く感じるできるようになった。)
- ・制度を形骸化させてしまわないよう、今後も真摯に努力していきたい。

以上

平成 27 年 3 月発行（禁無断掲載）

文部科学省受託事業

「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進
柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築
事業成果報告書

発行 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6階
電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-9625